

令和 7 年

厚生委員会会議録

と き 令和7年9月22日

品川区議会

令和7年 品川区議会厚生委員会

日 時 令和7年9月22日（月） 午前10時00分～午後6時00分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第2委員会室

出席委員	委員長 田中たけし	副委員長 えのした正人
	委員 渡辺ゆういち	委員 大倉たかひろ
	委員 あくつ広王	委員 鈴木ひろ子
	委員 吉田ゆみこ	委員 やなぎさわ聡

出席説明員	新井副区長	寺嶋福祉部長
	東野参事 （福祉部福祉計画課長事務取扱）	佐藤障害者施策推進課長
	松山障害者支援課長	菅野高齢者福祉課長
	檜村高齢者地域支援課長	豊嶋生活福祉課長 （生活支援臨時給付金担当課長兼務）
	阿部健康推進部長 （品川区保健所長兼務）	高山健康推進部次長 （品川区保健所次長兼務） （地域医療連携課長事務取扱）
	勝亦健康課長	赤木生活衛生課長
	五十嵐参事 （健康推進部保健予防課長事務取扱）	石橋品川保健センター所長
	福地大井保健センター所長	飛田荏原保健センター所長
	山下国保医療年金課長	

○午前１０時００分開会

○田中委員長

それでは、ただいまから厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査、およびその他を予定しております。

なお、福祉計画課長および障害者施策推進課長については、議案審査のため、冒頭から総務委員会に出席しております。

また、審査の都合上、審査・調査予定表の順番を一部入れ替えて進めてまいります。

最後に、机上に配付しております令和７年陳情第２９号の写しは、議長より参考送付を受けたものでございます。後ほどご確認ください。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日は２名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

１ 議案審査

(２) 第１１４号議案 指定管理者の指定について

(３) 第１１５号議案 指定管理者の指定について

(４) 第１１６号議案 指定管理者の指定について

○田中委員長

それでは、予定表１の議案審査を行います。

議題に入ります前に、進行についてご案内させていただきます。

指定管理者の指定に関する合計８議案につきましては、効率的な委員会運営を図るため、施設の種別や建物ごとに３つに分類して審議を進めてまいりたいと思います。ただし、採決はそれぞれ各議案ごとに行いますので、よろしくお願いいたします。なお、今回の議案は指定管理者の指定に関するものでございますので、その点を踏まえて、皆様ご質疑をよろしくお願いいたします。

それでは最初に、(２)第１１４号議案、(３)第１１５号議案、および(４)第１１６号議案、指定管理者の指定についての３議案を関連するものとして一括して議題に供します。

本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○菅野高齢者福祉課長

それでは私から、まず第１１４号議案、指定管理者の指定についてご説明いたします。資料をご覧ください。

１、管理を行わせる施設は、名称は品川区立大崎在宅サービスセンターです。所在地は品川区大崎二丁目１１番１号です。

２、指定管理者候補者です。名称は社会福祉法人福栄会です。代表者および所在地は記載のとおりです。

３、指定期間です。令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５年間です。

４、指定管理者候補者の選定です。公募型プロポーザル方式にて応募があった１事業者につきまして、指定管理者候補者選定予備委員会の審議を経た後、選定委員会にてプレゼンテーションおよびヒアリングを実施の上、総合的に審議および評価を実施し、指定管理者候補者としました。

選定理由につきましては報告書によりご説明いたしますので、品川区立大崎在宅サービスセンター指

定管理者候補者選定結果等報告書をご覧ください。報告書の１ページ、電子では６ページとなります。

Ⅰ、選定した指定管理者候補者についての、６、選定理由をご覧ください。利用者の個別性・状態像に応じた柔軟なサービス提供や、介護予防プログラムやリハビリ機器の導入等による積極的な事業提案を評価し、法人内の横断的な職員体制の整備等により安定した運営を見込むことができること、また長年培った地域との関係性を活かして地域貢献や区と連携した運営管理が期待できることです。

５、指定管理者候補者の選定までの経緯につきましては、報告書の２ページ、電子では７ページの、Ⅲ、選定経過のとおりです。なお、選定予備委員会は令和７年７月２５日、選定委員会は８月７日に開催いたしました。

最初の資料に戻っていただいて、最後に、６、今後のスケジュールのところでは、指定管理者の指定議決後、指定管理者指定通知書を送付し、管理運営等に関する協議を行った上で、協定を締結いたします。

第１１４号議案については、以上となります。

続きまして、第１１５号議案になります。資料をご覧ください。

１、管理を行わせる施設です。名称は、品川区立小山在宅サービスセンターです。所在地は、品川区小山七丁目１４番１８号です。

２、指定管理者候補者です。名称は、社会福祉法人三徳会です。代表者および所在地は記載のとおりです。

３、指定期間です。令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５年間です。

４、指定管理者候補者の選定です。同じく公募型プロポーザル方式にて応募があった１事業者につきまして、指定管理者候補者選定予備委員会の審議を経た後、選定委員会にてプレゼンテーションおよびヒアリングを実施の上、総合的に審議および評価を実施し、指定管理者候補者としました。

選定理由につきましては報告書によりご説明いたしますので、品川区立小山在宅サービスセンター指定管理者候補者選定結果等報告書をご覧ください。報告書１ページ、電子では６ページになります。

Ⅰの６、選定理由のところですが、読ませていただきます。小規模施設ならではの個別性に配慮したサービス提供の柔軟性や認知症介護に関する高い専門性により利用者に寄り添った安定した運営が見られる点や、通所前後の在宅生活を見据えたプログラム開発や家族支援などの積極的な事業提案が見られる点、また認知症関連事業への参画や、地域・近隣施設との連携などの提案もある点を評価し、今後も区と連携した運営管理が期待できることです。

５、指定管理者候補者の選定までの経緯につきましては、同じく報告書の２ページ、電子では７ページ、Ⅲ、選定経過のとおりです。なお、選定予備委員会は令和７年７月２５日、選定委員会は８月７日に開催いたしました。

最初の資料に戻っていただきまして、最後に、６、今後のスケジュールは、先ほどと同様で、指定管理者の指定議決後、指定管理者指定通知書を送付し、管理運営等に関する協議を行った上で、協定を締結いたします。

最後に第１１６号議案となります。こちらをご覧くださいだと思います。

１、管理を行わせる施設です。名称は、品川区立月見橋在宅サービスセンターです。所在地は、品川区南大井三丁目７番１０号です。

２、指定管理者候補者です。名称は、社会福祉法人さくら会です。代表者および所在地は記載のとおりです。

3、指定期間ですが、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

4、指定管理者候補者の選定です。公募型プロポーザル方式にて応募があった1事業者につきまして、指定管理者候補者選定予備委員会の審議を経た後、選定委員会にてプレゼンテーションおよびヒアリングを実施の上、総合的に審議および評価を実施し、指定管理者候補者となりました。

選定理由につきましては報告書によりご説明いたしますので、品川区立月見橋在宅サービスセンター指定管理者候補者選定結果等報告書をご覧ください。報告書の1ページ、電子6ページ、Iの6、選定理由のところをご覧ください。

利用者が主体的に取り組む活動を積極的に取り入れることで、利用者満足度を高めつつ重度化・認知症予防につなげることができる点や、様々なイベントの企画や区主催事業との連携を通じて高齢者への理解促進や認知症の啓発を行うなど積極的な事業提案が見られる点を評価し、スポットワーカーやボランティアの活用、人材確保・定着に関する法人プロジェクトなどにより柔軟で安定的な運営管理が期待できることです。

5、指定管理者候補者の選定までの経緯につきましては、同じく報告書の2ページ、電子では7ページ、Ⅲ、選定経過のとおりです。なお、選定予備委員会は令和7年7月25日、選定委員会は8月7日に開催いたしました。

最初の資料にお戻りいただきまして、最後に、6、今後のスケジュールです。指定管理者の指定議決後、指定管理者指定通知書を送付し、管理運営等に関する協議を行った上で、協定を締結いたします。

○田中委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。

そのほかの、今回は8件ということで共通しているのだと思うのですが、選考基準の評価項目・配点のところを確認したいのですが、100点満点の基準で、最後に別添で評価項目と配点というのがあるのですが、それが、選考委員が4名いらっしゃるから、掛ける400点満点ということでもいいのかどうかということ。

あと、併せて質問してしまいますけれども、「委員の意見」のところは、基本的には前向きな意見というか、肯定的な意見が多いのですが、その点数によっては、今おっしゃられた、今説明していただいた3つの中には点数が低い部分もあるところについての意見については、正直あまり読み取れないか、読み取れるのかもしれませんが直接マイナス表現にはなっていないところがあるので、毎回、多分同じような形で委員会では説明していただいていると思うのですが、課題みたいなのところも、ぜひ見せていただきたいと思うというのが2点目。

それと、まとめて質問しますが、第116号議案、品川区立月見橋在宅サービスセンターのところで、最初のところ。電子で8ページですか、「委員の意見」の中で、財政的には赤字だという話を書いてあるのです。ページ数では3と書いてありますけれども、「委員の意見」の中で、「事業活動は赤字が連続しており、資金収支や貸借対照表は平均を下回っている」という委員の意見が書いてあるのですが、それに対して、最後の公的な意見での財政面での前向きな評価というところが、正直、読み取れなかった。離職防止等というのは書いてあるのですが、その辺りについて、どのように評価をされたのか。点数的には、満点40点のうち32点となっているのですが、その辺りをどういうふうに評価

されて、今回、内定というか、そのようになったのか、教えていただければと思います。

以上、3点です。

○菅野高齢者福祉課長

3点ご質問を頂きましたので、順番にお答えさせていただきます。

まず、評価の点のところですが、委員ご指摘のとおり、お1人100点満点で、評価項目はそれぞれ配点させていただいて、つけさせてもらっております。審査員が4人いますので、400点満点ということになります。

そして、2つ目の「委員の意見」と、肯定的で低い部分が読み取れないという部分につきましては、選定委員会の中では、やはり事業収支において赤字の部分については解消できるのかなどという質問等が委員から出ていたというところは事実でございます。委員の中には、介護報酬の加算等を積極的に取ることによって収支の収入を増やしていった、少しでも赤字解消になるというのではないかなというような助言等をしていただく場面もございました。そういった部分につきましても、今後はこういった報告書の中に盛り込んでいけたらと思っております。

そして、最後の資金収支の部分については、今、月見橋在宅サービスセンターの報告書を例に出していただいておりますが、恐らく報告書は、紙では3ページ、電子では8ページの「財務評価について」というところで、「事業活動は赤字が連続しており、資金収支や貸借対照表は平均を下回っている」というところにつきましては、法人、ここについては、さくら会の指定管理者ということになりますので、法人全体の財務評価というところで、経営分析等を専門家にお願いしている結果がここに記載された状況になっておりますので、月見橋在宅サービスセンター1つだけ見るのではなくて、法人全体がそうだといいところで、こちらにつきましては法人全体の取組というところで、そこをもってしても、月見橋在宅サービスセンターの提案については前向きだということ、今回は選定させていただきました。

○あくつ委員

ありがとうございます。

今、ご説明の中で若干、最初の説明の中で触れられたと思いますけれども、恐らくこの3つの、今ご説明があった部分、また残りのところについても、10年経過していないから公募していない、非公募のところもあると思うのですけれども、公募したところについては、ほかは多分、手を挙げなかったのだろうと。先程1社というか、1つの団体が手を挙げたとおっしゃっていたので、そういうところもあります。そういう中で1つしか選ばざるを得ないという環境もあるということもあると思うし、私も別に異論はないのですけれども、各施設、一生懸命やっていたいて、恐らくそんなに区民からの不満というものは私のところには上がってきていないので、高評価なのかと思うのですけれども、先ほど2回目の答弁の中にもありましたけれども、やはりそういうマイナス要素も含めて、逆に1つしかないから選ばざるを得なかったからしょうがないのだという印象ではなくて、さっきおっしゃったように、こういうマイナス要素もあるのだけれども、法人全体で見たときのものであって、1つの施設だけを見たものではなくてというようにところでの、提案がよかったなどといったところが読み取れるような報告であればありがたいと思います。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

○鈴木委員

今回、ここの指定管理者の、平塚橋ゆうゆうプラザを除くほかのところというのは、年数が15年以

上たって、全てプロポーザルでやったわけですがけれども、全て公募したにもかかわらず1事業者しか応募がなかったという状況なのですがけれども、これはどれぐらいの範囲で公募をかけたのか。全てこれまでの事業者で、その枠で長い間受託していただいている一定大きな社会福祉法人というところに、また引き続いてやっていただくということでの提案になっていると思うのですがけれども、これまでの事業者しか応募がないということに対しては、制度の趣旨からして、区としてはどう捉えているのか、改善が必要ということで考えられているのか、その点を1点伺いたいと思います。

それから、小山台在宅サービスセンターなのですが、これは、あしたの委員会の中でモニタリングの報告がありますので、それを見てみたのですがけれども、かなり利用率が年々上がってはきているのですがけれども……。

○田中委員長

ごめんなさい。小山台ですか。

○鈴木委員

ごめんなさい。小山在宅サービスセンター。

○田中委員長

小山ですね。

○鈴木委員

57.9%ということで低い状況なのですがけれども、先ほど、月見橋在宅サービスセンターが赤字ということがありましたけれども、小山在宅サービスセンターも毎年、1,000万円を超える赤字になっているのです。10人という小規模であるにもかかわらず1,000万円を超える赤字という状況で、報告書の中でも財務状況というのがここに出ていまして、40点満点のところ、26点ですか。そういう低い財務状況になっているのですがけれども、ここはどう考えられて、改善というのはどういうふうに対策が提案されているのか、その点についても伺いたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長

今回の公募につきましては、それぞれ1事業者というところの申込みということなのですが、まず公募の仕方としては、ホームページに公募要項等を掲載することで、事業者には周知させていただいております。公募の期間はおおむね2週間程度を設けさせていただいて、周知させていただいております。その結果、説明会には、1事業者以外にも参加された事業者もいたのですがけれども、最終的には、現に指定管理をしている事業者のみが応募したという結果となっているということです。

そして、小山在宅サービスセンターにつきましては、認知症の単独のデイサービスというところで、定員が少ないというところもありますので、なかなか利用率が、1人当たり、1人抜けると利用率が下がってしまうといった難しさもあります。

そして、もともとのコンセプトとして、やはり家庭的な雰囲気、ゆったりとした中での個別ケアが認知症の方には望ましいというところで、定員を少なくして、小山の家という形で平成10年に開設したものののですがけれども、そのコンセプトとは裏腹に、やはり定員が少ないというところもありますので、なかなか事業収支が難しいというお話はあります。

申し込んでいただいた事業者とも、もともと認知症デイサービスの難しさみたいなものも、ほかの指定管理施設、在宅サービスセンターにおいても同じような問題が起きているというところもありますので、その辺りのところは今後運営をしていく中で、認知症デイサービスの在り方についても事業者とは協議をしながら、赤字解消に向けて、ともに運営していきましょうというようなお話はさせていただ

ております。

○鈴木委員

この形で長い間、指定管理者を受けていただいて、それで改めて公募して選定していくという趣旨からして、1事業者という状況に対しては、区としてはどういうふうに捉えられているかということもお聞かせいただけたらと思います。

それから今回、デイサービスの指定管理者が多いのですが、デイサービスというのは、すごく経営が厳しい状況があると思うのです。訪問介護のステーションと、何というのですか、倒産件数なども、訪問介護のヘルパーステーションに次いで、デイサービスの倒産件数が多くて、そういうところで経営が厳しい状況というのもあると思うのですけれども、報酬の部分というのに問題があるのではないかと私は思いますし、また総合事業で、デイサービスと訪問介護が、要支援が総合事業ということで、報酬がやはり介護報酬よりも低いという構造的な問題もあるのかなと思うのですけれども、デイサービスとしての赤字の体質というところから、公募もなかなか手を挙げにくい、収支がなかなかプラスにならないというところで手を挙げにくいという状況もあるのではないかと思います。そういう構造的なところも含めてどう考えられるかも伺いたと思います。

○菅野高齢者福祉課長

1事業者のみの提案というところと、あとデイサービスの赤字が多いという構造上の体質というのですか、そういった部分についてのご指摘だとは思いますが。

確かに国の福祉医療機構の調査等も見させていただきますと、デイサービスの4割が赤字だというような結果も出ていたとは捉えております。そうした中で区立の在宅サービスセンターをどのように運営していくかというところは、事業者と共に今後も考えていかななくてはいけないところかと思います。

区立のいいところとしましては、通常のデイサービス以外に介護者教室をやったり、あとは介護認定を受けていない方に短時間サービスという形で提供したり、あとは介護予防事業を委託して、そちらもやってもらうという、予防から連続的に関わるといったところが、区立のデイサービスのいいところだとは思いますが、やはり今後も続けていただけるような事業スキームになっていかななくてはいけないというところでは、基本協定以外にも年度協定を毎年行っておりますので、モニタリングなども通じて事業収支等を十分分析した上で、事業者と共に安定した運営を目指していきたいと思っております。

○鈴木委員

本当に構造的な大本は、国の介護報酬の引き下げというところが大本の憂いになっていると思うのですけれども、そういうところも含めて、私は区から、こういう実態ということも、課長会や全国の市長会など、いろいろあると思いますので、ぜひ声を上げていただいて、成り立つ事業というところにも声を上げていただきたいと要望しておきたいと思えます。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

○吉田委員

今までの質疑でいろいろなことが分かってまいりましたが、私も、応募事業者が少ないというのは、厚生委員会に係るものだけではなくて、いろいろなところで品川区の課題としてあるのかなと思っております。

例えば福祉の分野でいうと、その世界ではかなりの見識と力を持った方と認識されている方も、品川区では残念ながら事業をやってくださらないのです。やはり、品川区には応募に手を挙げにくい要因が

あるのではないかと思いますのですけれども、その方もはっきりとはその理由を、「品川区はちょっとやりにくいんだよね」ぐらいのご意見しかくださらないので詳細な理由は分からないのですけれども、ほかの自治体から法人などを呼び込むような方策というのは考えておられないのかというのを、1個、伺いたいです。

それから、評価の中に、財務についての評価は当然入っているのですけれども、生活者ネットワークとしてはずっとこういうところに、働く人への、労務管理と言ってしまうといいのか、働く人への管理になりますか、働く方への方針というか、働く方たちがこのような形で働きやすい体制を取っているという評価点が、そもそも入っていないように思ったのですけれども、どこから読み取るべきというご指摘があれば伺いたいと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長

応募者が少ないというところのご指摘等についてなのですが、区としてはホームページ等でお知らせさせていただいておりますので、様々な事業者がホームページを見て、思わぬところから応募がある場合もございますので、そういったところは一定の周知はさせていただいているのかなというところで、やはり事業収支のところが難しいからというご指摘なのですけれども、一方で高齢者の施設だったりすると、事業者が替わることによって、高齢者の方がすごく顔なじみの関係を大事にしているというところから難しさもあったりするので、その辺り、制度として指定管理者のいいところを活用する一方、切磋琢磨して事業者が頻繁に替わることによって、利用者の安定した利用ができなくなる懸念もあったり、すごく難しいところだなというのを日々感じているところではあります。

実際に働いている方の労務管理につきましては、指定管理者の制度の中で労務環境調査というのを、指定管理者3年目に実施させていただいておりますので、その中の資料等も見ますと、現指定管理者においては良好な労務環境であるという評価は出ておりますので、その辺りも含めて特に問題がないとは、総合的には評価させていただいております。

ただ、今回の報告書の点数の中で、その部分がなかなか示されないのではないかなというようにお話にはなるのですが、例えば、公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているか、あと2番の、適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであるかといった部分において、そういったことも含め、離職率等も見させていただいておりますので、総合的に判断はさせていただいているところです。

○吉田委員

分かりました。ただ、やはり、どの点を評価してこの事業者を選んだかということを議論する場ですので、働く人への労務管理という言い方がいいのか分からないのですけれども、ずっとやはり財務の点検というのは当然必要で、そこはたとえ赤字であっても、事業全体の中から、必ずしも赤字だから駄目ということではなくて、ちゃんと評価しているわけで、やはり働く人の働きやすさというか、そういうことも事業者として、本当にこれからはちゃんとその辺も評価点として明らかにして、議論の場に提供していただけたらと思います。

労務についてのモニタリングということで、今まで何年かたつてのモニタリングのときに労務の管理の視点を入れていただきたいと、ずっと要望してきたときには、たしか、事業者を選定するときには、その視点をちゃんと入れておりますというご答弁を頂いていたので、こういうところにも評価として出てくるのかなと思っていたのですが、残念ながらそれが見えなかったもので、やはり報酬のこともすごく大事だと思いますけれども、本当にこういうお仕事は、私の娘も介護施設で働いていますけれども、本

当に厳しい状況であるのは確か。ただ、とても仕事が好きだから頑張っているというような人たちが多いのではないかと思います。両方考えると、好きだからやっているという人たちの「好きだから」に甘えるべきではない。ちゃんと労務管理もきちんとされているし、報酬についても適正であるという、どうしてもそれは財務状況と関連しますけれども、そのような視点での評価を私はしたいと思いますし、それは今後されるべきではないかと思いますので、その点についての資料の作り方等も、ぜひ今後は工夫していただきたいと思います。

それから、いろいろな事業者を呼び込む、先ほどホームページに公募しているとおっしゃっていましたが、2週間程度ですよ。それで、2週間でこれしか集まらないのであれば、もう少し工夫も必要ではないかと思います。説明会には複数の事業者が参加してくださったということで、でも結局、説明を聞いて応募には至らなかったわけで、その点についても今後……、こういう聞き取りはしてはいけないのかしら。どこがそちらの事業者の、手を挙げるに至らなかった理由になるのかというのが、もし調査できるようであったら、その点についても今後の応募の募集のときに検討していただけたらと思います。もし何か見解があったら伺いたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長

今、委員がおっしゃった、労務について、人材の育成等については、例えば事業者からの提案書の中には人材育成についてだったり、あとは離職票の集計表などもご提案いただきまして、その中で総合的に、この事業者にはお願いできるというような判断をさせていただいておりますので、その辺り、この報告書の中では少し見えづらいというお話もございました。その辺りは今後、研究してまいりたいと思っていますところですよ。

○田中委員長

ほかにご発言はありますでしょうか。

○やなぎさわ委員

先ほども議論があって、ほかの委員の方もおっしゃっていましたが、やはり通所介護事業所というのは4割近くが赤字ということで、手を挙げる法人も少ないのかなと思いますので、その辺は本当に課題だと改めて感じております。

今回の指定管理の選定の中で、処遇改善加算に関して、取得に関して評価というか、基準として入っているのかどうか、お伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長

処遇改善加算につきましては、具体的には加算を取られていますかというような、そのの部分についての確認等はしてはいないのですけれども、その辺りは、離職率などといったところの全体的なバランスを見ながら、評価をさせていただいているというところになります。

○やなぎさわ委員

今日、指定管理で出ている中で調べてみたら、大崎在宅サービスセンターだけ、介護職員の処遇改善加算が1ではなくて2の取得になっているというふうに、東京都の公共情報で出てきたのです。やはり当然、品川区としても恐らく、処遇改善加算1を取るような取組というか、されていらっしゃるかなと思いますし、要は職員の報酬というか、お給料を上げるためにも、やはりそれは大前提になってくると思いますし、民間の普通にやっているデイサービスではなくて、こういう指定を受けてやっているところであれば、その辺はより厳格にするべきだと思いますので、ぜひそういった指定に関して、処遇改善加算は1を取るようなところをしっかりと確認して、そして取れていなければ促すような取組も必要か

と思うのですが、いかがでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長

現状の公募要項の中には、そこまでの現実的な処遇改善加算についても、決め事として申込みをしていただいているわけではないので、処遇改善加算については、それぞれ事業者によって差が出てくる可能性もあるのかなと考えております。区内法人でもありますので、ご指摘の所得改善加算については、今後積極的に取っていただくような働きかけ等をしてまいりたいとは思っております。

○やなぎさわ委員

ぜひこれは、取れるものなら確実に1を取っていただいたほうが、もう確実に職員の処遇というかお給料がよくなると思いますので、そこはしっかりと、ぜひ区から働きかけを強くお願いできればと思います。

あと別件で、東京都が出している福ナビ、とうきょう福祉ナビゲーションの情報も確認したのですが、小山在宅サービスセンターと月見橋在宅サービスセンターが、福ナビの情報がほとんど入っていないのです。トップの項目の1だけ書かれていて、2から8の情報が全く空白になってしまっているのです。やはり、指定管理を受けている事業者なので、その辺は最低限、情報を載せるとか、あと、この後も出てきますけれども、情報がほとんど更新されていないような事業所もあるのです。開設したときから変わっていないみたいなのところもあって、正直、そんなに多くの人が福ナビの情報を見ているとは思わないけれども、そういったこともあって更新していない事業所というのは、全ての事業を含めてあるのですけれども、指定を受けているというところになると、それなりのやはり体制はしっかり整えていかないと、区としても指定を与えているわけですから、その辺の指導はしっかりしてほしいと思うのですけれども、いかがでしょう。

○菅野高齢者福祉課長

福ナビの部分につきましては、私も確認等はさせていただきたいと思っているところですが、これも東京都でやっているプラットフォームというか、そういった形でいろいろご覧になられる方もいらっしゃるのかなというところで、事業者には、ぜひ活用してくださいというところで、今後働きかけをしてまいりたいと思っております。

○やなぎさわ委員

そうですね。数は多くないとはいえ、やはり自分の地域でこういったデイサービスがあるのかなど、福祉資源を探すときに、検索して出てくるところだと思うので、これは非常に利用者が利用につながる入り口になると思うので、この辺は、東京都でやっているものではありませんけれども、区としてもしっかり、指定を与えている事業所に関しては注意して見ていただきたいと思います。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に各会派の態度を確認いたします。態度の確認に関しましても一括してお伺いしたいと思います。議案によって態度が異なる場合は、その旨が分かるようお願いいたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会から、それぞれの議案ごとに態度をよろしくお願いします。

○えのした副委員長

賛成します。

○田中委員長

3つ全部ですか。

○えのした副委員長

3つ全部です。

○大倉委員

全て3つとも賛成します。

○あくつ委員

3件とも賛成いたします。

○鈴木委員

3議案とも賛成です。

○吉田委員

3つとも賛成いたします。

○やなぎさわ委員

3件とも賛成です。

○田中委員長

それではこれより、それぞれ確認いたします。(2)第114号議案、指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、(3)第115号議案、指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、(4)第116号議案、指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(1) 第113号議案 指定管理者の指定について

(7) 第119号議案 指定管理者の指定について

(8) 第120号議案 指定管理者の指定について

○田中委員長

次に、(1)第113号議案、(7)第119号議案、および(8)第120号議案、指定管理者の指定についての3議案を、関連するものとして一括して議題に供します。

本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○菅野高齢者福祉課長

それでは、まず私から第113号議案についてご説明させていただきますので、そちらの資料をお開けください。

管理を行わせる施設は、こちらでは2施設あります。

まずは、(1)の品川区立八潮在宅サービスセンターについてご説明させていただきます。所在地は、品川区八潮五丁目10番27号です。

2、指定管理者候補者ですが、名称は社会福祉法人品川総合福祉センターです。代表者および所在地は記載のとおりです。

3、指定期間です。令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

4、指定管理者候補者の選定です。公募型プロポーザル方式において行い、応募があった1事業者につきまして、指定管理者候補者選定予備委員会の審議を経た後、選定委員会にてプレゼンテーションおよびヒアリングを実施の上、総合的に審議および評価を実施し、指定管理者候補者といたしました。

選定委員につきましては、別紙、品川区立八潮在宅サービスセンターおよび品川区立八潮わかさ荘指定管理者候補者選定結果等報告書をご覧くださいと思います。報告書は1ページ、電子では6ページとなります。

Iの6、選定理由のところですが、利用者のニーズや状態像に幅広く対応するための柔軟な受入れ体制の整備や、地域特性に対応した独自のサービスプログラムなど積極的な事業提案が見られる点が評価でき、イベント・支え愛活動との連携を通じた地域貢献により着実な運営を見込むことができることです。

5、指定管理者候補者選定までの経緯につきましては、報告書の2ページ、電子7ページ、Ⅲ、選定経過のとおりとなります。なお、選定予備委員会は令和7年7月25日、選定委員会は8月19日に開催いたしました。

続きまして、最初の資料にお戻りいただきまして、1、管理を行わせる施設の(2)になります。品川区立大井在宅サービスセンターにつきまして、ご説明させていただきます。所在地は、品川区大井四丁目14番8号です。

2、指定管理者候補者および3、指定期間につきましては、八潮在宅サービスセンターと同様となっております。

4、指定管理者候補者の選定です。この経過につきましても、八潮在宅サービスセンターと同様です。

選定理由につきましては、別紙、品川区立大井在宅サービスセンターおよび品川区立大井倉田わかさ荘指定管理者候補者選定結果等報告書をご覧ください。報告書の1ページ、電子では16ページになります。Iの6、選定理由のところですが、体調や気分に合わせて幅広いプログラムの提供や、独自の介護予防プログラムや認知症プログラムなど積極的な事業提案が見られる点が評価でき、課題解決に向けた法人内の専門部会による運営改善の取り組みにより安定した運営を見込むことができることです。

そして、5、指定管理者候補者の選定までの経緯につきましては、報告書の2ページ、電子では17ページ、Ⅲ、選定経過のとおりとなります。なお、選定予備委員会は令和7年7月25日、選定委員会は8月21日に開催いたしました。

最後、最初のページにお戻りいただきまして、最後に今後のスケジュールです。こちらは、指定管理者の指定議決後、指定管理者指定通知書を交付し、管理運営等に関する協議を行った上で協定を締結いたします。

○樫村高齢者地域支援課長

それでは、私から第119号議案、指定管理者の指定についてご説明させていただきます。

1、管理を行わせる施設は、2施設ございます。まずは、品川区立八潮わかくさ荘につきまして、ご説明させていただきます。所在地につきましては、品川区八潮五丁目10番27号でございます。

2、指定管理者候補者です。名称は、社会福祉法人品川総合福祉センターでございます。（2）代表者、（3）所在地につきましては、資料に記載のとおりでございます。

3、指定期間です。令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

4、指定管理者候補者の選定でございます。公募型プロポーザル方式にて行い、応募があった1事業者につきまして、指定管理者候補者選定予備委員会の審議を経た後、選定委員会にてプレゼンテーションおよびヒアリングを実施の上、総合的に審議および評価を実施し、指定管理者候補者としました。

選定理由につきましては、報告書によりご説明いたします。別紙、品川区立八潮在宅サービスセンターおよび品川区立八潮わかくさ荘指定管理者候補者選定結果等報告書をご覧ください。報告書の1ページ、電子では6ページ、Iの6に記載しておりますが、緊急時の対応に加えまして、孤立防止のための見守り体制やイベントの情報提供・声掛けなど居住者に寄り添った対応ができる点が評価でき、今後も着実な運営管理が期待できることでございます。

5番、指定管理者候補者の選定までの経緯につきましては、報告書の2ページ、電子7ページ、IIIのとおりでございます。なお、選定予備委員会は令和7年7月25日、選定委員会は8月19日に開催いたしました。

続きまして、1、管理を行わせる施設にお戻りください。名称、品川区立大井倉田わかくさ荘につきまして、ご説明させていただきます。所在地は、品川区大井四丁目14番8号でございます。

2、指定管理者候補者、3、指定期間につきましては、八潮わかくさ荘と同様でございます。

4、指定管理者候補者の選定でございます。こちらの経過につきましては、八潮わかくさ荘と同様でございます。

選定理由につきましては、報告書によりご説明いたします。別紙、品川区立大井在宅サービスセンターおよび品川区立大井倉田わかくさ荘指定管理者候補者選定結果等報告書をご覧ください。1ページ、電子では16ページ、Iの6に記載しておりますが、自立した生活の維持を目指した関係機関との連携体制の整備や、本人の意向を尊重しつつ社会参加を促す等の事業提案がみられる点が評価できまして、今後も着実な運営管理が期待できることでございます。

5、指定管理者候補者の選定までの経緯につきましては、報告書の2ページ、電子の17ページ、IIIのとおりでございます。なお、選定予備委員会は令和7年7月25日、選定委員会は8月21日に開催いたしました。

最後に6、今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、第120号議案、指定管理者の指定につきまして、ご説明させていただきます。資料をご参照ください。

1、管理を行わせる施設でございます。（1）名称は、品川区立東品川わかくさ荘でございます。（2）所在地は、品川区東品川三丁目1番5号でございます。

2、指定管理者候補者でございます。（1）名称は、社会福祉法人福栄会でございます。（2）代表者、（3）所在地については、記載のとおりでございます。

3、指定期間でございます。令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

4、指定管理者候補者の選定でございます。公募型プロポーザル方式にて行い、応募があった1事業者につきまして、指定管理者候補者選定予備委員会の審議を経た後、選定委員会にてプレゼンテーションおよびヒアリングを実施の上、総合的に審議および評価を実施し、指定管理者候補者といたしました。

選定理由につきましては、報告書によりご説明いたします。別紙、品川区立東品川わかくさ荘指定管理者候補者選定結果等報告書をご覧ください。報告書の1ページ、電子では5ページ、Iの6に記載しておりますが、居住者の状態に応じた対応ができることや有資格者の対応等に関して法人内の横断的な職員体制の整備等の提案により、安定した運営を見込むことができる点、これまで多数の居住者を受け入れていることや入居後の要介護になった場合の対応・現状の対応実績も安定しており、今後も期待できる点を評価し、今後も適切な管理運営が期待できることでございます。

5、指定管理者候補者の選定までの経緯につきましては、同報告書2ページ、電子では6ページのⅢ、選定結果のとおりでございます。なお、選定予備委員会は令和7年7月25日、選定委員会は8月21日に開催いたしました。

6、最後に今後のスケジュールでございます。指定管理者の指定議決後、指定管理者指定通知書を送付しまして、管理運営等に関する協議を行った上で協定を締結いたします。

○田中委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

八潮在宅サービスセンターについて、まず伺いたいのですが、これもあさって報告のモニタリングのところで、令和5年よりも令和6年のほうが利用率が下がって、68.5%という状況になっているのですけれども、ちょっと率直な疑問なのですけれども、八潮というのはすごく、高齢化率も4割近く、高いですね。それで、八潮のデイサービスというの、多分2か所ぐらいしかないのかなと。そういう中で、なぜ利用率が低い状況なのか。そして、赤字の状況で、やはりこれも1,400万円からの、令和6年度は赤字という状況になっているのですけれども、その辺のところ、報告書の中でも、品川区全体なのかもしれないのですけれども、財務評価というところが、過半数の拠点が赤字となっていて、直近の事業活動収益が黒字から赤字状態になっていて、継続的な資金の取崩しが確認されるなど、財務状態の悪化に対する注意が必要であるということで、ここも書かれているのですけれども、これは具体的にどう改善させていくのか、見通しがあるのか、その点を1点伺いたいと思います。

それから、選定理由のところなのでも、利用者のニーズや状態等に幅広く対応するための柔軟な受入れ体制の整備など、様々取組がされているということなのでも、これも、モニタリングでも人数把握のためにアンケート調査をやって、ニーズ調査の結果を踏まえたプログラムを考案して開始しているという、これはこれからプラスに転じていくことになっていくのかなと思いついて見せていただいたのですけれども、これは具体的にどんなことがされているのか、そういうことがされているということも選定理由の一つに挙がっているのかなと思ったのですけれども、具体的な中身についてもお聞かせいただけたらと思います。

○菅野高齢者福祉課長

八潮在宅サービスセンターについてのご質問にお答えさせていただきます。

まず在宅サービスセンターの利用率は、明後日のモニタリング評価の報告でも触れさせていただきますが、昨年度に比べて利用率が下がったというところの理由等につきましては、モニタリング評価でも

稼働率の向上というところを事業者も挙げているような状況となっております。理由は様々だと思うのですが、今、ニーズの調査もして、転倒予防のためのプログラムというところで新しい試みをしているというところなので、その良さをもっと分かってもらうために、パンフレット等を刷新して、関係機関、在宅介護支援センターや居宅介護支援事業所等に周知して、PRをしていくというようなお話も、法人等からは聞いておりますので、その辺りを期待していきたいと思っております。

八潮団地においては、やはり団地という関係で階段のところが多いので、足腰を鍛えるような介護予防のプログラムにも力を入れて、少しでも長く在宅で暮らせるようにということを意識して、プログラムを開発しているとは聞いているところです。

そして収支の部分につきましては、プログラムを開発するのに合わせて理学療法士などの専門職を雇用したのですが、目標の稼働率が上がらなかったというところで少し赤字が増えてしまったというところを、モニタリングの中では反省点として挙げていらっしゃると思いますので、その辺りは稼働率を上げることによって解消していつてくれるのではないかと期待しております。

○鈴木委員

ありがとうございます。

○田中委員長

ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

では、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に各会派の態度を確認いたします。態度の確認に関しましても一括して行います。議案によって態度が異なる場合は、その旨が分かるようお願いいたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○えのした副委員長

全て賛成します。

○大倉委員

全て賛成です。

○あくつ委員

全て賛成いたします。

○鈴木委員

全て賛成します。

○吉田委員

全て賛成いたします。

○やなぎさわ委員

全て賛成します。

○田中委員長

それではこれより、(1)第113号議案、指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

続きまして、(7)第119号議案、指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

続きまして、(8)第120号議案、指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(5) 第117号議案 指定管理者の指定について

(6) 第118号議案 指定管理者の指定について

○田中委員長

次に、(5)第117号議案、および(6)第118号議案、指定管理者の指定についての2議案を、関連するものとして一括して議題に供します。

本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○菅野高齢者福祉課長

それでは私から、まず第117号議案について説明させていただきますので、資料をご覧ください。

1、管理を行わせる施設です。名称は、品川区立平塚橋特別養護老人ホームです。所在地は、品川区西中延一丁目2番8号です。

2、指定管理者候補者です。名称は、社会福祉法人三徳会です。代表者および所在地は記載のとおりです。

3、指定期間です。令和8年5月1日から令和13年4月30日までの5年間です。

4、指定管理者候補者の選定です。品川区指定管理者制度の活用に係る基本方針の規定により、現行の指定管理者を指定管理者候補者として選定しました。選定に当たりましては、指定管理者候補者選定予備委員会の審議を経た後、選定委員会にてプレゼンテーションおよびヒアリングを実施の上、総合的に審議および評価を実施し、指定管理者候補者となりました。

選定理由につきましては報告書によりご説明いたしますので、品川区立平塚橋特別養護老人ホームおよび品川区立平塚橋高齢者多世代交流支援施設指定管理者候補者選定結果等報告書をご覧ください。

1ページ、電子では6ページ、Iの6、選定理由について記載しておりますが、自宅での暮らしの延長線を目指した利用者の個別性に十分に配慮した柔軟なサービスを提供する点を評価し、また単発ワークシェアリングなど人材確保に一定の成果があり着実な運営を見込むことができることです。

5、指定管理者候補者の選定までの経緯につきましては、報告書の2ページ、電子では7ページ、Ⅲ、選定経過のとおりです。なお、選定予備委員会は令和7年7月25日、選定委員会は8月19日に開催いたしました。

1ページにお戻りいただきまして、最後に、6、今後のスケジュールです。指定管理者の指定議決後、指定管理者指定通知書を送付し、管理運営等に関する協議を行った上で協定を締結いたします。

○樫村高齢者地域支援課長

続きまして私から、第118号議案、指定管理者の指定についてご説明させていただきます。資料をご参照ください。

1、管理を行わせる施設でございます。（1）名称は、品川区立平塚橋高齢者多世代交流支援施設でございます。

（2）所在地、2、指定管理者候補者、3、指定期間については、平塚橋特別養護老人ホームと同様でございます。

4、指定管理者候補者の選定でございます。こちらの経過につきましては、平塚橋特別養護老人ホームと同様でございます。

選定理由につきましては、報告書によりご説明いたします。別紙、品川区立平塚橋特別養護老人ホームおよび品川区立平塚橋高齢者多世代交流施設指定管理者候補者選定結果等報告書をご覧ください。1ページ、電子では5ページ、Iの6に記載しておりますが、幅広い利用者に対しまして多くの事業を実施できており、もりあげ隊等のボランティアを活用し、地域と連携した運営ができており、継続した事業運営によって、幅広い利用者からのニーズをくみ取りながら、さらなる成果を期待することができることでございます。

5、指定管理者候補者の選定までの経緯および、6、今後のスケジュールについては、平塚橋特別養護老人ホームと同様でございます。

○田中委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

これは継続という、公募によらないというあれですけれども、これもまた三徳会が引き続いての指定管理者になるわけですけれども、三徳会は結構いつも人材確保が課題というのが毎回出てきていると思うのですけれども、選定理由のところに、「単発ワークシェアリングなどの人材確保に一定の成果があり着実な運営を見込むことができる」ということが書かれていましたので、その中身は具体的にどうということなのか、伺いたいと思います。

それで、これはあさってのモニタリングでも、やはり改善が必要な事項というところに介護人材のさらなる確保というのが出てきていまして、かなり様々な媒体を使用して、派遣職員についても積極的に採用し、必要な人材確保に努めているが、派遣の特性上、急に契約を終了されるケースや、代わりの派遣社員が見つからない、すぐに見つからないことも多くあるということで、本当に苦労されているなどというのが書かれているわけなのですけれども、そういうのが、最後のほうの委員の意見のところにも、「慢性的な人手不足に伴う派遣職員比率の増加が潜在的なコスト増になっている」ということも指摘されているわけなのですけれども、この辺は、先ほどの選定理由で改善が見込まれるということと、実態の、どういう状況なのかという辺りをお聞かせいただけたらと思います。

○菅野高齢者福祉課長

平塚橋特別養護老人ホームの人材等についてのご質問と捉えさせていただいております。

三徳会だけに限らず、今、介護事業者全体が介護人材の不足にすごく苦慮しているというか、そういうところは見られますので、そこについては、それぞれの事業者でいろいろ創意工夫をしてもらっているとは捉えております。

ご質問の単発のワークシェアリングにつきましては、カイテクというところなのですが、専門の例えば介護福祉士など、資格を持った方が単発で応援に来てくれて、その方にお手伝いいただくというような仕組みのものを使いながら、少しでも多くのご利用者を受け入れる体制を現在は整えていると、法人からは聞いております。

ただ、そういった派遣や、あとは単発のワークシェアリングに頼るところは、永続的には決していいものではないかなとは捉えておりますので、少しでも採用の努力をしていただいてというところで、その辺の工夫も、たしか、明後日のモニタリングでもお話しさせていただきますが、採用情報については、ホームページに加えてインスタグラム等でも積極的に発信したり、実習生の受入れについても採用に結びつくというところで、受入れ等も強化しているなどの工夫もされているというところもございますので、そういったところにも期待して、今後の人材確保について、あと外国人についても採用をいろいろ工夫されているというところもありますので、そういったところに総合的に期待しているところではあります。

○鈴木委員

ありがとうございます。本当に介護の現場はどこでも大変厳しい状況で、人材確保というのはどこでも本当に大きな課題になっていると思います。

ここで、先ほどの慢性的な人手不足にという指摘には、「財政状態は良好だが」と書かれているのですが、ここの施設別評価というところで、400点満点で何点というのは書かれているのですが、前のところで、どこかでは、財務状況というのが40点満点のうち何点みたいなのが書かれているところもあったのですが、平塚橋特別養護老人ホームなどの財務状況、三徳会全体になるのかどうなのか分からないのですが、財務状況というものの評価というのはされているのでしょうか。されているのであれば、どれぐらいの評価だったのかということも伺えたらと思います。

○菅野高齢者福祉課長

必ず指定管理の公募をして、応募のあった事業者、ここは公募によらずですが、選定委員会をするに当たっては、経営分析等をさせていただきます。

その中の文言等、こちらの報告書の「財務評価について」というところで表現させていただいているという次第になっておりますので、こちらについて「財政状態は良好だが」という評価を一定程度、頂いているというところではございます。

○鈴木委員

ほかのところの指標では40点満点のうち何点みたいなのが出ていたのですが、点数はつけてはいないけれども財務状況は良好だという評価だということで、点数はつけていないということなのか、その点の確認だけお願いします。

○菅野高齢者福祉課長

こちらの報告書の点数が26点というところのお話だと思うのですが、「収支計画に具体性、実現性があるか」という、財務評価のところのお話ですか。

○鈴木委員

ほかのどこだったか。今までの議案の中には財務評価というのが出てきていた、40点満点のうち何点というのが出てきていた議案があったのですが、平塚橋特別養護老人ホームでは財務評価何点などというのは書かれていなかったのも、もしもつけているのであればお聞かせいただきたいということです。

○菅野高齢者福祉課長

大変失礼いたしました。

6ページの、「公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること」の項目の中に、「福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか」との部分がございます。その中で、トータルでお示しさせていただいている採点結果が、合計点ではあるのですが、評価項目ごととしては、財務経営分析等や、あとは事業者のヒアリングを経て、その辺りはきちんと項目別には評価させていただいている次第です。

○鈴木委員

その点数が分かるようであれば、何点だったのかというのを教えていただきたいということで聞いていました。

○菅野高齢者福祉課長

今回の報告書の中では、あくまでも指定管理者の指定の結果報告書についての報告様式等は、区の中での統一した報告様式となっておりますので、その中で点数は総合得点で示すこととなっておりますので、項目ごとについては差し控させていただきます。

○田中委員長

ほかにありますでしょうか。

○吉田委員

すみません。繰り返しの質問になってしまうと思うのですが、先ほどの単発のワークシェアリングの活用というのが、なかなかいい工夫だなと。本来あるべきものとは少し違うかもしれないですが、この人手不足という中ではいい工夫だと思うのですが、これは三徳会が独自にやっているという理解でよろしいのでしょうかというのが1つ。

それから、こういう制度みたいなものが、本来は、ずっと常勤でお勤めしてくださるのが一番、事業の安全性からも、質の安定性からも重要だと思うのですが、とはいえ、人が足りないという状況を解消するものとしては、次の策としてはいいのかなと思います。この辺のワークシェアリングの活用というのを、もう少し詳しく教えていただきたい。なぜなら、もしいい制度であるならば、本来あるべき姿ではないかもしれないけれども、本当に人手不足の解消ということになるのであれば、もう少し制度としてきちんとしていくということも考えられるのかなと思って伺うので、ぜひ教えていただきたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長

こちらの単発のワークシェアリングにつきましては、そういったアルバイトのシステムというのですか、そういったところから申込みをして来ていただくというような、マッチングというのですか、そういったものみたいなのです。三徳会に限らず、ほかの区内の法人等でも同じように活用しているとは聞いております。ただ、その中には手数料が取られたり、あとは単発だったりするので、すごくいい方が来る場合もあれば、そうではない場合もあったり、いろいろと不確かなところもありますので、区としては、法人にその中で工夫していただくのには、とてもいいとは思っているのですが、区として応援するなどといったところにまではまだ至らないかなとは感じているところです。

○吉田委員

分かりました。おっしゃる趣旨はとてもよく分かります。本来であれば、やはりきちんと常勤で働いてくださる方が、働く意欲が持てるような処遇などがあれば一番いいと思うのですが、とはいえ

という現状を考えると、考えてもいいのかなと思ったのですが、あくまでこれは三徳会としての独自の工夫の範囲でとどめておいたほうが、評価としては評価がありながらということですね。よく分かりました。

それで、財務評価のところにある「慢性的な人手不足に伴う派遣職員比率の増加」というのは、そういう制度を使うことが結局、財政上の圧迫につながっているという理解でよろしいでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長

委員がおっしゃるとおりでございます。やはり派遣職員等の比率が上がると、どうしても手数料等が取られるなどといった、本来の常勤職員として雇うのとはまた別の部分の費用がかかるので、どうしても費用が、その部分でかさんでくるとは捉えています。

○田中委員長

ほかにありますでしょうか。

○鈴木委員

すみません。先ほどの財務状況評価についてなのですが、小山在宅サービスセンターのほうは、提案内容評価と財務状況評価というのに分かれていて、同じくこれは三徳会なのですが、そのところでの選考基準に基づく採点での財務状況評価が、40点満点で26点とかなり低い状況になっているのですが、これは、在宅サービスセンターの財務状況評価ということなのか、三徳会全体のということなのか、その辺を教えていただきたいのと、小山在宅サービスセンターはこういう形で財務状況評価が出されているのに、特別養護老人ホームがそういうふうに出てこないというのは、どういう基準なのか。その点についても伺います。

○菅野高齢者福祉課長

ご指摘の、先ほどご説明させていただいた小山在宅サービスセンターにつきましての採点結果のところでは、こちらは財務状況評価が出ているのにもかかわらず、特別養護老人ホームについては、高齢者多世代交流支援施設と特別養護老人ホーム、それぞれの内訳になってしまっているため、財務評価の部分の配点が示されていないというご指摘と、今、捉えております。おっしゃるとおりでありますので、その表現については、複合施設ですので、分け方、表現の仕方が変わってしまいましたが、その辺りの表現は、今後、統一で捉えるように工夫したいと思っております。

ちなみに、財務状況評価につきましては、同じ法人ですので、同じ点で26点とつけております。

○鈴木委員

ということは、財務状況評価というのは、単独のサービスに対しての財務状況というよりは、法人に対しての財務状況評価というところで捉えていいのか、その点も伺います。

○菅野高齢者福祉課長

すみません。今、訂正を一部させていただきたいのですが、財務状況評価というのは法人ごとにさせていただいているのですが、今回の財務状況評価というのは、経営分析は法人ごとなのですが、そこに、施設ごとに収支の状況や、ヒアリングでのお話も加味した上での点数をつけさせていただいているので、同じ点数と言いましたが、同じ法人だからといって、必ずしも点数が同じになるとは限らないです。

○鈴木委員

ということは、きちんと黒字でやっていけますというところであれば、財務状況評価というのも高くなるし、法人全体としては大変であっても、サービスごとに財務状況評価というのは評価されて点数に

なるということでもいいのかの確認だけお願いします。

○菅野高齢者福祉課長

もちろん財務状況がサービスの提供には大きく影響はすると思うのですが、中には、例えば施設長に、しっかりとサービスの提供についていろいろと思いを語っていただく、計画的なものを示していただくなど、お話を聞くことによって、施設については少し点数が高くなるなどといったことは、審査の中では起こり得るというふうにはなっています。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

○やなぎさわ委員

平塚橋特別養護老人ホームについてですけれども、電子8ページの「委員の意見」というところで、先ほどほかの委員からお話がありましたけれども、単発のワークシェアリングということで、これは簡単に言えば、介護版のT i m e eみたいな、スキマバイトというものの介護版がカイテクというものだと思うのですが、それが単発のワークシェアリングということで、プラス、意見のところに「特定技能外国人の採用」というので、両方の活用によって介護人材の確保に努めているということなのですが、個人的には活用というよりは、恐らく正規の日本で働いている方の採用がなかなか難しいという、結果的にやはり採用せざるを得ないというような状況になっているのではないのかなと思いますので、それは評価点になるのかなというのは個人的には思うところで、やはりしっかりと介護職員が集まるぐらいの給与水準に上げるという、これは国に対しても、国が本当はやらなくてはいけないところなのですが、そういったところはあると私は思っております。というところで、これは意見なのですが。

それで次です。今回の評価の中で、第三者評価のアンケートを、アンケート結果を参考にされているかどうかをお伺いしたいのですが、いわゆる3年に1回行っている第三者評価なのですが、そういったところを、今回、私は平塚橋特別養護老人ホームの直近の令和4年度を確認したのですが、そういったところは評価基準に入っていますでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長

アンケートというのは、満足度評価というのが、指定管理者の指定期間の中で一度行わせていただくというシステムがございます。その中での利用者に対するアンケート結果等も、こちらは今回の、もちろん既存の現行の指定管理事業者にお願いするということになりますので、当然、そちらの辺りのアンケート結果等も加味しながら、今回は継続をお願いするという結果に至りました。

○やなぎさわ委員

すみません。私の言い方が悪かったかもしれないのですが、福ナビを見ていただくと分かるのですが、そこに掲載されている介護施設が毎年書面で公表情報をアンケートで書くと。それで、3年に1回だったと思うのですが、調査員の方が実際に施設に来て、アンケート調査を行うというのがあったりして、直近で令和4年に、これは恐らく都の委託を受けて、公益社団法人長寿社会文化協会というところの職員の方が評価機関として、平塚橋特別養護老人ホームの利用者の方に対しての聞き取りアンケートを行っているという情報が福ナビに載っているのです。その調査結果なのですが、97名の利用者が現在いらっしゃるということで、そのうちの10名なので回答率は10%ぐらいなのですが、その中で、対面で14項目の質問をしています。

その中でちょっと気になるのが、施設の生活はくつろげるかという質問に、「はい」が30%で、

「いいえ」が４０％、「どちらとも言えない」が３０％。個別の計画作成時に、利用者や家族の状況や要望を聞かれているかという質問に、「はい」が１０％、「いいえ」が９０％。サービス内容や計画に関する職員の説明は分かりやすいか。「はい」が１０％、「いいえ」が９０％。外部の苦情窓口（行政や第三者委員等）にも相談できることを伝えられているか。これは、「いいえ」が１００％なのです。確かに１０人なので、回答率は少ないのですが、これは結構、問題ではないか。入所者の方に対するアンケート結果ですが、この辺は今回の評価に関わっているのかなという質問ではあったのですが、改めて、アンケート結果の存在を含めて確認させてください。

○菅野高齢者福祉課長

今回の指定管理者の評価につきましては、あくまでも提出していただいた提案書に基づいて審査を行って評価させていただいておりますので、そういった他の調査など、いろいろ様々あるとは思いますが、その部分については今回の評価には入れておりません。

ちなみに、指定管理の制度の中で、５年間のうちの１回、利用者調査というのを区でも行っておりまして、そちらについては回答者が５４名というところで、要望、相談、苦情などを気軽に職員に話せるような雰囲気がありますかというところでは、「大いに満足」１５％、「満足」４８％というところ、一定の評価も頂いているというところがございますので、調査のやり方によっていろいろと分かれるのかなというところですが、今回はその部分については、評価には入れてはおりません。

○やなぎさわ委員

ちなみに、その調査の方式というか、対面なのか記述なのか、その辺を伺います。

○菅野高齢者福祉課長

こちらについては、指定管理者制度の中で実施させていただいておりますが、対面なのか書面なのかというのは確認させていただきたいところではありますが、実際に施設で一定、ヒアリング等もしているとは聞いておりますので、確認事項はありますが、一定の信頼度はある評価だと捉えております。

○やなぎさわ委員

そうですね。確かに私が取り上げたのは１０人なので、回答率が低いので、精度がどこまで高いかというはあるかもしれないのですが、この評価の場合は、施設の職員が入所者の方に対して行うというよりは、外部の方が来て対面で丁寧に聞き取るということなので、人数は少ないけれども、一定の付度が介入しにくいものになっているとは思いますが、施設が行っている調査として、あり得ると思うのですが、やはり様々な調査結果を踏まえて、それこそ苦情の窓口相談が誰もされていませんという、１０人中１０人されていないとか、計画の説明が９割の方がされていないということに関しては、どうしてそうなっているのかというのは、やはり区が指定を出すというところに関して、それこそ事業所から聞き取ってみるなどといった、この結果どおりであれば、はっきり言って運営としてはかなり問題があると言わざるを得ない状況なので、その辺もしっかりと見ていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長

今回、公募によらずで、こちらの平塚橋特別養護老人ホームを同じく三徳会にお願いするというふうに至った、まず理由としまして、これまでの実績もありますし、利用者と施設の顔なじみの関係もある、利用者や家族のニーズを丁寧にくみ取り、食事や面会、行事などについての希望にも応えているというところと、福祉施設に対しては、長期的に利用者が安心して利用できる運営体制のため、公募によらない選定を行うに至りましたので、その辺り、一部いろいろなアンケートの調査の仕方によって、よくな

いお声もあるのかもしれないのですけれども、その部分については改善を促したりするなどして、より指定管理の事業者と協議を重ねることによって、よりよいサービスを提供していくことに努めていきたいと思います。

○やなぎさわ委員

分かりました。私の見た第三者評価は、もし評価どおりであれば、かなり候補者選定の理由にいろいろ述べられているところと乖離してしまうのかなと思いますので、ぜひ注視していただければと思います。

○田中委員長

ほかにご発言はありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、各会派の態度を確認いたしますが、態度の確認に関しても一括して行います。議案によって態度が異なる場合は、その旨が分かるようにお願いいたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○えのした副委員長

全て賛成します。

○大倉委員

賛成です。

○あくつ委員

どちらとも賛成します。

○鈴木委員

賛成です。

○吉田委員

賛成いたします。

○やなぎさわ委員

賛成です。

○田中委員長

ありがとうございます。

それではこれより、(5)第117号議案、指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

続きまして、(6)第118号議案、指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(9) 第101号議案 令和7年度品川区一般会計補正予算（歳出等 厚生委員会所管分）

○田中委員長

次に、(9)第101号議案 令和7年度品川区一般会計補正予算（歳出等 厚生委員会所管分）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○東野福祉計画課長

それでは、第101号議案 令和7年度品川区一般会計補正予算（歳出等 福祉部所管分）につきまして、一括してご説明申し上げます。補正予算書14ページをご覧ください。下段の3款民生費、1項社会福祉費、1目福祉計画費につきましては、2列右の3,648万円を減額し、29億8,988万8,000円とするものでございます。補正額の財源内訳は、都支出金がマイナス1億5,057万4,000円、一般財源は1億1,409万4,000円でございます。

次に、2目障害者施策推進費につきましては、2列右の839万円を追加し、9億3,509万8,000円とするものでございます。

次に、3目障害者支援費につきましては、2列右の8,315万円を追加し、118億3,526万円とするものでございます。内容につきましては、右側15ページに参りまして、八潮南特別養護老人ホーム等増改築工事契約変更に伴う今年度予算の増減、放課後等デイサービス事業所開設費用等助成、および放課後等デイサービス事業所中重度障害児受入れ促進助成の追加をそれぞれ補正計上するものでございます。また、工事契約変更に伴いまして予算の確保が必要なため、18ページに、令和9年度分に係る債務負担行為の追加がございます。契約別に4件で、合計45億1,326万8,000円でございます。

○勝亦健康課長

続きまして、第101号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算のうち、健康推進部所管分について概要をご説明いたします。補正予算書は16ページをご覧くださいませ。

4款衛生費でございます。1項保健衛生費、3目母子保健費に3,200万円を追加いたしまして、16億5,707万9,000円とするものでございます。財源の内訳については、全て一般財源となっております。内容といたしましては、不妊治療等支援事業でございます。

続きまして、補正予算書18ページをご覧ください。こちらは債務負担行為の追加でございます。上から5行目、荏原特別養護老人ホーム等大規模改修工事におきまして、限度額を1,211万3,000円追加いたしまして、2ページ、令和8年度に同額を追加いたします。

また、7行目、荏原保健センター大規模改修工事におきまして、限度額を447万6,000円追加いたしまして、2ページ、令和8年度に同額を追加するものでございます。財源の内訳は全額一般財源となります。

詳細につきましては、それぞれ担当の理事者より説明させていただきます。

○東野福祉計画課長

それでは、詳細につきまして各所管課長よりご説明いたします。

最初に、八潮南特別養護老人ホーム等の工事契約の変更についての資料をご覧ください。

1、経緯でございます。当該施設の工事契約におきましては、まず賃金等の変動に対する工事請負契約条項第25条第6項（インフレスライド条項）の規定に基づきまして、請負者より契約金額変更の請

求がございました。また、空調機器の設置基準が改正されたことにより、設計変更が必要となり、工事に影響が生じました。加えて、大量の地中障害物の撤去作業に想定以上の期間を要したため、工期の変更も生じております。これらに伴いまして、契約の変更に要する予算の確保のため、予算補正および債務負担行為額の追加補正を行うものでございます。

3、工程表をご覧ください。変更前に比べまして、変更後の工程はそれぞれ4か月遅れる予定となっております。よって、増築棟の竣工は令和9年7月、開設は同年10月となります。既存棟の改修後の開設は令和10年8月の予定となります。

4、（1）増築棟に係る工事請負契約金額の変更額は、4億382万1,000円増の79億1,509万4,000円となります。（2）変更後の支払い予定額は、工事出来高に伴う変更額でございます。

これによりまして、5、令和7年度分の補正予算額は3,670万円の減額となります。課別内訳については、記載のとおりでございます。

また、歳入予算の補正、都の補助金も工事出来高に連動するため、令和7年度分はマイナスとなります。なお、増改築工事の変更契約に伴う予算確保のため、令和8年度から9年度までの債務負担行為の追加額は合計で45億1,326万8,000円で、課別内訳については記載のとおりでございます。

○佐藤障害者施策推進課長

私からは、放課後等デイサービス事業所開設費用等助成および、放課後等デイサービス事業所中重度障害児受入れ促進助成につきまして、まとめて私のほうで説明させていただきます。資料は、福祉部の資料の3ページ目からになっております。

まず、1、目的ですけれども、放課後等デイサービスの利用希望者の増加によりまして、事業所の不足を解消するため、開設費用等を助成して新規開設を促進するとともに、区内在住で愛の手帳1度～3度を所持している中重度の障害児の受入れ・送迎を行う区内放課後等デイサービス事業所に助成することで、児童の療育環境を整備するものでございます。

2、内容です。（1）放課後等デイサービス事業所開設費用等助成につきましては、区内で放課後等デイサービス事業を新規開設する事業者に対して、開設費用等を助成するものになります。まず、①物件初期費用としまして最大100万円、②物件賃借料としまして、開設前3か月間を対象に最大月額40万円、開設後3年間まで最大月額20万円、こちらは補助率2分の1ということで助成いたします。また、③駐車場賃借料としまして、開設前3か月間、最大月額3万円、こちらは3台までということで、同じく助成いたします。

次に、（2）放課後等デイサービス事業所中重度障害児受入れ促進助成についてです。こちらは、区内在住の中重度障害児の受入れ・送迎を行う区内事業所に助成を行うものでございます。

1つ目ですが、愛の手帳1度～3度の障害児の受入れに対する時間に応じた加算となります。ア、愛の手帳1・2度所持者への加算、イ、愛の手帳3度所持者への加算というところでございます。

2つ目、各種送迎助成ということで3つございます。ア、駐車場料金への助成です。送迎車両を駐車している駐車場料金等で1台当たり月額上限1万5,000円を見込んでおります。

イ、ドライバー確保のための人件費です。1台目、月18万円、2台目以降、月12万円を見込んでいっているところでございます。

ウ、臨海青海特別支援学校への送迎対応を行う事業者への車両リース料でございます。月に上限5万円を見込んでいっているところでございます。

資料の次のページ、4ページ目に参りまして、3、補正予算額です。（1）放課後等デイサービス事業所開設費用等助成が861万円で、内訳は、物件初期費用が300万円、物件賃借料480万円、駐車場賃借料が81万円となっております。

（2）放課後等デイサービス事業所中重度障害児受入れ促進助成は、予算額8,315万円となっております。

①愛の手帳3度以上の障害児の受入れに対する時間に応じた加算として、4,620万円を見込んでおりまして、内訳は、愛の手帳1・2度保持者への加算が2,730万円、愛の手帳3度所持者への加算が1,890万円です。

②各種送迎助成は3,695万円を見込んでおりまして、内訳が、駐車場料金への助成が442万円、ドライバー確保のための人件費助成が3,228万円、臨海青海特別支援学校への送迎対応を行う事業所への車両リース料助成が25万円ということで、（1）と（2）を合わせて合計で9,176万円となっております。

4、実施スケジュールですが、いずれも10月までに詳細を固めて事業所への周知等を行いついて、11月から申請の受付を開始する予定でございます。

○勝亦健康課長

続きまして、第101号議案のうち、不妊治療等支援事業についてご説明させていただきます。資料、サイドブックの1-9-2になると思います。

項目1、本件の概要でございます。生殖補助医療への不妊治療への助成事業でございます。今年度、当初は年間500件を想定していた助成でございますけれども、今年度開始いたしまして、1月90件程度、4月から6月の3か月間で約260件の申請を頂きまして、第1四半期で当初の見込みの半分の件数の助成を行ってございます。今後も継続的に、この申請のペースが継続する見込みでございます。引き続き、不妊治療を受ける方の負担軽減を図るため、当助成に対する予算額を補正するものでございます。

項目2へお進みいただきまして、事業内容でございます。本助成事業につきましては、昨年、令和6年7月から受付を開始した助成金でございます。

（1）事業内容の、①対象でございます。不妊治療における生殖補助医療と言われるもの、体外受精や顕微授精、それから男性の不妊治療などを対象としてございます。②助成額といたしましては上限5万円、助成率としては対象経費の10分の10でございます。

（2）対象者といたしまして、①から④記載の生殖治療を行っているご夫婦でございます。対象者のところに記載はございませんけれども、（3）にお進みいただきまして、申請回数といたしまして、①40歳未満の方が1子ごとに6回まで、40歳以上43歳未満の方が1子ごとに3回までとなっております。

項目3、補正予算額でございます。平均月95件程度、年間1,140件程度の申請件数になると見込みまして、当初500件の予算に640件を追加いたしまして、補正予算額は3,200万円でございます。

○飛田荏原保健センター所長

私からは、第101号議案のうち、荏原保健センター等複合施設大規模改修における工事契約の変更についての説明をさせていただきます。資料をご覧ください。

1、経緯でございます。荏原保健センター等複合施設は、令和5年度から大規模改修工事を実施して

おりますが、今回、電気設備および機械設備の工事請負者より、賃金等の変動に対する工事請負計画条項第25条第6項（インフレスライド条項）の規定に基づき、契約金額変更の請求があったため、令和8年度債務負担行為額の追加を行うものでございます。

2、契約の相手方および契約日でございます。こちらは記載のとおりとなります。

3、契約期間でございます。令和5年7月12日から令和8年4月30日でございます。

4、補正内容でございます。令和8年度債務負担行為の追加額は1,658万9,000円となり、内訳は表のとおりとなります。また、今回の工事契約の増額の変更に伴う工期の変更はありません。

○田中委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。補正予算案について幾つか聞いてまいりますけれども、ちょっと素朴な疑問で、八潮の特別養護老人ホームは、ご説明には、相手方の事業者、契約変更の事業者の名前を書いているのですが、荏原保健センターのほうはしっかり書いてあるのですが、これは何で書かなかったのかというところが1つ。ここに書いてあるのですか。幾ら見ても見当たらないのですけれども。

それと、今回のインフレスライドの理由としては、1つ、空調機器の設置基準が改正されたということになっているのですが、そんなに頻繁に設置基準の改正があったら困ってしまうという話で、どういう内容が改正されたことによって、それが理由の一つになっているということですが、あとは、もう一つは、ほかのことでの理由ということもあると思うのですが、地中障害物の話もありましたけれども、もう少し細かく、工期が延びた、予想よりも地中からの障害物……。このときの最初の説明があったときも、相当数、やはり八潮特別養護老人ホームができた40年前の段階から、もうそのときの産業廃棄物が物すごく出てきたというご説明もありましたけれども、それで数億円、補正を当時組みましたが、それでは対応できなかったということだと思うのですが、どの程度のものが想定外だったのかという説明を、今回の契約変更について伺いたい。

あとは、八潮の資料の裏面を見ますと、工事管理費というところの追加、令和9年度に工期が延びたというところで、工事費については当然、人工というか、いわゆる資材と、あとは人件費といったものが全部上乘せになっているけれども、工事管理費については、特に令和6・7・8年で変更はなくて、令和9年度に新たに3,000万円程度ですか、追加されているということですが、ここについて、設計管理というところについてはあれなのでしょうか。ここも恐らくインフレスライド条項の適用が今後考えられるようなところもあるのかなというところもあるのですが、ここについては当然、ここに業者は書いていないのですが、令和9年度分ではなくてそれ以前の分については、設計の業者、そもそも工事管理費のところからは請求がなかったのかというところを伺いたいと思います。本来、これは総務委員会等でやるべきことなのかもしれませんが、ここに委員会がかかっているのを伺いたいということが1つ。

私はまとめて質問してしまいます。あと、放課後等デイサービスの話なのですが、区長の記者会見の1番目に、今回の補正予算の1つの大きな目玉として説明があったというところで、そのときには、今回は障害児の通所支援が無料になって、利用者負担が区独自の助成で、所得にかかわらず完全無償化したということが、1つ、やはりきっかけになって、事業所が不足、足りない。行きたい方が行け

なくなってしまったというご説明があるのですけれども、一応、念のため確認しますが、現在の区内の放課後等デイサービスの事業所が幾つあって、今後この11月からですか、先ほど周知というか募集を始めるといってお話がありましたけれども、品川区内で新規開設したいという見込み数というか、こういうインセンティブを出すことによって見込み数というものがあるのかどうかというところが1つ。

それと、中重度障害児の受入れ促進助成で、これは既存の業者への助成ということだと思えるのですが、対象事業者数が幾つぐらいあるのかということをお教えいただきたいと思います。取りあえず、ここについて教えてください。

○東野福祉計画課長

質問のうち4つほど、最初のほうの質問にお答えしたいと思います。

すみません。相手の名前は記載がございませんでした。こちらにつきましては、周知の事実だということで認識しておりましたので、記載しなかったものでございます。今後は同じ委員会ですので、合わせていきたいと思えます。

それから、空調機器の設置基準なのですけれども、こちらは令和8年度の改正によって基準が変わったということで、工事の関係の所管から伺ってございます。詳細内容につきましては把握はできておりません。こちらにつきましては、必要な事項につきましては、何かの際にまたお話しできればと思っております。

それから地中障害物も、どの程度のものかというところでございますが、工期変更を余儀なくされておりますので、かなりの量が、もともと想定していたものより出てきたということで、例えば何立米などというところについての情報は、福祉計画課では頂いておりません。ただし、大きなガラが出てきた、それからそれに伴う処分費用、それから3月のときには汚染土のお話もしていたと思えます。そういったものが重なり合まして、工期変更に三、四か月の変更が生じたということで、工事所管から聞いてございます。

それから工事管理費につきましては、工期が延びたことによる期間分の管理費という形での計上となります。工事管理費のところでのインフレスライドにつきましては、事業者からは特に申請等はございませんでした。

○佐藤障害者施策推進課長

私から、放課後等デイサービスの助成で、事業所の数の関係等についてお答えいたします。

まず、現在の直近の区内の事業所の数ですけれども、9月1日現在の区内で営業している事業所の数が36か所ということでございます。これは、昨年度末の時点で33事業所確認しておりましたので、今年度に入りましてから3事業者程度は増えてはおりますがというところではございます。

今後の見込みというところでございますが、今回、補正予算では3か所分の開設助成の費用を見込んでいるところではございまして、この辺りは引き続き需要を調査・分析しているところではございますが、同時に障害者施策推進課では開設の相談等も受けておりまして、こちらは2事業所ほど、今回、区内での開設に向けてご相談を受けているようなところもございまして、今後につきましても事業所が増えていくというようなところを、見込みとしては持っているところでございます。

○松山障害者支援課長

私からは中重度の受入れの対応をしていただいている事業者数についてお答え申し上げます。18事業所にご対応いただいております。そして、新たな予算計上で、新規分として3事業所、計21事業所を見込んでおります。

○あくつ委員

ありがとうございました。

すみません。最初の工事に関するところについては、契約変更というところで深入りして話をしたのですが、せっかくこの委員会があったので、喫緊の課題等についても伺ってしまいましたが、それはまた契約変更、また別の機会でも伺えればと思っています。

私の観点からすれば、設計管理についても機動的に情報を提供したらいいのではないかとこのところの、インフレスライド条項という、これが今、本当にもうどうなるか分からない時代なので、いわゆる人件費についても、どちらかという設計管理についても人的なリソースの話なので、そういうところの観点で質問させていただきました。ありがとうございます。

それと、放課後等デイサービスについては、もうこれは各障害者の団体からたくさんご要望も頂いておりましたし、1つ、区の施策が、いい意味での、うれしい悲鳴ではないですが、やはり足りなくなってしまうという、うれしい悲鳴というか、サービスが利用できないというところでのお声を反映しての、すごく時宜を得た施策だと思っています。滞りなく進めていただきたいと思います。あと、放課後等デイサービスは一時期、やはり質の話が非常に全国的に問題になりましたけれども、先ほど、相談等も受け付けているという。それは新規開設の相談ということだと思いますが、そういったところについても、ぜひ担保していただきたい。これからはまたしっかり、区としても、そういうところを見ていただきたいと思います。

○田中委員長

ほかにありますでしょうか。

○吉田委員

八潮の工事の件なのですが、先ほどもあったと思うのですが、特に空調機の設置基準が改正されたことによりというのが気になっておりまして、こういう設置基準の改正というのは、そんなに急には言われなと思います。それで、調べたところによると、多分、2022年の改正建築物省エネ法で、2025年4月からは原則全ての建築物省エネ基準への適合が義務づけられたという、これでいいのか、これに基づいたものかという確認が1個。

それと、この八潮の件の議案が提出されたのが2024年9月19日なのです。だから、この時点では、2025年4月から建築物省エネ基準への適合が義務づけられるというのは分かっていたと思うのです。それで、何で今、この補正に出てくるのかという確認をさせて……。ある程度、その時点でこういうことを言い出しても、みんなの予算の議決が得られなかった可能性はなきにしもあらず。やはり、こういうことの理解がずっとできる人と、いや、何でそんなに高いものにするのかというのが出てくる可能性は絶対ないとは言えないのですが、でも、国で決まった制度がこのとき分かっていたはずですから、何でそれに合わせたものにしなかったのかというのが疑問としてありますので、その点のご説明をまず頂きたいと思います。

○東野福祉計画課長

申し訳ございません。詳細については分かりかねるところでございます。委員からご指摘いただいた法が当てはまるのかどうかというところにつきましては、現在、答えを持ち合わせておりません。詳細につきまして改めて確認した上で、委員会に追加で報告できればと思います。

○吉田委員

いろいろな、こういう環境系のものというのは、割と早くから決まるのです。当然、それに実務の制

度を合わせるのは結構大変なことだというのは分かりますので、結構早くできているものなのです。それで、それに向けて順番に施策を考えていって、いざ実行という手順を踏まないと、急には無理だということを国も分かっているから、環境運動などをやっている、もっと早く現場を動かしてほしいと思うのですけれども、現実には難しいから、こういう手順を踏むのだと思うのです。なので、やはりこういう工事などは、今は気候危機の問題もあって、いろいろな規制が強くなってきて、私はそれは歓迎なのですけれども、そういうのは早くキャッチしておかないと、これからもまたこういうことが出てきてしまうと思うのです。なので、ぜひその点についてはアンテナを少し高くしていただきたいと思います。

では、後ほどで結構ですので、本来であればこのとき分かっていたはずなのだけれども、その点を見落としていたというのは、やはり今後の計画などを考えると重要なことだと思いますので、後でぜひご報告いただきたいと思います。

それから、放課後等デイサービスのことなのですけれども、これも、放課後等デイサービスの数が足りないということは、いろいろご意見も頂いておりますし、それと同時に質の確保というのもすごく重要になってくるかと思うのですけれども、1点質問で、私の理解が間違っていると困るので伺いますが、この第101号議案の説明の中の一番下の、臨海青海特別支援学校への送迎対応を行う事業所への車両リース料というのは、都立の特別支援学校の建て替えに伴ってという、生徒たちを受け入れる一時移動というのか、ありますよね。それがすごく遠いところに行ってしまうのでというので、その後の放課後等デイサービスの利用も難しくなると思うのですけれども、それは何とかありませんかというご意見を頂いているのです。そういうご心配に対応するような補正と考えてよろしいのでしょうか。確認させてください。

○松山障害者支援課長

臨海青海特別支援学校への送迎をする事業者への助成ということについてのお尋ねです。

現在、臨海青海特別支援学校は既に青海南ふ頭というところにありまして、トンネルを越えて距離が遠いというところで時間を要するため、なかなか放課後等デイサービスの事業所が送迎するのはかなり負担があるというところで、それを促進する目的で、今回助成するものでございます。

また、今後も臨海青海特別支援学校へ行く生徒が増えていく見込みがあることから、今回助成に踏み切ったものでございますので、吉田委員のおっしゃる、おそらく令和11年度予定の建て替えに伴うということは、また今後の検討になるかと思われます。今回はあくまでも補正案ということで、今年度の補正案になります。

○吉田委員

分かりました。確かにこれは補正ですから、そういうことであれば、しっかり当初予算からつけなくてはいけないものだと思います。ただ、やはり現実、建て替えに伴う移動の結果、放課後等デイサービスはどうなるのかというのは、やはり皆さん、もう最初の建て替えの計画があったときから心配されるのは当然だと思うのです。そういう方たちへの説明と、それから、そのことを放課後等デイサービスにちらっとご相談されたら、まだその情報を放課後等デイサービスの事業者が得ていなかったというご意見も頂いております。それは私が直接問い合わせたことではないので、事実関係はそのレベルで理解していただきたいと思います。思うのですけれども、やはりそういう障害があって、困難な通学をせざるを得ない方たちにとっては、先へ先へと見通しを立てておかないと、そのほかの生活にも関わってしまうことですので、その辺については、ぜひ早めの情報提供、説明なども検討して、放課後等デイサービスの事業者

への説明なども検討していただきたいと思います。

それから、ではこれは別の問題として、本来の放課後等デイサービスへの助成ということであれば、今まで放課後等デイサービスについて、いろいろなご意見が私のところにも来ておりますので、ぜひ制度の充実というのを考えていただきたいし、それからやはり、区内の放課後等デイサービスが足りないとか、ニーズが合わないということで、他区の放課後等デイサービスを使っていらっしゃる方が結構いらっしゃるのです。ですので、やはり障害者福祉の施設全体として、品川区は区内で足りなくて、他区の事業者にお願ひせざるを得ないというところがありますので、放課後等デイサービスについても、区内でももう少し促す、そして質も確保できるというふうになると、かなりの財源も必要かと思いますが、でも基本的に他区に比べて財政が決して貧しくはないこの品川区で、他区の制度を活用せざるを得ないというのは本当に問題ではないかと。前にも言いましたけれども、やはり何でここに品川区の人がいるのか、品川区の施設を使えばいいのではないかというのは、他区の事業者や利用者から言われてしまうのです。それぞれの自治体も、それなりに充実しているけれども、決して100%、万全というわけにはいきませんので、その辺の現実は何見据えて、放課後等デイサービスに関しても量と質の確保ということを、ぜひ障害者支援課としては本当に喫緊の課題として捉えていただきたいと思います。

最後は要望にとどめておきます。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

○鈴木委員

まず、八潮南特別養護老人ホーム等の工事契約というところで1つお聞きしたいのですが、補助金も減額されるということで、これは工事が延びたために今年度来ないということで減額されるということになると思うのですが、補助金がどれくらい出るのかというのを確認させていただきたいと思います。東京都からの補助金でいろいろと創設する場合、増床型改修、いろいろあるのですが、これのところで、1床当たり幾らということを出る、どれに当たるのかというのを教えていただきたいのと、品川区は整備率が低いので、最も促進係数が高いというところになっていて、1.8倍出るということで、品川区というふうになっているのですが、1.8倍というところで八潮南特別養護老人ホームも出る補助金になるのか、そこを確認させてください。

○東野福祉計画課長

すみません。補助金の総額が、こちら全体がどの程度かというところは金額にもよってきますので、まだ総体的なところは決まっておりません。一定程度の工事費に伴ってというところで申請はしているところがございます。今言った1.8倍というところにつきましては、適用の予定となっております。

○鈴木委員

東京都の補助金の額を見ると、1床当たり幾らみたいな形になっているのですが、それ以外のところでもまた補助金が出るということで、何ベッドというのはもう決まっていると思うのですが、それでは計算できない何かがあるということなのか、その点を伺いたしたいと思います。

それから、続いて放課後等デイサービスなのですが、放課後等デイサービスは本当に今年度の冊子では、障害者福祉のしおりでは33か所となっていたのが、もう既に36か所で3か所増えているのだなと思ったのですが、でも、それにしても放課後等デイサービスは、品川区の場合、すごく数としても、23区で一番少ないし、それから1人当たり1か月6日しか使えないという状況になっていると思うのです。計画もそういうことでしかなくていいわけですが、それでも23区で一番少

ない、本来であれば、要綱で言えば23日まで通所可能となっているにもかかわらず、6日しか使えない、希望する日数が使えないというのが実態だと思うのです。そういうところで、今回、こういう形で開設費用が出て、誘致していくというのはすごく評価するところなのですが、そもそもどれくらい足りないのか、所要量としてどれくらい必要なかというところは、区としてはどう考えられているのか、その点を伺いたいと思います。

それから、3か所誘致するという事なのですが、今年度は3か所としても、来年度以降もさらに誘致を進めていくということになっていくと思うのですが、その辺をどう考えられているのか。それから、先ほど吉田委員からもありましたけれども、他区の施設を使っている、使わざるを得ないという状況というのが、放課後等デイサービスでもそうなのですが、就労継続支援B型などにしてもそうですし、グループホームもそうなのですが、様々な施設が品川区に足りなくて、他区の施設を利用せざるを得ないという状況があると思うのです。そういうところでいえば、これからもっと品川区の中で、いろいろなそういうサービスの施設を増設していくことが必要だと思うのです。そのときに、できる限り、質もすごく問われることになるので、そういうサービス・質的なところでもいいサービスをしているような事業所に、ほかの事業もやっている、そして放課後等デイサービスもやっている事業所にも呼びかけていただいて、ぜひ今回、放課後等デイサービスで品川区に開設していただいて、ほかの様々なサービスも品川区でさらに増設していただくというところに結びつけられると、すごくいいなと思ったのですが、そういうところでは、開設支援の3事業所というところは、どういうところにどう案内をしていくのか。その点についても伺いたいと思います。

それから、新規で開設するところというのは、区民の利用を何割以上にしてくださいみたいな制限というの、設けるのか、設けないのか、その点についても伺いたいと思います。

○東野福祉計画課長

八潮南特別養護老人ホームにつきましては、特別養護老人ホームの関係等の補助、それからグループホームの関係の補助も入る予定となっております。詳細の金額につきましては、補助協議をしているところになりますので、また決まり次第、それらについても報告できればと思います。

○佐藤障害者施策推進課長

放課後等デイサービスの関係の助成で幾つか質問を頂いたところで、まず必要量等の見込みというところですが、委員がおっしゃるとおり、先日ご報告しました昨年度のサービスの利用実績等につきましても、利用される方の率は増えているようなところがございますが、時間数も併せてしているところですが、平均しますと、おっしゃるとおり、月6日というところが増えていないというところでは、利用できる方は事業所数が増えているところはあるかと思いますが、利用日数等の増加につきましては、まだ十分でないという認識はこちらでもしているところでございます。そういったところで、今回、新規開設の助成というところも設けているわけですが、今後の必要量というところにつきましても、今の話でも、潜在的に利用したいと考えている利用希望の方に加えて、今使っている方でももっと使いたいというところのニーズというところも踏まえますと、なかなか幾つがゴールかというのは見極めが難しいところで、これについては、先ほどの答弁でも少しさせていただきましたが、現在も含めて必要量の調査・分析をしていって、今回、本年度の補正予算というところでは3か所で計上ということになりますけれども、これで3か所できれば必要量を満たすといったところでは考えておりませんので、今回、事業実施できたとすれば、その効果を踏まえて、今後も増やしていけるところを、必要量の分析を継続してさせていただきたいと考えているところでございます。

それから、他区の施設のご利用に流れているというお話もございました。今回、こちらの費用等も見積もる部分、また事業の提案をするに当たっても、例えば品川区と他区で複数の事業所を営業しているところや、他区の状況も踏まえて、事業所へのヒアリングなどもさせていただいたところで、やはり品川区内は物件にかかる費用が近隣区に比べてハードルになっている部分もあるというところは、やはりお話を聞いたところで、今回、開設費用助成というところでは、こういった物件の費用というところで計上しているものでございますので、これで一定の効果というか、品川区内でも手を挙げていただけるところは出てくるのかなと考えているところでございます。

そういう意味では、区内の事業者、要は既存の事業所等については、もちろんこういった事業を開始しますので、活用を踏まえて、新たな事業所の新規立ち上げや増設というところを検討していただきたいというところもありますし、あと場合によっては、他区の法人や事業所というところで、事業所の情報を適切に取って、品川区でも事業を立ち上げていただけるように周知の仕方を検討して、時間も限られているところではございますので、効果的にさせていただきたいと考えているところでございます。

それから、区民の利用割合のところでは条件を設けるかというところでのお話がございました。開設費用の助成というところでは、開設前の部分に関しては、品川区で新規立ち上げをしていただいたところというところで、特に区民のいうところではございませんが、こちらの中で開設後に最大月額20万円、賃借料に対する助成を行うというところで、ここについては、せっかく立ち上げていただいても、逆に品川区内に立ち上げていただいても区民の利用が全くないようなところに助成するというのはなかなか厳しいところがございますので、開設後の部分については、一定の割合の区民の方の利用という条件を考えております。具体的なものにつきましては、現在、調整中というところでございます。

○鈴木委員

品川区は、やはり障害者福祉がいろいろと遅れたところからの出発で、私は放課後等デイサービスも本当に、途中までたしか12か所ぐらいしかなかったような、そこからすると、もうかなり増えたなという思いがするのですけれども、それでもまだ6日しか通えないということなので、これだけ求められている事業だと思うのです。

それで、それだけでなく、品川区は様々なサービスの施設が足りない中で、他区に行かざるを得ないというのはそういう状況がありますので、そここのところは、私は前から世田谷区のように、施設整備の所要量を区としても出して、それを計画的にどういうふうを増設していくのかという、それは何が課題で、それをどうクリアしていくのかという辺りを、計画をつくってそういう整備を進めてほしいということは前から申し上げているところなのですけれども、これを機会に、様々な足りない施設をどう充実させていくかというところに、ぜひ今回の誘致というのをつなげていけたらいいなと思うのです。それなので、区内事業者だけに限らずに、かなり質の高い様々な事業をされているというところも視野に入れて、ほかのサービスにも結びついていくような形で、新規開設支援の案内をぜひとも出していただきたいということで、お願いしたいと思います。

それから、もうちょっとごめんなさい。あと、今回は中重度の方の受入れというところが、なかなかされないのだというのは、私たちも懇談のときに団体の皆さんからご要望いただいているところなのですけれども、愛の手帳1度～3度で、希望しても通所できないという方がどれぐらいいるかというのは、区として把握されているのかということと、それから、現状で送迎している放課後等デイサービスというのは何か所ぐらいあるのか、その点も教えてください。

○松山障害者支援課長

中重度に関わるご質問にお答えさせていただきます。

愛の手帳1度～3度、愛の手帳を所持している中で放課後等デイサービスが利用できない方は何割ぐらいというご質問ですけれども、大体1割ぐらいの方です。ただし、ご利用できない理由は、1割の方については理由は様々であろうと推測されますが、特にこちらでは全てつかんでいるわけではございません。9割の方はほぼ行っていらっしゃるのですが、委員がおっしゃるように、日数が希望日数まで行っているかという点、大体、日数の半分ぐらいだと把握しております。

それから送迎につきましては、先ほど申しましたように、18事業所ということでございます。

○鈴木委員

ありがとうございます。

あと、中重度受入れの加算なのですけれども、裏のページで、加算を総額で出されているのですけれども、愛の手帳1・2度所持者への加算や3度の加算というのが、具体的にどれぐらいの加算になるのか、その点についてもお聞かせください。

○松山障害者支援課長

愛の手帳の受入れ加算のご質問でございます。

中重度の方の場合、今回、愛の手帳1・2度が2,730万円、それから3度の所有者が1,890万円ですけれども、時間単価で算出しております。時間単価につきましては、現在の放課後等デイサービスの給付費につきまして、重度の障害児を受け入れる際に適用される個別サポート加算といった項目がございます。そちらが重度の方、おおむね2度相当の方と、重度以外、おおむね3度相当の方とでは、金額換算でそれぞれ、約1,300円、それから1,000円の加算になっていることから、これらを基準といたしまして、1・2度所有者の単価を1,300円、3度所有者の単価を1,000円としております。時間単価×時間×人数、そして1月の日数×月数という式により算出しております。

○鈴木委員

ありがとうございます。

その促進助成というのは、期間は限定なく、ずっと出るということで考えていいのかということと、それからあとドライバーなのですけれども、人件費のドライバーというのは、1台当たり1か月18万円出るということなのですけれども、これは運転専門のスタッフを雇うという場合のみが対象ということになるのか、その点について伺いたいと思います。

○松山障害者支援課長

まず、中重度受入れ加算についての期間でございます。

今年度予算の補正予算ということで、11月から対象で、来年の3月までということで、5月を計上させていただいております。来年度につきましては、また次年度予算の際に計上するかどうかということになりますけれども、今後も中重度の受入れは続けていっていただきたいというのは、区としての姿勢でございます。

それからもう一つは、ドライバー確保の人件費につきましては、特にドライバー専属でなくても、職員1名の方がどうしてもドライバーとして運転業務に関わらなければならないというような負担を考えまして、こちらの対象とするものでございます。

○鈴木委員

ありがとうございます。

ぜひ、中重度というのは来年度予算ということなので、引き続いて出していただけたら、事業者の

方々もずっと続けて中重度の方の受入れがしやすくなると思いますので、お願いしておきたいと思います。

それから不妊治療のことなのですが、不妊治療で1,140件まで増やすということで、それはこれだけ需要があるということで、本当に必要なことだと思うのですが、対象者のところの、他の自治体から生殖補助医療に係る医療費助成を受けていない、または受ける予定がない方ということなのですが、これは東京都も、この助成はしていると思うのですが、東京都の助成とダブって受けることはできないということなのか、そのことだけ確認させてください。

○勝亦健康課長

東京都で先進医療の助成等は行っておりまして、こちらは、保険適用外の先進医療の補助だと認識してございます。今、区で適用しておりますのは保険適用されている部分ですが、それに助成を出すものということで、助成の対象は重複していない形になります。

○鈴木委員

分かりました。結構です。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

○吉田委員

先ほどから放課後等デイサービスの質の確保というところで、ほかの委員からもご意見が出ましたが、質の確保を具体的にどうやっているかというのも確認するのを忘れまして、例えば定期的に事業所に行って視察に入るとか、そういうことをやっていただきたいという方向で聞いているのですが、その点についてはどのような施策を取られているか、お伺いしたいと思います。

○佐藤障害者施策推進課長

この件に関しましてはどうか、障害者福祉サービス全般に、適正な運営がされているかというところの確認で、指導検査ということで、区の職員等が事業者訪問も含めまして、職員体制や運営状況などの確認を行っているという意味では、適切に運営されているかの確認は行っておりまして、基本的には、国の指針では3年に1回程度、事業所を回るようにということでございまして、今回、この補正予算を実施できたとして、ありがたいことにどんどん増えていくようなことがあれば、そういった部分につきましても、こちらの体制もしっかり整えていきたいとは考えているところでございます。

○吉田委員

3年に1回かと、少し思ったのですが、やはり本当に質を確保するとなると、もう少し現場を見て、やはりお金を出す以上、変な言い方ですが、その辺はぜひ回数を、なるべく丁寧な点検をしていただきながら育成を図るということを目指していただきたいと思います。

先ほど鈴木委員からもありましたけれども、私が議員になった当初は、たしか放課後等デイサービスは、お稽古事と同じような感じで、支給される回数も週に1回みたいな感じで、すごく少なかったと思うのです。そこから考えると随分充実してきたと思うのですが、やはり充実と同時に、質の確保というのを今後ぜひ進めていっていただきたいと思います。

これは要望でとどめます。

○東野福祉計画課長

すみません。先ほどの鈴木委員のご質問で、補助金の全体額のお話がありました。まだ全体の確定ではないのですが、現在、総整備費が95億円余のところ、補助金額につきましては12億5,000万

円の予定であります。詳細につきましては、今後、契約変更等を加味して変わってくると思われます。

○田中委員長

ほかにご発言はありますか。

○やなぎさわ委員

放課後等デイサービスの助成事業なのですけれども、非常に素晴らしいことなのですけれども、確認なのですが、今回の助成は新規開設の事業所に限るということによろしいでしょうか。

○佐藤障害者施策推進課長

開設費用等助成に関しましては、区内の事業所を増やすところを目的にしておりますので、新規開設のところを対象にということで予定しているものでございます。

○やなぎさわ委員

これも確認ですけれども、今回、物件の初期費用や賃料、駐車場の補助が新規開設のところで出るところなのですけれども、既存の施設に対して類似の制度は品川区は何か設けていらっしゃるかどうか確認したいのですが、いかがでしょうか。

○寺嶋福祉部長

恐らくご指摘の中では、新規の例えば開設前の経費などについては、これから開設するところ、外から誘致した事業所に該当するのだけれども、それ以外の例えば送迎など、その他については、今やっているところも対象にはならないのかという趣旨のご質問であろうという理解で、実は今回は急遽の補正だったものですから、まずは増やしたいということで、セットで中重度まで組んだのですけれども、当然、ご指摘のような質問は既存事業所からも受けると思います。それは、次年度に向けて引き続き検討させていただきたいとは思っておりますが、取りあえず今回の補正予算については新規開設に力を入れている。そういう理解であります。

○やなぎさわ委員

そうですね。既存の放課後等デイサービスも、やはり、それこそ家賃補助や駐車場の補助があると非常に喜ばしいと思いますので、ぜひ次年度お願いできればと思います。

次なのですけれども、(2) 中重度受入れの促進事業なのですが、その②のウなのですが、車両リース料という記載がありますけれども、これは、いわゆるカーリースというのが対象なののでしょうか。説明をお願いしたいと思います。

○松山障害者支援課長

こちら、ウの車両のリース料についてのご質問です。こちらは、購入ではなくリースということで、月に5万円を見込んだものでございます。

○やなぎさわ委員

これは、送迎車を買うときに、リースではなくて一括購入の場合も当然あり得ると思うのですが、車両リースに限定したところには何か理由があるのでしょうか。

○松山障害者支援課長

購入ですと、今、購入してかなりの時間を要してしまいますので、リースでしたら比較的、早い時間で調達できるということがございます。そのため、補正ですので3月の間までにということを考えますと、やはりリースのほうが現実的であると考えたものでございます。

○やなぎさわ委員

来年の3月までという、つまり先ほど話がありましたけれども、実質的には四、五か月半ぐらいに

なるということで、5か月だとして25万円ぐらいが最大ですということで、その先についてはまた次年度ということになるという理解でよろしいか、確認です。

○松山障害者支援課長

ご指摘のとおりでございます。

○やなぎさわ委員

分かりました。購入よりもリースのほうがというところは理解する部分もあるのですが、カーリースというのは割とデメリットもあつたりして、中途解約できないとか、解約すると違約金が高いとか、あと走行距離に制限があるとか、カスタマイズもできないのです。中重度の方の送迎などだと、いろいろカスタマイズも必要になる可能性も十分考えられると思うので、そこで、ではカーリースだと補助がつきますと言って、事業者が、では、買おうと思っていただけれどもカーリースにしようといって選んで、後々後悔する可能性が。もしこれが継続的に次年度も続くのであれば相殺できるかもしれないけれども、25万円ぐらいで単年度で終わったとして、その後いろいろ苦勞される可能性もあるので、その辺もいろいろ、もしカーリースを利用されるなら、デメリットなどもきちんと啓発して、当然、選ぶ側も、事業所も調べることだと思うのですが、ミスリードにならないように気をつけていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○松山障害者支援課長

委員のおっしゃる懸念点などということにつきましては、今後配慮して、事業所にも周知してまいりますし、来年度の予算につきましても、そういったことは配慮して検討してまいります。

○やなぎさわ委員

ぜひ検討していただいて、購入についても何かしら補助がつけられるようなことを前向きに検討していただければと思います。

○田中委員長

ほかにご発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○えのした副委員長

賛成します。

○大倉委員

賛成です。

○あくつ委員

賛成いたします。

○鈴木委員

賛成です。

○吉田委員

賛成いたします。

○やなぎさわ委員

賛成です。

○田中委員長

それではこれより、第101号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算（歳出等 厚生委員会所管分）について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたします。

以上で議案審査を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時38分休憩

○午後1時40分再開

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2 請願・陳情審査

(1) 令和7年請願第18号 国に対して次期改定を待つことなく介護報酬引き上げを求める意見書の提出を求める請願

○田中委員長

次に予定表2、請願・陳情審査を行います。

初めに、(1)令和7年請願第18号、国に対して次期改定を待つことなく介護報酬引き上げを求める意見書の提出を求める請願を議題に供します。

まず、本請願は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○田中委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○菅野高齢者福祉課長

2024年度の介護報酬改定はプラス1.59%となりましたが、改定後も続く物価高騰や深刻な人材不足は、介護事業者の経営を圧迫していると報道されております。特に訪問介護については、利益率が全サービスの平均利益率を上回ったことから、基本報酬が引下げとなっております。訪問介護の利益率が向上した背景として、サービス付き高齢者住宅等の集合住宅併設型事業所が効率的に訪問介護を提供していることが大きな要因となっていると言われております。

区内には現在60か所の訪問介護事業所が所在しており、このような実態の事業所は、極めてまれであるため、次期介護報酬改定までの間、改定前の基本報酬の差額分として、給付実績の2.5%を補助することとし、補正予算を編成いたしました。この品川区訪問介護サービス事業所安定運営支援金については、10月から申請受付を開始する予定となっております。

国が次期改定を待つことなく介護報酬改定を行うかどうかについては、業界団体等から、来年度の期

中改定を求める意見が出されているとともに、国の審議会においても追加対応の必要性が継続的に議論されておりますが、現段階では国はその方向性を示していない状況です。国の調査や制度の枠組みは従来どおりの手続が行われており、給付と負担のバランスを図りながら改定率は決定しています。区は引き続き国の動向を注視するとともに、課長会などの機会を捉えて、他区とも情報共有しながら引き続き上部組織へ意見を上げていく予定です。

○田中委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたらご発言願います。

○鈴木委員

先ほどもありましたけれども、介護の現場というのは厳しい状況にあると思います。そういう中で、品川区が今回、訪問介護の介護報酬引下げ、国が引き下げたことによる減収補填を行ったということ、それから、昨年度から居住支援手当を独自にして、そういう対策を取っているということは、私たちとしてもすごく大きく評価しているところです。

しかしながら、2024年の介護事業者の倒産件数は179件で、過去最多ということで、休廃業、それから解散も含めると784件にも上るという深刻な状況だということで報道もされています。倒産のうち、訪問介護が最多の86件ですけれども、デイサービスも55件ということで、かなり多い倒産件数になっています。先ほどの指定管理者の審議のときにも、デイサービスが軒並み赤字だということ、あさってのモニタリングの中でも報告があると思いますけれども、そういう状況になっているわけです。

そういうところからすると、これまで訪問介護事業所の実態というのはお聞きしてきたのですが、品川区のデイサービスの経営状況というのがどうなっているのか、人材不足の状況ですとか、品川で閉鎖となったデイサービスの件数とかも、この5年間ぐらいで分かればお知らせいただきたいのと、その理由についてもお伺いしたいと思います。

それともう一つ、特に品川区は要支援の割合が全国平均よりも極端に多いのです。品川区の要支援の割合というのは、全国平均の16%近く高いという状況になっています。要支援の訪問介護とデイサービスが総合事業というふうなことで、品川区が報酬を決めるという仕組みになったわけですが、そもそも要支援の介護報酬が低いために、経営がより厳しい状況にあるのではないかという思いが私はしているのですが、その点も含めていかがでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長

区内のデイサービス事業所についてのご質問でございます。先ほどお話しさせていただき区立には在宅サービスセンターがございますが、それ以外にも民設のデイサービス事業所が多数ございます。こちらについての倒産件数等、休廃止の部分については、まだ細かい数字は出せない状況なのですが、私の知る限りでは、例えばコロナ禍において、一部のデイサービス事業所が少し休止・廃止をするということになりまして、ケアマネジャーがそこに通われている利用者をほかのところに、ケアプランをつくり直すというような事象があったというふうには捉えております。

その背景として、要支援の方のサービスというところで、総合事業のことをお話しされておりますが、国のほうの制度で、平成27年から総合事業ができて、区のほうで単価の設定ができるようになりました。

現在区では、国の基準に沿った形での単価設定をしておりますので、その辺りは給付と負担の balan

スという関係もございますので、国の動向も見ながら、区として事業者の声を聞きながら、適宜適切な単価設定を行っていきたいと思っております。

○鈴木委員

改めて、どれぐらいの事業所が休止・廃止しているのかというあたりはつかんでいただけたらというふうに思います。

そもそも国の基準、国が要支援のところを低く抑えるというところでできた仕組みですので、総合事業そのものが、国の基準が低いという状況があると思います。始まった当初は、品川区は国の基準よりかなり低い設定をしておりましたので、そこはずっと指摘してきたところで、国の基準まで引き上げたというふうなところですが、そもそも国の基準が低いので、事業所としては大変厳しい経営を強いられているというふうな思いがしています。

それから、2024年度の改定なのですが、3年に一遍の介護報酬の改定で、ここの中でも1.59%のプラス改定ということで書かれています。その中で処遇改善加算が0.98%なので、本体の報酬は僅か0.61%なのです。1%にもならないという状況で、私はこの介護報酬の引き上げというのがどうしても必要だというふうに思うのですが、その点を区としてどう考えるのか伺いたいと思います。

介護保険は2000年から始まりました。そのときからずっと関わってきましたけれども、本当に改悪に次ぐ改悪というのが、そもそも制度そのものも様々改悪されてきていまして、どうやって抑制するかというふうなことでの制度改悪がいろいろされてきたと思います。

中でも本体部分の改定というのが、どんどんマイナス改定されてきているのです。25年経つわけですが、トータルで四、五%ぐらいのマイナス改定というのが、本体の部分ですよ。処遇改善とかそういったところでの加算も入れると若干プラスのときもあるのですが、大体マイナスというふうなのが続けてきたと思うのです。

そういった意味では、介護事業所が今どこでもここでも立ち行かないというのは、人材不足と経営困難というふうなところで、そういう状況をつくっていると私は思いますので、国がここを変えることが必要だと思うのです。介護報酬の引き上げというのに対して、区としてどう考えるかという点についても伺いたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長

先ほどのご説明の中でも少し触れさせていただきましたが、介護報酬自体が国の調査や制度の枠組みの中で行われております。その中で給付と負担のバランスを図りながら、改定率も国のほうが決定しているという流れがございますので、引き上げすることが正しいのかどうか。もちろん物価高騰やいろいろな人材不足のことを考えると、そういった方向性も議論されているところではありますが、その部分については、国の調査等、あと審議会の動向も見ながら、区として注視していきたいと思っています。

ただ、こういった形で訪問介護の事業者に対しては、支援金を出すというような立場もございますし、あとは居住支援手当のほうで支給させていただいて、区内の事業者の事業が少しでも安定して、ひいては区民の方に適切なサービスが提供されるようにというふうに、区としては心がけていきたいと思っています。

○鈴木委員

区民の実態から事業所の実態というのを一番身近なところで把握でき、実感できるというのが自治体ですので、そういうところから、介護報酬がこれだけ引き下げられてきて、大変な実態に、このまま

行ったら、本当に介護崩壊という状況になっていくのではないかと私は本当にすごく危惧をしているわけなんです。そういうところは、区としてもぜひ、今回の訪問介護報酬でも減収補填というふうなところでは、国が引き下げたことに対して明確に指摘されたりしていると思うんです。そういうところで、実態から介護報酬の引き上げというふうなところは、声を上げていっていただきたいというふうに思います。

今第9期で、再来年から第10期が始まって、来年度は第10期に向けた計画を策定するという時期になってくると思うのですけれども、その中で政府が、国のほうがもっと改悪するということも狙われているわけなんです。それは審議会の中でもいろいろと検討というふうなことで、現場と国が進めるのとのせめぎ合いみたいな部分があると思うんです。

その中で、利用料の負担増だったり、さらに要介護1・2の保険を外して、総合事業化したり、ケアプランの有料化ですとか、福祉レンタルからの買取りへの変更だったり、介護保険料の徴収年齢の引下げだったり、そういう改悪が審議されているわけです。計画、狙われているというか、そういうのはもう随分前から言われているのですけれども、現場からの声と様々な運動とで、それをさせないという状況をつくってきていると思うんです。

そういうところ言えば、ぜひそういう改悪、これに反対する有識者の方々も、史上最悪の介護保険改定ということで言われていますので、そういうのをさせないためにも、議会としてもぜひ意見書を上げていくというところで、議会も、区としてもそういうふうな立場で上げていくということが求められているのではないかとこのように私は思います。

これは請願ですので、委員同士の議論というのも含めて、そういうふうなところでできたらいいなというふうに思っておりますので、ぜひ皆さんからのご意見もお聞かせいただければというふうに思います。

○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

○やなぎさわ委員

鈴木委員のおっしゃることはごもっともで、先ほど質疑の中で、区内のデイサービスの倒産件数の把握はされていないということではあったのですけれども、逆に新規の状況はいかがですか、もし分かれば。

○菅野高齢者福祉課長

まず、デイサービスの指定自体が東京都の指定で、18人以下の地域密着型の通所介護については、区の指定ということになります。区の指定については、一昨年度、1事業者、運動機能型のデイサービスが開所したというところで、そこについては、区のほうで審議させていただいて、指定したということがありますので、把握させていただいております。

毎年、ハートページナビという事業者を紹介する冊子があるのですけれども、その中の事業者の数をみている限りでは、大きく数が増えているというふうにはなっていないかなと、逆に先ほども廃止の部分のお話をさせてもらいましたが、私の把握している範囲では、先ほどご紹介した事業所も含めて、数箇所廃止というところは聞いておりますが、区内においては大きな変動はないのかなというふうに捉えております。

○やなぎさわ委員

分かりました。私も2015年に品川区内のデイサービスの立ち上げといいますか、新規開設に携わらせていただいて、そのまま開所しました。私の住んでいる東大井とか鮫洲の地域を含めて、その一帯、

東品川とかもそうかもしれませんけれども、高齢化が進んで、需要は高まっているけれども、介護施設はほとんど増えていないというのが、先ほどの午前中の話もありましたけれども、改善しようというメリットというか、気持ちがどうしても、報酬面でちゃんと運営できるという自信がない事業者が本当に多いのかなと思っております。

あと、先ほどのコロナ禍の2020年頃に何件か閉鎖があったというお話で、私も一介護事業者として、そういううわさは聞いていて、その中で1つの運動機能型の介護施設は、もう夜逃げみたいな感じで、朝職員が行ったら鍵が閉まっていて、急に閉鎖という話も聞きました。そこまで追い詰められていたのかと。要は計画的に廃止届を出して何か月間かけて利用者の方をほかの施設に移動させるということもできずに、夜逃げしてしまうような状況というのは、相当厳しかったのだと思うし、残されたスタッフもそうだし、利用者ももちろんそうだし、ご家族、ケアマネジャー、みんな大変な思いをされたというふうに思うのです。

ちょっとマニアックな話になってしまうのですが、夜逃げされてしまった場合、例えば同じ施設で、では空いたから、そのまま居抜きで新しい介護事業者が入って、施設もそろっているわけだし、そのまま利用者を引き継いでやるということは現実的に可能というか、ちゃんと新規開設ができるか、できると思うのですが、これは防火管理の問題が出てきて、要は、防火管理者の選任を変えなくては行けないのです。でも、夜逃げされてしまうと、どこかに行ってしまったから、それができないのです。消防署に変更を出しにいたり、東京都のほうに申請を出しにいても、いや、防火管理者が変わっていないですと言われてしまうと、そこでストップしてしまうのです。実際私はほかの事業所で経験がありますけれども、ということまで出てきたりして、突然夜逃げしてしまうような状況をつくらないというのは大事なことだなというふうに思っております。

改めて質問なのですが、去年の厚生委員会で、今回は介護報酬全体ですけれども、訪問介護の報酬引上げを求めるような、同じような意見書の請願審査がありました。そのときに、請願に対して反対される委員の中に、ちょうど今、国が訪問介護の報酬を引き上げるような段取りを組んで、アンケートを取ったり、いろいろやっているから、議会が、品川区がいろいろ言わずに待つべきだと、そんなことをおっしゃられた方がいたと思うのですが、現状、区のほうで訪問介護を含めた介護報酬の引き上げについて何かしらのアクションが議論されているのかどうか、把握している範囲でお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長

今、訪問介護のご質問でしたが、まず、1点訂正させていただきたいと思います。先ほど通所介護のデイサービスの区内の事業所の数というところなのですが、今、居住支援手当を支給しております。その中である程度の数を把握しておりましたので、手持ちの資料ですけれども、述べさせていただきます。通所介護が31か所、そして、地域密着型の通所介護が27か所ということで、合わせ区内には60か所弱の事業所があるというふうに捉えております。

2つ目の訪問介護事業者のことについてなのですが、2024年度の介護報酬改定で基本報酬が引き下げになったという議論、この間何回か請願が出されてきたところで、話が進んできていると思います。

その中で、区のほうとしては、訪問介護事業所のサービスの運営支援金というのを補正予算で組ませていただきまして、10月からいよいよ受付を始めさせていただこうというところなのですが、こちらの背景としては、あくまでも国の介護報酬の調査をして、審議会の中で議論して、給付と負担の balan

スを考えながら介護報酬を決定しているということは踏まえながらも、訪問介護については、集合住宅型のところに集中的に行く訪問事業者が利益を得て、その影響で全体的な事業者が、介護報酬が下がってしまって影響を受けている。

区内においては、もちろん集合住宅型のところに行く事業者もあるのですが、そうではない事業者が多いという実態も踏まえて、次の改定までは支援金をというような流れで、決断をさせていただいたところもございますので、介護報酬を引き上げるべきか、引き上げないべきかとか、その辺りについては、区としては国の動向を注視していきたいというふうに捉えているところです。

○やなぎさわ委員

その動向というのを、今現在どのように捉えていらっしゃるか教えてほしいです。

○菅野高齢者福祉課長

大変失礼いたしました。国の動向、審議会のほうで議論されているというところで、そちらについては、情報収集はさせていただいているのと、国のほうで全国市長会等も要望を出すなどして、適切な介護報酬の単価設定をしてくださいという形で、区として意見を上げていきたいというふうに思っております。

○やなぎさわ委員

国が具体的に何か進めているというか、前向きなアクションをしているというような受け止めをしていないのだなというふうに、個人的には受け止めさせていただきました。

今回の請願の理由のところに、他業種との賃上げ競争という、物価高ももちろんそうなのですが、他業種の賃上げ競争というのは非常に大事だと思っていて、今回4月の春闘を含めて、5%ほど賃金が上がっている中で、介護報酬というのは国が決めていて、介護事業所というのは、賃金が上がったからといって値上げができない。公定価格なので、当然値上げができないで、価格は一定ということになると、例えば他業種と同じように賃上げをしようとすると、その分、事業所の持ち出しというか、単純にマイナスになってしまうということになると、非常に経営が苦しくなって、2024年に倒産件数が過去最多となったのが、今年度も6月までの上半期で、訪問介護だけでも、ここはもうさらに更新中ということになっております。

さらに言うと、10月3日から最低賃金が全国的に引き上がるということで、東京都の最低賃金は63円上がりまして、1,226円ということになります。特に資格がなく介護職員として働いているような方たちは、最低賃金レベルで働いている方も結構多いと思うのです。そうすると、最低賃金が上がることによって一番影響を受けるのが介護事業所だと思います。

もちろん介護職員の賃金が上がるということは、非常に喜ばしいことなのですが、それが直接介護事業所の経営の圧迫にしかなく、結局事業所が潰れてしまえば元も子もないわけです。そうすると、介護報酬を上げるということが一番手取り早く、介護事業所の収入も上がるし、最低賃金が上がった分をカバーできるということになると思うので、私自身は、そういう面でも早急に区議会からこういった現場の窮状をしっかりと国に対して、特に国も今のところアクションが薄いと受け止めているので、もしほかの委員の方で、今国がこんなことを提案していて、こうなりそうなのだという情報を持っている方がいたら、ぜひお示ししていただけたらと、共有していただけたらというふうに思うのですが、何もないなら、区議会からしっかり声を上げていくべきだと思います。意見です。

○あくつ委員

今のご意見についてですが、もし所管の課長がご存じならば教えていただきたいのですが、国

としての動き、たしか6月の骨太の方針には、まさに目玉として介護報酬も含めた様々な、医療等の部分も含めて、引き上げを明確にうたっているはずなのです。その辺りについて、所管の課長、国の動きとして何かつかんでいるところがあれば、教えていただきたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長

委員がご指摘のように、骨太の方針には確かに一部こういった文言が掲載されていると認識しておりますが、国のその後の介護給付費分科会や介護保険部会などの審議の内容等を見る限りですと、多分年末の予算交渉とか、そういった中で来年度どうするか、期中改定があるか、そういったところの話の方向性が出てくるのかと思うのですが、今のところその辺りは、国のほうは示されていないのかなというふうに捉えております。

○田中委員長

ほかにありますでしょうか。

○あくつ委員

ありがとうございます。まず、骨太の方針で閣議決定されていて、それについて現段階では、期中改定があるのかどうかについては明確に示されていないということは確認させていただきました。

意見については、後ほど述べたいと思います。

○吉田委員

適切な質問になるかどうかはあれなのですが、7月に私たち生活者ネットワークだけではなくて、いろいろな団体が集まって、介護の日フォーラムというのを行いました。今日手元にその資料を持ってくるのを忘れてしまったのですが、そこではいろいろな立場の事業者、事業者もいろいろな事業があります。事業者と利用者、それから現場で働く人、いろいろな立場の方からご意見も出ましたし、その場には何党かの国会議員の方、もしくは秘書の方がいらして、意見を聞いてくださいました。

基本は当然想定されるあれでした。今、介護事業全体が本当に厳しい状況にある。たしか利用者からもありましたけれども、結果として利用者が大変厳しい状況に置かれているというご意見が出ました。これはもう何とかしなければ、介護の日フォーラムですから、基本は今の介護の状況を何とかしなければいけないという方向のフォーラムだったわけです。

そのときにも要支援1・2を総合事業にしてしまったということが、私たちとしては当時からは本当に問題だというふうに思っていたのですが、提案としては、よさげな提案として、地域の方たちのボランタリー、お互いの助け合いの仕組みを区、自治体がつくっていくというような提案もあったように思うのですが、それが結局品川区として地域に発信して、どれぐらいのボランタリーな仕組みをつくることができたのか、区としての総合事業についての評価を、どこかで報告されているとしたら申し訳ないのですが、簡単で結構ですので、教えていただけますか。

○菅野高齢者福祉課長

区としての総合事業の評価というところは、どう捉えるべきかというところは難しいと思うのですが、例えばすけっとサービスなどは、ボランティアの生活援助のサービスを提供したり、そういった形で、専門の職種ではない人たちによって地域包括ケアシステムの中で、いろいろな手を借りながら、お互いに支え合いましょうというのが総合事業のスタンスの一つなのかなと思っております。そういったところでは、例えば社会福祉協議会のさわやかサービスとの協力などもありまして、そういったサービスも提供するなど、少しでも総合事業が実現できるように努めているところです。

○吉田委員

さわやかサービスは総合事業が始まる前から既にあったかなと思っているのです。それはそれでいい制度だというふうには思っておりますが、身近にさわやかサービスとか、サービスを提供する側の人がいるのですけれども、サービスを提供する側から言うと、社会福祉協議会としてのコーディネートがうまくできていない。30分程度での作業というのが基本になっていたと思うのですけれども、この作業を30分程度ですればいいのかというのが、要求してくる方もおられて、結局は本来の制度のほううまく働いていないので、安く使える制度としてさわやかサービスとかを使っている方もいらっしゃるのかなというふうに思ったところです。

その評価が正しいかどうかは置いておくとして、基本的な介護保険の仕組みというのは、2000年でしたっけ、介護を社会化するというので、みんなようやく介護サービスが社会化されるかということで、大歓迎だったのですけれども、なかなかうまくいかなくて、総合事業というのも提案されるようになって、自治体で、私もとてもうまくいっている事例も聞きました。こうであれば、行政よりも地域の住民の中でいいサービスができていなのというのもあったのですけれども、それはもうごくまれなので、報告事例に上がっているわけです。そのサービスをつくるのに、区が何かサービスを促すような働きかけをしたかという、そうではなくて、もともとその地域にそういう方たちがいて、それなりの機能を持っておられてできたということで、制度がうまく働いた事例として捉えるべきかどうかというのは大変疑問に思いました。それは介護保険制度というものをもう一度最初から見直して、きちんと構築し直す必要があるのではないかなというふうに考えております。

先ほど鈴木委員もおっしゃられましたけれども、要支援だけではなくて、要介護1・2を総合事業のほうに、もう本当に怒りました。あなたたち、介護をやったことないでしょう、だからそんなことが言えるのだ、要介護1・2の介護がそんな軽いものだというふうに思っているのは、その制度を考える人もみんな現場で研修してほしいと、本当に怒り心頭に発して、みんな思って、それは何とか地域からの運動でとどまらせることができたけれども、国がそれをいつ蒸し返してくるかなというのは警戒しているところです。

介護の日フォーラムのいろいろな報告を見ても、現実の今の制度がうまく動いていないというのは本当に確かだと思います。だから国の動向をずっと待っていたのではないですか。待っていたら、こんなになってしまったわけです。そうしたら、現場から意見を上げるということは、その意見にどれぐらいの力があるかは分かりませんが、本当にいろいろなところが声を上げていくというのはすごく重要な、ある意味、主権者としての役割なのではないかと思ったり、主権者の声が集まってくる区議会としても、きちんと意見は言うべきだと思います。それに国がどう反応するかはまた国の問題です。でも、意見を言うというのは、基礎自治体としての権利であり、義務であると思います。これはぜひ検討していただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○田中委員長

それは、議会としてではなく、区として。

○吉田委員

はい、区として。

○菅野高齢者福祉課長

総合事業についてのいろいろなご質問ですけれども、委員がおっしゃるとおり、確かに有償ボランティアをもっと活用するとか、専門職ではない力を借りながら、介護報酬を少し抑え目にして、給付のバランスを取っていこうというところで総合事業ができたのだと捉えております。

その中で、もっと地域の方の力を借りて、使いながら、介護サービスを充実させていくべき本来の趣旨と、先進事例とかを見させていただくと、そこまでのレベルにはまだ行っていないような現状はあるのかもしれないですけども、そこを目指して少しでも地域の力を借りつつ、総合事業の充実を図っていくべきだというふうに区としては捉えております。

○吉田委員

前に別の委員会でも言ったと思うのですが、区内の訪問介護事業所のヒアリングをしたときに、そこはれっきとした訪問介護事業所なのです。でも、総合事業の報酬単価の低いのも現実には引き受けているわけです。それはそのサービスを必要とする方たちを放置するわけにはいかないという介護事業所としての使命感で、介護報酬が低いと分かっているながら、でも引き受けている。結果として赤字になっていくわけです。国の制度はそういう現場の努力に依存しているのです。それでいいのですかというのがあります。私はそういうのを委員会でも言ったと思うので、状況は分かってくださっていると思うのですが、そういう事業所が赤字になっていく中で、介護保険の事業も引き受けられないような倒産という事態に至ったら、区としても本当に困ってしまうわけです。だから、その辺の事業所への現状の聞き取りとか、状況把握はされているのか伺います。

○菅野高齢者福祉課長

訪問介護事業所を中心とした事業所への聞き取りというお話ですが、こちらに関しては、今度訪問介護にも外国人の採用というのが解禁になったというところもあって、訪問介護事業者を対象としたセミナーが行われたときに、私も参加をさせていただいて、最後に外国人の雇用とかは別として、人材確保についてどのような課題があるのかというところをお聞きしました。

やはり皆さん募集を出してもなかなか集まらないとか、募集を出すと、そこに紹介事業者がホームページに挟んでくるというか、まるで紹介事業者をクリックしないとそこに応募できないような仕掛けをされて、結局そこからの手数料を取られてしまうといった、すごく詳細なぼやきというか、いろいろなお話は聞かせていただきました。

その中でも、ある事業者は、口コミという形で、地域のママ友といったところのネットワークで、いつも手伝っていただく方がいるので、介護人材の不足というのを感じたことがないですという事業者も一部いました。地域にはまだまだそういった資源が残っているのですというお話も聞かせていただきましたので、総じて皆さん介護人材の確保にはすごく苦労しているというのが結果なのですが、それだけではなく、地域にはそういった人材もまだまだあるのだというところは感じたので、そういった声もいろいろと拾いながら、どうすることが事業者にとって一番いい施策なのかというのは、また常日頃考えていきたいと思っていますところです。

○吉田委員

先ほど課長がおっしゃった、介護人材の募集をかけると、結局それがもっと大手のサイトに乗ってしまって、結局そこに支払う。だから、事業所とか区がそれにかけているお金は、結局某大きな運営サイトにほとんど行ってしまっていると思いますというふうに、多分同じ事業所だと思います。

私はそういう仕組みが全然分からないけれども、あり得るという気はして、そうすると、私たちに身近な事業所が出している人材募集も、結局そこに乗っ取られて、そこを通す形になって、お金はそちらに行ってしまうのだというので、そういうことを考える人たちは防ぎようもないのですけれども、そういう現状であるということは踏まえて、対策は無理なのかもしれないですけども、人材募集をするのに、既に小さな事業所はそれにお金をかけているのが赤字の原因になったりしているのに、そこをまた

搾取される。どこかに取られているようなあれで、本当に踏んだり蹴ったりというというような状況です。そういうのは1事業所では対策できないと思うので、もし可能であれば、そういう専門性を持った方で、防御の仕組みみたいなものをつくれたらいいかなというふうに思っております。

とにかく地域にそれだけの人的資源があるということが分かりながら、なかなか登場してもらえないというところは、やっぱり仕組みなのか、報酬なのかということが、もっと工夫する必要があると思いますが、基本的な介護保険制度の仕組みというのは、これ以上崩したくないというふうに本当に思っていますので、その辺は区とか委員会でも一緒に考えていけたらいいかなというふうに思っております。この請願からは少し外れるかもしれませんが、基本、介護保険の仕組みというのを維持するという方向は、一緒に考えていくべきだというふうに思っております。これは意見です。

○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

○鈴木委員

今回の請願は、介護報酬を引き上げる意見書を上げてくれるということですが、私も訪問介護から、訪問看護から、ケアマネジャーから、現場の大変な実態というのをいつも聞き続けています。本当にこのまま、現場がもう限界という状況が、特に責任ある方々は、すごい長時間労働になっていますし、本当に限界という状況がずっと続いているという思いがするのです。そういう点でいえば、介護保険そのものを国が大本から解決していくというふうなことが求められていると思います。

共産党は国の負担割合を現在の25%から35%に引き上げて、公費負担を6割にするという提案をしているのですが、そういうことで介護報酬を上げても、介護保険料に行かないというところにあると思うのですが、これはかつて自民党も公明党も主張してしまして、自民党は2010年の参議院選挙の公約で、公費負担の増加を図り、介護保険料の上昇を抑制するということを明記しているのです。2012年の民主党政権と自民党・公明党の3党協議の中でも、自民党が介護保険公費60%、そのうちの10%は国が国費で出すというふうに主張していましたということを、国会で自民党の厚生労働大臣が答弁をしています。

それから公明党も、2010年の新介護公明ビジョン、同時期の参院選の公約に介護保険財政の公費負担割合を現行の5割から当面6割に引き上げ、2025年、今年です。介護保険の3分の2を公費で賄うことを目指しますと公約の中で述べているわけです。そういうことなので、そこでは一致できるのではないかと私は思うのです。こういうことが介護保険の、介護崩壊と言われる事態を解決していく道ではないかと思うのです。そういうことで、一致できるのではないかなと思うのですが、そういう点も、もしご意見があったら、伺えたらと思います。いかがでしょうか。

○あくつ委員

以前、訪問介護のときにもお聞きしたのですが、財源をどうされるかというところで、そのときはたしか共産党とれいわ新選組のご主張というものを拝聴したのですが、財源はどうされるのですか。もう一度伺います。

○鈴木委員

これは税金の使い方を変えるというふうなことなのですが、公明党自らが公約にも書かれていたことなので、そのときには財源があったけれども、今財源がないということではないと思います。それなので、何を大事にするかというふうなところだと思います。

○あくつ委員

そのとき、そのときの議論というものがあると思うのです。共産党もかつて様々なことをおっしゃっていて、でも、そのことを言うと、多分水かけ論になってしまうと思うのです、いろいろ。２０１１年の公約ですか。

○鈴木委員

２０１０年の公約です。

○あくつ委員

２０１０年ですね。今から何年前ですか。

○鈴木委員

１５年前。２０２５年のことを言っています。

○あくつ委員

今ここで政党同士の公約ということを根拠にされるということ自体が、多分共産党も公約はいろいろ変わっていますよね。そのとき、そのときの情勢に合わせて、だから一致できるというのは牽強附会ではないかなと私自身は思います。

○田中委員長

今回の請願に関しての質疑ということです。後ほどそれぞれのお立場、ご意見も伺いますので、その上で何かご質疑等、発言があればお願いしたいと思います。意見は後ほど採決の際に伺うという前提で、ご発言があればよろしくお願いします。

○やなぎさわ委員

先ほど吉田委員の質疑の中で、総合事業の話をされていて、訪問介護事業者の方たちが、単価の安い生活援助のほうを求められている、必要とされているから、割が合わないと分かっているけども頑張ってやっているとのお話がありました。

ちょうど私も最近ケアマネジャーといろいろ話をしていて、やはりそういう声、ケアマネジャーの側から自分の受け持っている担当の方のサービスのスケジュールというか、ケアプランがなかなか立てづらい、断られてしまうことが多いということで、特に最近多くというか、聞くのが、ケアマネジャーから要支援の方の生活援助のお願いをされるときに、断ると大変というか、断るのが申し訳ないから、もう指定を取らないということで、うちは身体介護しかやっていませんというふうにしてしまえば、もともとやりたくてもやれない、一々断らなくてもいいというふうにできるからということで、片一方の指定しか取っていないというような事業所もあるというふうに聞いています。

これは別に事業所が意地悪しているとか、悪いわけではなくて、どうしても自分たちのなりわいを成立させなければいけないということで、苦肉の策というか、もう仕方なく、それこそちゃんと運営できるのであれば、受け入れると思うのですけれども、そういった事情があるということを、ぜひ皆様にも共有できたらというふうに思います。

総合事業は、ちょうど２０１５年、品川区は１０年前からもう、経過期間が１年か２年ぐらいあったと思うのですけれども、その中で品川区は多分先陣を切ってスタートさせて、ちょうどその年は私が品川区でデイサービスを開業したときで、開業している途中でそういう話が出てきて本当にびっくりしたのですけれども、計算すると売上げが２割ぐらい下がるかなというぐらいの打撃がありました。

２割というのは売上げの２割で、利益の２割ではないのです。例えば２００万円ぐらい売上げがあつて、利益率が１０％だったとして２０万円、つまり、経費が１８０万円かかって、２０万円利益があるところが、２００万円のうちの２０％ということは、１６０万になってしまうのです。１６０万円の売

上げで180万円の経費がかかるとマイナス20万円になって、一気に赤字になってしまう。これが利益に対しての20%であれば、20万円だと4万円なので、16万円黒字というところで、売上げの20%というのは相当厳しい状況が各事業所、当然私のところだけではないですけども、急にそういうふうになったということで、本当に大変だった事業所がたくさんあると思いますし、訪問介護だけでなく、全体の報酬引き上げというのは急務かなというふうに思います。

○田中委員長

ほかに発言はありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和7年請願第18号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言をお願いしたいと思います。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

○えのした副委員長

本日結論を出すで、不採択とします。

理由としては、理事者のご説明にもありましたが、介護現場は厳しい状況にあると思います。また、区の事業者の実態も伺いました。改定は国の予算ということで、見直しの期中ということですが、区としては、区内事業者の運営が安定するように補正予算も編成されております。また、現段階では国の方向性がはっきり示されていないということですので、今後も国の動向を注視して、情報の収集をお願いいたします。

○大倉委員

本日結論を出すで、態度については、不採択でお願いいたします。

請願の、議会として国に意見書を求めるというところでありますが、この間、皆さんのお話をいろいろ伺っていましたが、国のほうでしっかりと考えていただくということがまず必要だということで、今回の効率のいい訪問介護というところで、品川区の中では在宅がほとんどという中、かなり影響が出てしまった。そういうことも踏まえて、国がしっかり見ていただいて、今後の3年に一度の改定に向けて、しっかり議論していただくことが必要だ、重要だと思っております。

会派としては、国に求めていくということも大事なのですが、区としてできることをしっかりと議会で考えていく、会派として考えていくということも非常に大事にしておりますので、区としてできることというと、もう既に差額の部分を支援していただくということで、これから行っていかれるという話も出ましたし、こうしたことをしっかりと進めていくということが大事だと思っておりますので、この請願については不採択でお願いいたします。

○あくつ委員

まず態度としては、本日結論を出すで、不採択です。

先ほどもありましたけれども、公明党としてどういう考え方かと申しますと、5月の、先ほども質問させていただいた骨太の方針が出る直前に、私ども公明党からも国会議員から石破総理に対して、訪問介護も含む社会保障の分野についての報酬引き上げということについては、期中改定も含めて検討してくれということも申し入れているところでございます。

その上で、前回も財源の話をしましたけれども、正直、他党の方の財源というところについては、私はまだまだ見えないところでのお話だなというふうに拝聴しました。企業から取ってくるみたいな話もありましたけれども、そうした中で、骨太の方針に対する私どもの申入れの中には、政府系ファンドを創出して、どこから財源を移してくるのではなくて、これは日本として、政府として財源をつくるのだというような提案もさせていただきました。

今回の請願の内容というのも一定理解できまして、厳しい状況であるからこそ、品川区も訪問介護事業者への支援を行うということは、私どもも理解しておりますし、それは推進すべきだというふうに思っておりますが、財源等がまだはっきりしない中で、品川区議会としてこうした意見書を出すというのは、今、国がまさに検討している、まだ結論は出ていませんが、骨太の方針というのは次年度以降も含めて、これからの国の政策をどのように決定していくのかという方針を決定する、まさに経済財政運営と改革の基本方針2025、これが正式名称ですけども、そうした国の根本姿勢を示すものに明記されている中、しかもそれが今検討されている中で、財源が示されないものを区から出すというのには賛同できないということで、不採択とさせていただきました。

○鈴木委員

結論を出すで、採択でお願いしたいと思います。

介護の現場は、訪問介護だけでなく、どこもここも本当に限界という厳しい状況になっていると思います。人材不足、それから経営困難というふうな状況になっていると思います。これをこのままにしていくということになると、介護崩壊という状況になってこざるを得ないと私は思います。にもかかわらず、国の政府がさらなる改悪を計画しているという中で、やっぱり自治体からしっかりと意見を上げていくということが、その改悪をストップさせる力にもなっていくと思います。

国の負担割合を10%引き上げるというふうなことは、自民党、公明党も以前は主張していたものであるので、そういう中で解決していけると思いますし、財源をどうするのかというふうなことでありましたけれども、税金というのは集め方、使い方をどうするかというふうなことに尽きると思うのです。もう本当に格差が広がっていて、もうけているところに対してはしっかりと税金を払ってもら。それから、使い方としても、防衛費とかはすさまじい勢いで増やしているわけですから、それよりも福祉、社会保障、そういうふうなところに充てるべきというのが私たち共産党としての考え方です。財源はそういうふうなことで十分生み出せるという考え方だということも述べさせていただきます。

○吉田委員

本日結論を出すで、採択を主張したいと思います。

意見は、今まで申し上げたとおり、介護の現場は崩壊してしまう。ですから、はっきり言えば、皆さんが介護を必要とされたときには、その制度はなくなっているかもしれないということです。私の場合は、自分の務めとしての介護は、おかげさまで、そういう制度の中で、よいケアマネジャーに恵まれたということもありますけれども、大変でしたけれども、制度を使つての介護ができた。でも、これからはそれができなくなる時代が来るかもしれないというふうに思っております。

もちろん否定するものではないのですけれども、介護の現場では人材が足りないということで、なかなか引退できなくて、70代の方の介護に80代のヘルパーがいらっしゃる。それは別に悪いことでは全然ないのですけれども、将来的なことを考えれば、介護報酬とかそういうものをちゃんと引き上げて、若い事業従事者が参入するのに十分な制度というのをもう一回構築すべきだというふうに思っております。

財源の問題がありました。確かに具体的にここからという提案は、残念ながらできません。ただ、これはみんなで考えていくということを、区議会から意見を出すということがなぜできないのかというのは、財源を示さない限り、そういう意見も言っただけとはいけないというのはちょっと考えにくい。意見が集まった中で、みんなで検討する。必ず誰かはある意味、このお金は自分たちが出したいという人たちと、そこから出すべきだという方たちの議論も、そこから始まるのではないかというふうに思います。ですので、意見書を出すことは積極的に賛成したいと思います。

○やなぎさわ委員

本日結論を出すで、採択をお願いいたします。

先ほど財源の話も出てきましたけれども、前回の訪問介護の請願のときにもお話ししましたが、我がれいわ新選組は、大企業への課税強化、それこそ資本金が10億円以上の企業というのは、この10年間で現預金だけでも130兆円増やしている、毎年10兆円増やしていくというような状況で、お金はあるところにはありますから、累進性を強化して、そういったところからしっかりと徴税することと、我々は積極的な国債発行を訴えております。

防衛費に関しては、武器の爆買いを5年間で43兆円、ローン買いも含めると60兆円、財源をほとんど決めずに決定しています。何で福祉に関してだけは財源、財源と言うのか不思議でなりません。我々れいわ新選組は、充実福祉の党を訴えておりますので、その辺はしっかりとお金を使っていこうと思っております。

そして、聞いていて、反対されている方は皆さん、危機感というか、スピード感がちょっと違うのではないかなと思っていて、本当にもう来月、再来月どうしようかというような、ぎりぎりで運営している介護事業所がたくさんあります。3年に1回の報酬改定は1年半後ですか、そこまで待ってられないです。国の動向を注視するとか、国で考えていただくとか、そうではなくて、一番身近な基礎自治体が機動的に動いて支援することが大事だし、区議会からどんどん声を上げていくということも本当に大事だと思います。

訪問介護の助成金に関しては、品川区が本当に素晴らしい動きをしていただいたと思うのですが、これは訪問介護だけですから、今回の請願は介護報酬、介護業界全体のことでですので、その辺をちょっと勘違いされているようなことをおっしゃっていた方もいらっしゃるかなと思いますが、全体でございますので、ここは期中改定を含めて、早急に改善を求めるために、区議会のほうから国に対してしっかりと声を上げる必要があると私は思いますので、賛成です。

○田中委員長

それぞれありがとうございます。

それでは、本請願については、結論を出すとのことご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

それでは、令和7年請願第18号、国に対して次期改定を待つことなく介護報酬引き上げを求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○田中委員長

賛成者少数でございます。

よって本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(2) 令和7年陳情第31号 国民健康保険の区民に対する資格確認書の一斉交付に関する陳情

○田中委員長

次に、(2)令和7年陳情第31号、国民健康保険の区民に対する資格確認書の一斉交付に関する陳情を議題に供します。

まず、本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○田中委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○山下国保医療年金課長

それでは、私から陳情第31号に関しまして、ご説明申し上げます。

昨年12月2日より、従来の健康保険証は新規発行されなくなり、健康保険証はマイナンバーカードに利用登録するマイナ保険証を基本とする仕組みに移行しております。品川区国民健康保険の保険証は今月末、9月30日に有効期限を迎えますので、区では法令に従いまして、7月中旬にマイナ保険証を持ちの方約3万4,000人には資格情報のお知らせを、マイナ保険証をお持ちでない2万7,000人ほどの方には資格確認書をそれぞれ発送いたしました。

記載のうち、後期高齢者医療制度におきましては、本年4月3日に厚生労働省から発出された「後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用の継続について」という通知におきまして、資格確認書を希望する方からの申請が市町村に集中するおそれがあるなどの点から、令和8年8月の年次更新までの間、暫定運用を継続する取扱いが示されまして、その取扱いについて各広域連合のほうで対応し、区においては、7月下旬に約4万6,000人の被保険者の皆様に資格確認書を郵送いたしました。

マイナ保険証の利用登録及び利用率につきまして、区におきましては登録が58%、利用は約32%というのが、それぞれ直近の状況でございます。また、マイナ保険証の登録解除申請ですとか、資格確認書の発行依頼が急激に増えるなどの状況は特に生じておりません。

区の現状としましては、先ほど申し上げましたとおり、国民健康保険加入者への所定の送付物は既に7月に送り終えている状況でございます。このため資格確認書を一斉交付する対応ということは現状考えてございませんけれども、区といたしましては、引き続き品川区の国民健康保険が安定的に運営できるよう、また加入者である区民が国民健康保険の利用に際して不都合が生じぬよう、きめ細やかな対応に努めてまいります。

○田中委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたらご発言願います。

○鈴木委員

今ご報告いただいた国民健康保険の加入者で、資格確認書を送られた方は2万7,000人というこ

とですと、全体の５８％がマイナ保険証を持っているということです。それで、マイナ保険証、マイナ保険証とあれだけ言ってきましたけれども、かなりマイナ保険証に登録していなくて、資格確認書で対応するという方がこれだけいるのだなというふうに思いました。

それから、マイナ保険証に登録しても、登録を取り消すことができ、取り消せば、資格確認書が送られるということになると思うのですけれども、そういう形でマイナ保険証を取消した人の人数というのはどれくらいなのかということを聞かせただけだと思います。まず、お願いします。

○山下国保医療年金課長

マイナ保険証の登録解除の現状というところでございます。昨年度につきましては、昨年１０月から今年の３月末までというところで、約１１１件でございました。本年４月からこの９月少し半ばぐらいまでになりますけれども、合計しますと、１００件を少し超えているような状況で、数として激増しているような状況ではございませんで、一定の推移をしているというような状況でございます。

○鈴木委員

ここにも書かれていますけれども、マイナ保険証に登録したとしても、多分保険証のほうが便利というか、今までどおり使っていたという方が、マイナ保険証を使っていた方は３２％ということでしたね。そういうことなので、かなり、マイナ保険証に登録しても使われていないというのが実態だったというふうに思うのです。

そういう中で、今回資格確認書という形になったわけですが、資格確認書であれば、今までの保険証と全く変わりなく、そのまま使えるというふうなことから、マイナ保険証を持ち歩きたくないという人は、取り消して資格確認書にできるということはしっかりと伝えていただきたい、周知をしていただきたいと思うのです。その周知というのはどのようにされたのか、マイナ保険証の登録を取り消して、資格確認書で保険証と同じように使えるという周知はどのようにされたのかということを伺いたいと思います。

それから、今でも、期限が切れた保険証も来年の３月まではそのまま使えることになっていると思うのですけれども、そういう周知というのを区民に対してどのようにされているのかということも伺いたいと思います。

それからもう一つ、マイナ保険証は、５年ごとの自治体の窓口での更新手続きが必要だと思うのですけれども、今年度更新時期を迎える人というのがどれくらいいるのか。また、もう既に更新時期を迎えている人もいると思うのですけれども、そういう方はスムーズに更新ができているのか、その点についてもお聞かせください。

○山下国保医療年金課長

３点ほどご質問いただいたかと思います。

まず、周知の点ですが、広報しながらでしたり、区ホームページというような形で、皆様にご覧いただけるような形で周知をしております。利用登録の解除ということを主として、そこを推すような形で周知ということではございませんけれども、実際そういう対応が必要な方、そういうお求めがある方にはしっかりと内容が伝わるような形で引き続き周知に努めてまいります。

あと２点目にございましたのは、区民への健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱いの周知というようなご質問だったかと思うのですけれども、こういったところを私ども区の方から区民の方にお知らせするということはしておりません。厚生労働省のほうから各団体、医師会ですとか、歯科医師会ですとか、薬剤師会というところに、万一原則に外れた取扱いでも、柔軟な取扱いをしてほしいとい

うことでの周知は行われているところですが、基本的にはお送りしているもの、マイナ保険証でしたり、併せてお持ちになっている資格情報のお知らせ、そしてそちらをご利用でない方には、資格確認書をご利用いただくということが基本でございますので、基本的にはそちらの内容で周知をしているところです。

あと最後にございました窓口でのマイナンバーカードの更新、マイナンバーカードにつきましては、一定期間で更新が必要というところです。マイナ保険証につきましては、マイナポータルのほうからご登録いただきますと、資格に変更がない限りは基本的にそのまま引き続きご利用いただける状況です。

○鈴木委員

マイナンバーカードは、たしか10年で更新ではないかと思うのですが、マイナ保険証は、5年ごとに自治体の窓口での更新手続というのが必要ということにはならないのでしょうか。全くそのまま持ち続けられるということですか。更新のところですごく混乱するというのがいろいろなところに乗っかっていて、自治体の窓口で更新手続が必要で、今年あたりがもう5年目に、2万円を出すので、どうぞマイナ保険証に登録してくださいというキャンペーンを張ったではないですか。あれからちょうど5年たつので、今年ぐらいからもう更新になって手続が必要ということで見たのですけれども、マイナ保険証の5年ごとの更新というのは必要ないということなのか、その点をもう一回お願いしたいのと、更新を忘れてしまった場合というのは、資格確認書が自動的に届くということになるのかどうか、そこら辺のところも伺いたいと思ったのです。更新そのものがなくて、マイナンバーカードと同じだけ、そのまま使えるというふうなことでいいのか、その仕組みについて改めてお願いします。

○山下国保医療年金課長

私からご答弁差し上げるのは国民健康保険という範囲で分かっているところになりますけれども、資格として国民健康保険に加入された暁には、その資格というのは基本的に続いてまいります。ご質問の途中でありました以前のキャンペーンというところにつきましては、マイナンバーカード自体を促進するような取組であったかというふうに記憶しております。マイナンバーカードの有効期限が切れてしまうと、カード自体が無効ですので、マイナ保険証もご利用いただけないというところがございますけれども、マイナンバーカードが有効な状態で、マイナ保険証が突然使えなくなるということは承知をしているところではございません。

また、マイナ保険証利用のメリットといたしまして、例えば転入・転出等があった場合にも、従前の資格が情報としてうまく残ることで、医療情報等がお手元でしっかりと把握できるというようなところがメリットとして挙げられてございますので、そういったところも含めて、マイナ保険証の利活用についてお知らせしてまいりたいと考えてございます。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

○やなぎさわ委員

すみません。最初の説明で聞き逃した部分があるので、確認なのですが、区として7月中旬頃に2万7,000人の方に資格確認書を送付したと、3万4,000人の方に何かお送りしたのでしたっけ。その辺を確認させてください。

○山下国保医療年金課長

聞き取りづらくて、失礼いたしました。7月中旬に、マイナ保険証をもう既にご利用でいらっしゃる方には、資格情報のお知らせというようなお手紙、マイナ保険証にはこういう情報をご登録いただい

いますといったものを約3万4,000人の方にご郵送申し上げました。他方で、マイナ保険証はまだ利用されていないという方、約2万7,000人の方に対しましては、資格確認書をお送りしたところでございます。

○やなぎさわ委員

ありがとうございます。

それで、お伺いしたいのですが、資格確認書と資格情報のお知らせというのは、機能としては何が違うのでしょうか。

○山下国保医療年金課長

まず、資格情報のお知らせと申しますのは、あくまでもマイナ保険証にこういう情報が登録されていますという情報をお知らせするお手紙にすぎないというところで、本来的にはそれだけを示すことで医療受診ができるものではございません。他方で資格確認書は、いわゆる今までの保険証と同様のものになりますので、そちらをご提示いただくと、資格の確認を踏まえて受診できるというものになります。

先ほど別の委員からのご質疑であったのですが、そういった中でも、健康保険証が有効期限切れになってしまって、それに気づかずにお持ちになってしまった方だったり、マイナ保険証がうまく使えないようなときに、どういったことが代替としてできるかというところで、患者がお持ちになられたマイナンバーカード等、マイナ保険証の利用としては難しいのですが、その内容が入っているであろう資格情報のお知らせを目視で確認することで、従前の対応に類する形、柔軟な対応はできるということになっております。

他方で、そういったことを連続的にご利用いただくことは念頭にございませんので、まず、受診されて一度困ってしまったという状況は、そういった対応でできるのですが、次回以降お待ちいただけるものをお持ちいただくようにご案内をということで、周知されているところでございます。

○やなぎさわ委員

ありがとうございます。

となると資格情報のお知らせは、その1枚では意味はないけれども、マイナ保険証が、機器のトラブルとか何かで使えないときのために、一応携帯しておく、併せてセットで使えるということだと思います。それで、資格確認書のほうは、従前の保険証と同じで、それ一枚あれば利用できるということだと思うので、どちらが優れているかなと思ったら、1枚で足りてしまう資格確認書のほうが、利便性があるのはもう自明のことだというふうに私は思います。

そういった意味でも、この陳情に書かれてあるとおり、資格確認書を一斉交付していただけると、多くの方の利便性が上がるというふうに思いますし、例えば3万4,000人に資格情報のお知らせ、2万7,000人に資格確認書ということで、もしかしたら同じ家族の中でも送られてくるものがばらばらだったりすると、混乱のもとにもなると思うので、一斉交付をしたほうがいいのかというふうに思うのです。

そこで、一応確認なのですが、この陳情に書かれてある厚生労働委員会、福岡厚生労働大臣が最後は自治体の判断というふうに容認しているということに関して、これは間違いないでしょうか。

○山下国保医療年金課長

ただいまご質問いただいたうち、区民の方で、資格情報のお知らせと資格確認書の混在が発生するような場合に、少し混乱を来すのではないかと、電話等でご照会があり、丁寧に説明いただいたところでございます。

ご質問のございました福岡厚生労働大臣の発言の部分ですけれども、従前の委員会でもご説明申し上げたところかと思うのですが、あくまでも国として資格確認書を一齐に交付する必要があるとは考えていないところはあるけれども、自治事務であるので、自治体の判断という部分はなきにしもあらずだというような趣旨で発言があったものというふうに確認してございます。

○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

○吉田委員

ある弁護士で行政法の学者なのですけれども、品川区の現状をいろいろ教えてということで、その方が聞きたいことを、私は大分前に国保医療年金課長に伺ってしまいましたので、今の質疑でその復習をさせていただいたという感じです。

1点、東京都後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者である加入者に資格確認書を一齐交付する方針を示しています。これはこの間、聞き漏らしてしまったかなと思うのですけれども、同じご家族で後期高齢者と前期高齢者が一緒のご家族が想定できますね。ああ、そうか、前期高齢者には結局来るから大丈夫なのかな。後期高齢者だけに一齐交付ということであると、家族の中で送られてくる人と送られてこない人がいて混乱が起きるのではないかということ、たしかその弁護士も心配しておられたのです。それをこの間課長に伺うのを忘れてしまったような気がしていて、その点について、そういう混乱が起きているのか起きていないのか、問合せとかがあるのか伺いたいと思います。

○山下国保医療年金課長

先ほどのご質疑の中で少し触れたところがあるのですけれども、後期高齢者と国民健康保険の方とが混在した場合につきまして、発送時期が違いますので、それをもってお電話ということではないのですけれども、国民健康保険の中でも資格確認書と資格情報のお知らせが混在する方については、ご質問のご照会のお電話をいただいたというところは現実としてございます。

こちらにつきましては、社会保障審議会の医療保険部会でも、支部の代表の委員が、そういった問合せがあったから、国のほうで丁寧な周知をしてほしいということはお意見としておっしゃられていました、区として非常に多くのご質問、ご照会をいただいたというところではないのですけれども、社会的なところでは、一定そういった影響があったのかなというふうに受け止めているところでございます。

○田中委員長

ほかにごございますでしょうか。

〔「なし」という者あり〕

○田中委員長

ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和7年陳情第31号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にするあるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言をお願いします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

○えのした副委員長

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

理由としては、区民の方が混乱しないように様々周知もされているということで、理事者の方からも説明いただきましたけれども、区としては法令どおりに7月に資格情報のお知らせと資格確認書を郵送

しているということです。また、業務負担増による相当な混乱や負担が生じるというのが中にはありますけれども、課長からは発行依頼など、現場も混乱はしていないということですので、不採択といたします。

○大倉委員

本日結論を出すということで、不採択をお願いします。

○あくつ委員

本日結論を出す、不採択をお願いします。意見というか、区としては今、粛々と国の方針どおり行っているということも受け止めますし、現段階では資格確認書を一斉交付する必要はないのではないかと考えますので、不採択をお願いします。

○鈴木委員

結論を出すで、採択をお願いしたいと思います。

これは前にもこの委員会で何回か請願が出された問題ですけれども、マイナンバーカードをつくるかどうか、マイナ保険証を登録するかどうか、全くの任意で強制されるものでありません。今日の説明の中でも、改めて利用は32%と本当に低い。今の健康保険証が使いやすく便利というふうなことが、ここには示されているのだと思います。

また、マイナ保険証に登録していない人も4割を超えるという状況の中で、医療機関の中でも様々トラブルを起こしているというのが全国保険医団体連合会の先生方からも様々指摘されているところです。そういう点からも、今までと全く同じ保険証として使える資格確認書が、後期高齢では全員にというふうなことだったのですけれども、これをこれからもずっと続けていただきたいと思ひますし、国民健康保険も資格確認書というのがそのまま全ての人に配布されたら、今までどおり使えるので、今までみんな不便ではなくて、便利に使っていて、変えてほしいというのは、現場からは全然上がっていないという問題ですので、ぜひ資格確認書を全員にというふうなことでやっていただきたいのが、前から申し上げていたものですが、お願いしたいというふうに思っています。

○吉田委員

本日結論を出すで、採択を主張いたします。先ほども言いましたけれども、国保医療年金課長からは、いろいろな状況の聞き取りをさせていただいて、それは問合せをいただいた弁護士のほうにお届けしてあります。

その弁護士は、いろいろな自治体の状況を確認しておられるのだと思いますけれども、基本的にマイナ保険証についてのいろいろな懸念材料があるということが前提であるのと、資格確認書で、十分そちらのほうがかちんと用が足りる。

私も毎月受診しておりますので、受付を見ていると、マイナ保険証をお使いの方もちらほらいらして、私が見ている範囲では、みんなが言うほどトラブルは起きていないのだというふうに思っていたのですが、ある人から指摘されました。10秒ぐらいかかるのです。というか、10秒で済むのですよ、マイナ保険証で、だから、そんなにトラブルはないと思ったのですが、私も資格確認書だったらもう目視で1秒なのです。だから、受付の人に見せたら、1秒と10秒というのが負担になっているのだというご意見は、直接ではないですが、いただいている、ああ、確かにそうだなと、紙の資格確認書であれば、本当に簡単に手続きが進む中で、マイナ保険証は、めったにないトラブルかもしれませんが、そういうトラブルが起きるし、スムーズにいった10秒かかるわけですよ。それだけ受付の負担は増えるのだというふうな指摘を受けて、ああ、確かに小さな事例だけ見ているのは本質を

見誤るなというふうに思いました。

そういうことですので、今のところトラブルが起きていなかったとしても、資格確認書の一斉送付というのは、そういうトラブルを起こさないための有効な手段だと思いますので、この陳情については、採択を主張いたします。

○やなぎさわ委員

本日結論を出すで、採択でお願いいたします。

先ほど様々な質疑がありましたけれども、資格確認書というのは、保険証と同様に利用できるということで、非常に利便性もありますし、何が送られてくるか、同じ家族でも違ったりすると混乱にもなります。

あと、区としても国民健康保険の方には全員資格確認証を送るというふうにしたほうが、業務の効率的にも楽なのではないか。この人はこうでああでとか一々選別するよりも、一斉に送ってしまったほうが、現場は楽なのではないかなというふうに思いますので、私は採択を主張させていただきます。

○田中委員長

それぞれありがとうございます。

それでは、本陳情につきましては、結論を出すとのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」という者あり〕

○田中委員長

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

それでは、令和7年陳情第31号、国民健康保険の区民に対する資格確認書の一斉交付に関する陳情を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○田中委員長

賛成少数でございます。よって本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(3) 令和7年陳情第33号 品川区は「東京都シルバーパス」の利用者に対し、自主的・先導的に独自の予算制度を創設し、所得の多寡に関わらず、財政措置を講じて、実質1000円で高齢者区民がシルバーパスを利用することが可能となるための施策を策定することに関する陳情

○田中委員長

次に、(3)令和7年陳情第33号、品川区は、「東京都シルバーパス」の利用者に対し、自主的・先導的に独自の予算制度を創設し、所得の多寡に関わらず、財政措置を講じて、実質1000円で高齢者区民がシルバーパスを利用することが可能となるための施策を策定することに関する陳情を議題に供します。

まず、本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○田中委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○榎村高齢者地域支援課長

それでは、私から陳情第33号についての説明をいたします。

まず、前提といたしまして、東京都シルバーパス事業におきましては、東京都が実施している事業となりまして、区としては、主に区民への広報活動に協力しているものでございます。

本事業の概要としましては、70歳以上の都民を対象としまして、シルバーパスを取得することで、都営交通及び都内の民営バスを定額で利用できるものでございます。なお東京都は現在、本事業の制度の見直しを進めておりまして、制度見直しまでの措置として、住民税課税者に対しまして、現在2万510円で発行しているシルバーパスを、本年10月以降1万2,000円に引き下げるというふうに聞いております。なお、住民税非課税の方につきましては、これまで同様今後も1,000円の価格で発行を継続いたします。

また、荒川区は住民税課税者に対しまして、実質1,000円でシルバーパスを取得できる区の独自補助を、約5,300万円の補正予算を編成し、今年度より実施するものというふうに認識しております。

本陳情の趣旨であります、所得の多寡に関わらず実施1,000円でシルバーパスが取得可能となるための施策策定につきましては、区としましては、本事業はあくまで東京都が実施している事業であることに加えまして、抜本的な制度見直しを進めている途中段階ということ、荒川区の予算を参考にして、品川区で試算した場合、約8,800万円の経費が必要なことなどを踏まえまして、現時点では、区独自の補助を実施する考えはございませんが、引き続き東京都や他自治体の動向につきまして、また、制度見直しの中の一つであるシルバーパスIC化によるデータ取得分析によるシルバーパス制度と高齢者の社会参加促進、健康寿命延伸との関連性などにつきまして、今後も注視してまいりたいというふうに考えております。

なお、令和7年7月22日付で、本陳情者からほぼ同様の趣旨の区民の声をいただいております、同年8月22日付で先ほど申し上げた趣旨の内容で回答させていただいているところでございます。

○田中委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等ございましたらご発言をお願いします。

○鈴木委員

シルバーパスを70歳以上の全員が1,000円で購入できるようにという陳情ですけれども、先ほどご説明がありましたように、都が実施する事業ということで、本来と都が1,000円で買えるようにやるべきということで、共産党の都議団は、シルバーパスを1,000円で買える条例の提案をしているところですが、今回東京都がやっと引き下げはしましたけれども、1万2,000円という状況なので、ぜひ区でもやっていただきたいというふうに思っているところです。

改めてちょっと伺いたいのが、品川区の70歳以上の人口が分かったら、75歳以上の人口というのは、後期高齢者というのでいろいろなところ出てくるのですが、70歳以上の人口というのを教えていただけたらと思います。

それから、シルバーパスが1,000円で買える人は住民税非課税者だけでなく、所得135万円までの人が1,000円ということになると思うのです。そうすると、年金控除が110万円なので、年金だけの収入であれば、年額245万円以下の人は、シルバーパスを1,000円で購入することがで

きるのかなというふうに思うのですけれども、その確認をさせてください。

それから、購入するときに、介護保険の支援区分がこの段階だよというふうなことを証明として持って行って、1,000円で購入するというのが実際されていると思うのですけれども、品川区の介護保険の支援区分というのは、前年の合計所得金額が120万円未満の人ということなので、7段階までであれば、1,000円で買えるのかなというふうに思うのですけれども、7段階は120万円未満の人なので、135万円までの間の人、8段階の中にもいると思うのですけれども、そういう場合は、どのようにして所得証明を出して実際に買っているものなのか、そこら辺の具体的なところを教えてくださいたいのと、実際にシルバーパスを1,000円で買える人というのは、品川区では何人くらいなのか、その割合も教えていただけたらと思います。

○榎村高齢者地域支援課長

4点ほどご質問いただいたかというふうに思います。

まず、1つ目、70歳以上の人口でございますが、先月8月1日時点で、品川区では6万3,794人の方が70歳以上というふうに捉えております。

それから2点目、委員がご指摘のとおり、1,000円で買える方の対象でございますが、住民税非課税の方に加えまして、令和7年度の住民税が課税であるものの、令和6年の合計所得金額が135万円の方も、1,000円の対象というふうになっております。

それから、3点目の介護保険制度の1から7の支援区分というお話がございましたけれども、こちらにつきましては、すみませんが詳細を把握しておりません。細かい質問につきましては、東京都のバス協会のほうにお問い合わせいただくようなご案内をしているところでございます。

それから、最後4点目のご質問で、1,000円で買える方の割合につきましても、すみませんが、こちらのほうでは把握できておりません。

○鈴木委員

ということは、シルバーパスを1,000円で買える人が何人くらいいて、そのうち実際に買っている人の割合みたいなのは、区としては把握されていないということなのか。

あと、2万510円というのは結構高いので、それもどれぐらいの人がその対象で、そこで買っている人数というのはどれくらいなのかというのは把握されていないのか教えてください。

それから、1万1,000円を区が助成するとなると、先ほど言われたように、8,800万円の予算が必要だということで、改めて確認させていただきたいと思います。

○榎村高齢者地域支援課長

2万510円の対象の方ですとか、1,000円の方につきましては、東京都のほうの実績等を非公表にしておりますので、区としては把握していないところでございます。

それから、2点目のところです。8,800万円と試算をしたということでございますけれども、あくまで荒川区の予算編成を基に、品川区の人口で割り返して試算をしてみたというところでございます。

○鈴木委員

分かりました。東京都が公表していないということなのですね。

あと、品川区では今コミュニティバスを試験運行していますけれども、そこではシルバーパスが使えるようにしていると思うのですけれども、それはどのような政策判断なのかというのは、所管が違うから難しいかもしれないのですけれども、もし分かったら、教えていただけたらと思います。

○榎村高齢者地域支援課長

コミュニティバスにおけるシルバーパスの運用につきましては、すみませんけれども、所管外なのでコメントは差し控えたいと思います。

○鈴木委員

分かりました。コミュニティバスも使える自治体と使えない自治体があると同ったのですけれども、品川区はコミュニティバスでもシルバーパスが使えるようにしているというふうなところで、シルバーパスが1,000で買えて、そのパスがあれば、お金がかからずにバスに乗ったり、地下鉄に乗ったりして外出が気軽にできるというのは、高齢者の社会参加というところで大きな役割を果たしていると思います。そういう観点からも、これは区としてもぜひやっていくべきではないかなというふうに思います。

○田中委員長

ほかにご発言はありますでしょうか。

〔「なし」という者あり〕

○田中委員長

それでは、ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和7年陳情第33号の取扱いについてご意見を伺いたしたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言願います。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

○えのした副委員長

本日結論を出すで、不採択とします。

高齢者の外出支援を促進するための一つの手段として、否定をするわけではありませんが、あくまで東京都の事業であること、また、現時点において制度の見直しの途中であり、また今年度より大幅に価格が下げられることから、不採択とします。

なお、理事者からの説明にもありましたが、都や他自治体の動向について、今後も引き続き積極的な情報収集をお願いします。

○大倉委員

本日結論を出すということで、不採択でお願いいたします。

説明があったとおり、そもそも東京都の事業というところと、今、東京都が抜本的な改革を検討しているというところで、見守っていくというところがあるかな。そもそもこのシルバーパス制度ができてから、全員に配られていた時期があったかなというふうに思っております。その中から今みたいな一定の所得の制限を設けて配っていくというふうになっている過去からの流れも踏まえると、今実質1,000円というところは難しいのだろうというふうに思っているの、不採択でお願いいたします。

○あくつ委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

今回、東京都のほうで、これは私どもの会派も含めて、都議会から要望もしてというところで、10月から2万510円のパスが1万2,000円となったというところなのですけれども、これから始まってくる中で、それは見極めなければいけない部分があるなど。荒川区とか、他のところで模索しているという状況もしっかり見極める必要があるという中で、現段階では不採択とさせていただきます。

○鈴木委員

結論を出すで、採択でお願いしたいと思います。

都の事業ということなので、本来東京都がやるべきだというふうには思っています。共産党都議団としても、昨年12月にも一律1,000円の条例提案をしているところですが、様々な条例提案を何度もしてきているところですが、そういうのが今回の1万2,000円に下がったということにもなっていると思います。それは東京都がやるべきというふうなところはありますけれども、今、東京都がやっていないわけですから、品川区がこれをやって東京都にやらせていくということも大事なことでないかというふうに思います。

これが1,000円で買えるというふうなことになるのが、高齢者の積極的な社会参加を進めて、ここにも書いていますが、ひいては健康寿命の延伸にもつながるということで、大きな効果になるのではないかなというふうに思いますので、採択でお願いしたいと思います。

○吉田委員

本日結論を出すで、採択でお願いいたします。

個人的なことで思い出してしまうのですが、私の父もこのシルバーパスを活用して、ゲームみたいな、時間はたっぷりあるので、とにかく都バスと都営地下鉄だけで、都内で行きたいところにどうやっていくかというのをやっていたのを、もう大分前に亡くなりましたけれども、まだ元気な高齢者だったとき、そういう活用をしていたのを思い出します。

最終的には認知症になってしまったのですが、元気なときには、シルバーパスがすごく頭の体操と実際の社会参加の機会というか、体を動かすことにつながっていて、その効果は私としてすごく実感していて、こういうものがあってよかったなというふうに、その当時感じていました。なので、そういう活用をする高齢者が増えれば、医療費の削減とか認知症予防にも、最終的に父は認知症になってしまったのですが、認知症予防にもつながるだろうなというふうに思います。

シルバーパスの有償・無償というか、シルバーパスを幾らにするというより、そちらの効果を、高齢者が元気でいつまでも過ごしてもらうための効果を狙うためには、一律にこれだけの費用を払えば、シルバーパスが取得できるという施策は有効ではないかなというふうに思います。

皆さんがおっしゃるとおり、これは都の制度ではありますが、品川区がそれをどのように促していくかという、品川区としての独自の施策というのが必要になると思いますので、これは採択したいと思います。

○やなぎさわ委員

本日結論を出すで、採択でお願いいたします。

様々な議論がありましたけれども、高齢者が安心して外出していただける機会をつくるためには、シルバーパスというのが安価に買えるというのは、一つの大きなきっかけになると思います。

ちょうど今日、建設委員会のほうで、たしか私有地にベンチを設置するというような陳情がまた出ていると思うのですが、それと同じで、高齢者の人が気軽に外出していただく、遠出としていただくという意味で、非常に大事な施策、もちろん東京都の事業ではありますが、うまく活用していく必要があるのかなと思います。

あと本筋とちょっとずれてしまうかもしれませんが、バス自体の運行の本数とか路線が物すごく減っているというようなことで、困られている声もたくさん聞いておりますので、そういったところも、今回の陳情の提出によって、議会としても一つここで問題提起というのが生まれたと思うので、

そういったものを含めて考えていければというふうに思っております。

あと最後に一つだけ、荒川区が23区の中で唯一シルバーパスを1,000円で購入できるというのを実現しているところなのですけれども、これはもしかしたら地域事情があるのかもしれませんが、実は荒川区の公明党が推進しておられたという経緯があって、区長に対して要望書を提出して、シルバーパスの実質無償化を強く要望したと。物価高騰対策に関する緊急要望書という名目を出しているということで、地域差が何かあるのかなというふうには思っているのですけれども、本当だったらぜひ一緒に賛成していただければありがたかったということでございます。

○田中委員長

それぞれありがとうございました。

それでは、本陳情につきましては、結論を出すとのご意見でまとまったようですので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」という者あり〕

○田中委員長

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

それでは、令和7年陳情第33号、品川区は「東京都シルバーパス」の利用者に対し、自主的・先導的に独自の予算制度を創設し、所得の多寡に関わらず、財政措置を講じて、実質1,000円で高齢者区民がシルバーパスを利用することが可能となるための施策を策定することに関する陳情を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○田中委員長

賛成少数でございますので、本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時41分休憩

○午後3時49分再開

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を行います。

(4) 令和7年陳情第36号 障害者施設の利用調整を区に求める陳情

○田中委員長

次に、(4)令和7年陳情第36号、障害者施設の利用調整を区に求める陳情を議題に供します。

まず、本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○田中委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○松山障害者支援課長

私からは、陳情第36号につきまして、現況をご説明いたします。

障害者の通所施設の利用に至る手順等の方法は、各自治体で異なっており、どのような方法で実施するかについては、それぞれの自治体の判断によるものでございます。

品川区では、特別支援学校卒業後の通所施設利用を見据えて、各学校から区へ進路希望情報や近況について個別に情報提供をいただくとともに、区が確認した各事業所の受入れ状況について、学校へ情報提供いたします。

次に、希望先の事業所での実習を経て、区から保護者宛てに通所希望調査を行い、その意向を取りまとめ、通所希望先の調整を行います。調整後、区から保護者へ通所先を通知するとともに、障害福祉サービスの利用手続についてご案内いたします。

障害福祉サービスの利用に当たっては、障害者総合支援法に基づき、ご希望の指定特定相談事業所と契約し、相談支援専門員によるケアプラン作成を経て、施設の運営事業者と利用者で契約を締結いたします。

また、ほかの通所施設へ異動を希望される場合は、随時相談支援専門員にご相談いただき、まずは相談支援専門員が事業所と調整いたします。調整が難しい場合は、相談支援専門員と区のケースワーカーが連携して運営事業者と調整し、支援しております。

なお、本陳情に生活介護事業所の定員と登録者についての記載がございますが、令和6年度の利用率は、心身障害者福祉会館は74%、障害児者総合支援施設ぐるっばは62%、西大井福祉園は91%、かがやき園は100%、ピッコロは47%、サンかもめは78%、かもめ園は83%、第一しいのきは77%、南品川むつみ園は35%と受入れ可能な状況でございます。

障害者通所施設ご利用に当たり、これまで個別に丁寧に対応しておりますので、利用に至る方法について、今のところ見直すことは考えておりませんが、いずれにしましても区としましては、通所施設を希望される方が可能な限りご利用いただけるよう、引き続き特別支援学校や事業所、相談支援専門員と連携して個別に丁寧に支援してまいります。

○田中委員長

説明が終わりました。

これより、質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○吉田委員

基本的な質問になりますけれども、課長の今の答弁によると、障害者施設の利用調整はしているということになりますか。卒業されるとき調整はあるということですが、全体としての利用調整について教えてください。

○松山障害者支援課長

利用調整という言葉の定義が、私どもはご利用当たって通所希望先の調整を行っておりますが、おそらく陳情者の方がおっしゃるのは、保育園等を例に取りますと点数をつけて高い方から入れていくというようなことを利用調整とおっしゃっているのではないかと推測されますので、利用調整という言葉は使わないようにいたしました。

どちらかといいますと、やはり実習先を重視しておりまして、実習に行って実際に施設で数日間過ごしていただいて、日中の生活、施設の環境を体験していただくということを複数回、特別支援学校を通じて施設と協力して行っております。具体的には、卒業後、日中その施設でどんな人たちと一緒に過ごすのか、どのような活動を行うのか、ご家族とも相談しながら希望先を決めていくということが大事だ

と考えております。

実習につきましては、それぞれの進路を決定する非常に重要な役割を担っていると考えております。実際、特別支援学校ですと施設のイメージは実際に体験をされないとなかなか分からないものですので、また、ご家族がこの施設はいいと思っていても、ご本人が難しかったりする場合もありますので、実際の体験を通じてご家族とご本人にまずは希望先を決めていただくことを重要に思っております。ですから、個別に対応するという今の方式を変える予定はございません。

○吉田委員

つまり、利用調整という言葉は使わないようにしている。その利用調整のイメージが保育園みたいに収入とかで点数を機械的につけ、機械的と言っただけとはいけないのかもしれないですが、点数をつけてなるべく全員が入れるようにするという利用調整とは違うけれども、要は多くの人になるべくその人に合う施設と一緒に選んでいるというイメージで間違いはないですかということが1つ確認です。

それで、なるほどということかというと、たしか私も利用調整という言い方がいいのか悪いのか分からないですけども、随分前、2005年とか2006年頃には、当時は障害者福祉課でしたか。そちらでそういう利用調整という、点数をつけるようなやり方ではないかもしれないですけども、その人に合う施設を、この人がここに入るのであればこの人はこちらに入っていてほしいな調整があったというふうに思うのですが、それは今も変わらないということですか。当時、2005年だか2006年、はっきりしなくてごめんなさい。その頃には、当時の障害者福祉課のケースワーカーなのか職員なのか、その方たちの仕事の範囲でやっていたという解釈でいいのですか。それとも、そんなことはなかったのですか。あったというふうに聞いたのですけれども、その辺を教えてくださいませんか。

○松山障害者支援課長

まず、利用調整のイメージについて。もちろん希望調査も第2希望までは書いていただくのですけれども、第1希望で合う方、ちょっと難しい方もいらっしゃいます。また、入院されていてなかなか実習までその期間には至らなかった方は、個別に実習の機会を設けるなどして対応しているというところですので、個別に利用は調整しています。ただ、点数化は難しいということがございます。どちらかといいますと、18歳の壁の対応もありまして、非常に個別性を品川区としては重視しているところでございます。

この世田谷区の例につきましては、こちらを見る限りでは点数化をされているかどうかはちょっと分からないですけども、各区それぞれのやり方を行っているところでございます。ただ、各区とも通所施設を希望される方が可能な限りご利用いただけるように、区と学校と相談員が支援しているというものでございます。

○吉田委員

利用調整という言葉の定義がずれていたのかなというふうに思います。多分、陳情者の方も点数化してどうのこうのという話ではなくて、キャパシティが決まっている中で多くの人が希望のところに行けるような仲立というのですか、調整をやってほしいという趣旨だと思います。

今の現実としては、そういう調整機能が品川区にはなくて、自分で運営法人と交渉するというふうに陳情文には書いてあるのですけれども、それは本当ですか。私は、こういうことが多分地域拠点相談支援センターの役割ではないかと思っていたのですけれども、その点についても確認させてください。

○松山障害者支援課長

ほかの通所施設に異動を希望される場合、既に相談支援員がおそらくついている場合が多いですが、

ただ、その相談支援員に相談してもなかなか事業者との調整が難しい場合は、委員がおっしゃられたとおり地域拠点相談支援センターがその役割を担っておりますので、相談員をバックアップして区と地域拠点相談支援センターが相談員と一緒に支援しているというところでございます。

法人に直接ということは、もちろん思いを伝えたいという場合についてはこちらのほうで遮るものではございませんし、直接伝えていただく場合もありますが、基本としてはそのような相談員、そして地域拠点相談支援センター、区のケースワーカーが間に入ってという形は今も取っていて、支援しているところでございます。

○吉田委員

課長はそのようなご答弁だったのですけれども、私が伺っている限りでは自分で交渉するしかないというか、そういう状況があつて、交渉ができる人なのでそれはあれですが、せめて施設の情報というものが必要と思うのですが、そういう情報は公開されていないものなのでしょうか。公開がないなら、どうやって探すのかなというふうに思います。例えば、障害者支援課に行けば、基本的なそういう区内の情報ですから、もしくは相談支援センターが持っているべきだとかということであれば、その点についても教えていただきたいと思います。

この陳情文の2ページ目にある区内生活介護事業所一覧は、区から情報提供されたものだというふうに伺いました。つまり、別に情報開示請求とかではなくて、そういう情報をくださいと言ったからこれをもらいましたということでした。自分で言いながら、公開というものをどの辺までの公開で捉えるべきかということは、言葉の定義をもう少しははっきりさせなければいけないと思いますけれども、基本情報提供しても差し支えない情報なのではないかというふうに思います。

であるならば、今言いながらホームページの公開はやはりまずいのかと、ホームページで公開してくださいと言うのはやめようかと思ったのですけれども、例えば区のほうから地域拠点相談支援センターに定期的に情報提供をして、必要な人は相談支援センターから情報をもらうという半ば公開というのでしょうか。そういうような方法というのは考えられないでしょうか。

この表については、生活介護に関しての生活介護事業者だけの情報になっていますけれども、ほかのいろいろなサービスを提供している事業者の情報もこういうふうにどこかに相談に行けばその一覧がもらえるとなると、例えば本人が交渉するとしても、空き情報とかを尋ねるにしても、分かりやすいかと思います。

思い出してしまったのですけれども、私が初めて区議会議員になって間もない頃、どこの施設にどれくらい入所されているか、空きがどれくらいあるかの資料が全然見つからなくて、もともと検索が下手な人なのですけれども、事務所でもがいていたら、そんなにいろいろ調べて分からないのだったら、1軒1軒に電話して聞きなさいと言われて、なるほどそうかと思って、残念ながらあまりたくさんの施設が、残念ながらというか、調査するときには数が少なくてあれだったのですが、おたくの定員が何人で今登録されている人は何人いらっしゃるんですか、利用率はどれくらいですかということを1軒1軒にお電話して教えていただいたことがあります。だから、別に秘密の情報でも何でもないと思うので、何かの形でこういうことを必要とされる方の手元に届くような公開の方法というものは考えられるべきではないかと思うのですが、その点について今はどのように工夫されていて、改善点があると思われるのだったら伺いたいと思います。

○松山障害者支援課長

事業所の空き状況になるかと思います。こちらは情報提供させていただいたものだと思いますが、随

時お問合せもいただければかなり空き状況については、例えば4月時点とかそういうことであれば区切るのですが、日々月ごとに変わってきたりとかしますと、こちらのほうも本当に必要な方に必要な情報が届けば一番よろしいかと思いますので、今ですと相談支援員に問い合わせさせていただくとか、あとは相談支援員が区のほうにケースワーカーと情報共有をしながら情報提供をしたりとか、それは随時行っているところですよ。そういう形であれば、特にその時点での空き状況をお知りになりたいということであれば、必ずお答えはさせていただいているところでございます。

○吉田委員

分かりました。

ただ、この陳情を出す準備ということもあったのかもしれませんが、そういうふうに積極的にどんどん電話をかけて問い合わせることができるタイプの方と、ちょっと遠慮されてしまう方とあると思うのです。例えば、地域拠点相談支援センターとか計画相談のところとかにサービスを利用される方は必ず相談に行くわけですから、そういうところからこういう状況がありますよみたいな形の働きかけはされてしかるべきではないかと思います。

皆さんが皆さん、積極的にどんどん電話をかけて問い合わせることが得意な方ばかりではないし、残念ながら障害者で重くていろいろと大変な方に関して言えばやはり遠慮というか、そういうサービスを求める方に本当はそんな遠慮はあってはならないと思うのですけれども、そういうふうに思ってしまう方もいます。なので、ぜひその辺の情報提供はしていただきたいし、特別支援学校を卒業された方については調整も、調整という言い方もあれですが、そういうこともされているということであれば、卒業後の方ばかりではないわけです。卒業後の方はどんどんと毎年来ていて、一方で施設利用の方もいつまでも合うかどうか、例えばそこの担当の方が異動されたりしたらここは合わなくなってしまったとか、こっちのほうがいいかなということもありますよね。そういうことを考えると、やはりしかるべき情報がスムーズに当事者の必要とされるところに行くという仕組みは、仕組みということでもないですよ。情報提供していただきたいし、例えばこういうところに相談に行けばそういう情報が得られますみたいなことは、ホームページで公開しても何ら差し支えはないのではないかと思いますので、その辺の工夫はぜひしていただきたいと思います。

現状でいうと、ここに表がありますので、例えば今この表にある旗の台の心身障害者福祉会館では、定員50人のところが登録52人というふうになっています。この数は区から提供していただいた数ということですので。その中で、身体障害者が何人で身体障害者の中でも重度身体障害者は何人か、重度の中でも例えばたんの吸引が必要な方、人工呼吸が必要な方、胃ろうな人が何人、それぞれ何人かとか、そういう方の受入れが可能かなどの基本的な情報は必要とする方に速やかに提供されてしかるべきだと思いますし、私もぜひこの辺については私が持っているべき基礎情報としてお願いしたいというふうに思います。

本当は今数を伺いたいのですが、金曜日にこの情報をいただいてそれで今日ですので、あらかじめお願いをしていないので、具体的な数字は今無理であれば直近であさっての委員会とか、その後でも結構ですので、こういう数字についてはぜひ伺いたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○松山障害者支援課長

この表よりもっと身体障害者は何人、知的障害者は何人、あるいは医療的ケアの例えば吸引だったり人工呼吸器であったりということですが、どこまでの情報を出せるかどうかということでは事業所とも相談したいと思っています。というのは、全ての方がその情報をお知りになりたいかということ、そこ

ら辺はおそらくその方の障害種別、あるいは障害特性をよくお知りになっているのが相談員ですので、ご希望も含めて聞いて、そこの施設にお問合せするということが通常だとは考えています。

単純に身体、知的が何人という、あと受入れは何人というところをオープンにできるかということ、すごくセンシティブな問題もありますので、どの程度までの情報をオープンにしたらいいかということは、それぞれ事業所とできれば相談させていただければと思っています。事業所もかなり実際の利用者を目の前にして、どこまでその方の情報をオープンにするかという形では悩みどころではございますので、今回はこういう形で人数であればということで出させていただいたものでございます。あさってまでというのは、ちょっと難しいかと思っております。

○吉田委員

状態を具体的にどこまで表現するかなどということについては、本当にセンシティブな情報だというふうに思いますが、一般的な言い方、例えば医療的ケアが必要な方とか、たんの吸引が必要な方とか、そのレベルであれば個人の特定にもつながらないかというふうに思います。要は、そこの施設の対応のキャパシティがどれくらい空いているのかということが分からないと、人数だけを伺ってもなかなかここに行きたいとかあそこは残念だけれども今は無理とかいう判断も難しいと思いますので、どこら辺まで表現するかはまたご相談ということですが、基礎的な情報としてぜひ教えていただきたいと思います。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

○鈴木委員

品川区の施設が足りないということがやはりあって、他区に通所せざるを得ない。グループホームだったら他区に入らざるを得ないという状況があると思うのですが、就労継続支援B型とか生活介護、それから利用調整をしているというところでは、世田谷などは就労移行支援もそうですが、そういうところで品川区にそれぞれ他区でそういうサービスを受けているという方は何人くらいいるかということが分かったら教えていただけないでしょうか。

○松山障害者支援課長

今、その数字は持ち合わせてはおりません。

○鈴木委員

グループホームとか施設についてということは一般質問とかで何回か出していただいていたしまして、かなりの方々が他の自治体の施設を利用されているというふうな状況で、前に私は就労継続支援B型も出していたことがあったと思います。そのときに、結構就労継続支援B型も他区の、他の自治体の就労継続支援B型に通われているという方が結構いらして、そういう点では多様なサービスでその人に合ったそういうサービスということもあるのですが、そういうふうなサービスで質、量ともに品川区で充実をさせてほしいということが障害者の皆さんのすごく切実な思いということですので、今回の陳情では重度障害者は空きがあっても利用を断られることがありますということと、それから下のほうで品川区の調整会議で全ての申込み者を推薦しているためにここの必要性に対する順位づけがないため、運営法人の意向で利用者を選定していますということで書かれています。そのために、運営事業者としては重度の方は大変なのでやはり低度の方を採ってしまい、重度の方の利用がなかなか思うようにいかないというふうなことがあるとここで訴えられていると思います。そこら辺のところを区としてはどう捉えられているのか、その点も伺いたいと思います。

それから、先ほど卒業の方はほとんど一人一人に相談をしっかりと行いながら、卒業の方は皆さん希望の施設に通えているというふうに区としては捉えられているのか、その点についても伺いたいと思います。

○松山障害者支援課長

こちらに書かれている品川区では調整会議でということですが、これはおそらくグループホームや入所の候補者選定会議という名称ですので、調整会議ではございません。

特に、運営法人の意向で利用者を決定しているわけではないので、こちらは入所、入居の場合のことをおっしゃっています。区としても、なかなか入所や入居が難しい方についてお願いはしているところなので、全くの運営法人の意向だけで利用者を決定しているわけではありません。

また、重度者は空きがあっても利用を断られることがありますというふうに書かれているのですが、重度の定義が例えば医療依存度がすごく高い方で、本当に安全面でいかか、あるいは、強度行動障害の方が複数人、もちろん区内施設には、こちらのほうに書かれている施設には、心身障害者福祉会館やぐるっば、西大井福祉園やかがやき園には強度行動障害の方を既に複数受け入れていただいております。例えば、安全面を考えたときにより大勢そのような方が入った場合、全く断らないということが言えるかというところちょっと難しいかと思います。そこは、区が調整を図っているというところがございます。やはり、安全面も考えて、また、送迎バスルートです。それから、障害特性の配慮。例えば、感覚が過敏になってしまって、一定程度スペースが必要な方もいらっしゃいますし、そういった方が利用者の集団構成の中でどう安全を図れるのかといったことも考えながら、現場視点の受入れについて検討をしているというところがございます。

それから、2つ目の希望施設、第1希望に入れるかということですが、全ての方が第1希望ということではございませんので、なかなかこの施設に入りたいと言っても、例えばかなり送迎に時間がかかってしまったり、あとは18歳の壁にその施設が対応できるのか、安全面あるいは送迎の運行時間、それから職員のスキルといったものも考えながら、本当に現場視点でその方が安全に楽しく通所できるような方向で、事業者と区と相談しながら調整を図っているというところがございます。もちろん、希望どおりに行く場合はかなり多くございますし、一番調整が必要なのは生活介護というところがございます。

もちろん就労継続支援B型につきましては、区内にも新たな種類の就労継続支援B型もできておりますので、多くのメニューを区内につくればと思っております。

○鈴木委員

高齢者の特別養護老人ホームと同じようにすればいいかという、すごく障害者の特性があるので、障害者に合わせた施設の状況というものが、特別養護老人ホームみたいにほぼ同じところに重度から入れていくというふうなところに、なかなかそれと同じようにはならないということは分かります。しかし、裏のページのところでは新規にできる2箇所のグループホームは、医療的ケアはこういうことを想定していないというふうなことが書かれていますけれども、出石のグループホームができたときにも、八十何人というふうな形でかなりキャパシティに対して申込み者がすごく多かったですね。そのところも、この人が入るのだったら誰もが納得だなというふうな感じの状況ではなかったということが多分、皆さんもなかなか納得がいかないところだと思います。そういう点では入所、グループホームであれば入居ですが、あそこの点数そのもののつけ方もすごくざっくりしたものだったので、そこで点数をつけて高い順からということとはなかなか差もつきにくいというものがありましたが、その点数

そのものというのはいろいろと検討しなくてはいけないと思うのですけれども、やはりキャパシティが少ないので、みんなの希望が多いので、それをきちんと整備するというふうなことはしていかななくてはならないと思います。今の段階での皆さんが納得できる仕組み、そういうふうなものというのはやはり工夫が必要かというふうな思いがします。

それで、卒業した方に対しては結構そういう形で、一人一人に対してやっていただいているのかと思うのですけれども、調整会議というものが卒業される方と現在の通所施設から他の事業所に異動したい方というの、ほかの世田谷区のこの資料にも出ていますが、そういうふうなことでもされているということですね。施設に通所しているけれども、実際に合わなくて変わりたいという人は結構いるのだなと思います。そういうところで考えると、やはり区の中に仕組みをつくってアドバイスもしていただきながら、その人に合わせたところにマッチングしていただくというものは、私はあったほうがいいのではないかという思いがします。

また、重度の人工呼吸器をつけたような方も卒業した後本当に行くところがなくて、そのままになってしまっていたということが何年にもわたってそういう状況になっていましたので、そういう方も毎回区としては考えざるを得ないという、そういう調整会議というか場面は持って、仕組みとして私はあったほうが納得いくというか。そして、そこからこんな施設が必要だよと、さらに増設させていこうという、そういうところにもいくのではないかというふうに見て思いました。

それから、こういう調整会議をやりながら、やはり世田谷区なんかはここにもありますように、施設整備の基本方針というものを出して、様々な施設の整備をグループホームだけでなく、通所施設についても計画的に区としてどれくらい必要なのかという所要量を出して、それをどう確保していくのかというふうな計画を出しているわけです。私は、そういう調整会議を行いながら、そういう基本方針、計画をぜひともつくって、施設の整備につなげていただきたいというふうに思っていますけれども、いかがでしょうか。

○松山障害者支援課長

まず、先ほども申しましたように、利用に至る手順等の方法は各自治体で異なっておりますので、世田谷区は世田谷区の実情に合わせてこういう形でつくってきているものだと考えております。品川区としましては、今は非常に個別に丁寧にきめ細かく調整をしておりますので、18歳の壁対応も含めて本当にオーダーメイド的に調整をしているところでございます。なので、今の方法でそのまま利用方法については行っていきたいと考えております。

○佐藤障害者施策推進課長

私のほうからは施設の計画についてのところですが、こちらの表にもありますとおり、見込み量というところでは現行の障害福祉計画を出しているところでございますが、それぞれ利用量の推移等から推計しているものでございます。必要量というところでは、令和9年度からの障害福祉計画に向けてということで、先般も基礎調査の実施等も報告をさせていただいたところですが、そういったところも踏まえて必要量ですとか、そういった見通しというところを出していけるようなところで、現在検討しているところでございます。形であるとか出せる時期等については、そこも踏まえて検討しているところではございますが、一定の形でお示しできるようなところで検討をするところでございます。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

○やなぎさわ委員

私から、質問を1点だけ。利用者の調整というのは自治体ごとにルールをいろいろ決めていて、品川区は品川区でオーダーメイドできめ細かな調整をしているというふうにお答えしました。世田谷区なんかはこの陳情で事例が出ていましたけれども、例えばさらにブラッシュアップさせるという意味で、他区のやっている取組を少し調査してみて品川区にいい部分を取り入れたり、そういった取組は過去にされているのか、今後する予定があるのか、もしあればお伺いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○松山障害者支援課長

他区の取組を取り入れてはどうかというところでございますけれども、現在の仕組みでより丁寧にやっておりますので、一括して一律押しなべてやるということに対して非常にどうなのかというところで、今のところ疑問が残るところではございます。ただ、今後他区で本当にいいような取組があれば、もちろん取り入れてはいきたいと考えております。

○やなぎさわ委員

そもそも施設の数が少ないという問題は当然あるのですけれども、それが前提ではあるのですが、やはり今品川区でやっている調整というか対応に対しては自信を持たれていると理解したのですけれども、さらにやはり高みを目指していただきたいという思いで、もしこういう議会からでも話が出たり、もしくは様々なところへ情報収集をして、他自治体のいい先進事例のうわさとかを聞くようでしたら、ぜひそういったところを積極的に情報収集していただければというふうに思います。これは、意見でございます。

○田中委員長

ほかに、ご発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和7年陳情第36号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す。どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言願います。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

○えのした副委員長

本日結論を出すで、不採択。

理由としましては、各自治体で利用の手順の方法は異なるようですが、重要な役割として個別で品川区のほうは受入れの相談をしている。また、相談支援専門員、事業所と連携して細やかに対応しているということで、不採択でお願いいたします。

○大倉委員

本日結論を出すということで、不採択でお願いいたします。

いろいろな説明等々ありましたが、点数化というのは難しく、むしろオーダーメイドで個別に丁寧にきめ細かくという話もありましたし、障害の特性に配慮しながらできるだけよりよい環境で当事者もご家族も過ごせるようにということで配慮しながらやっているということ。また、施設のところも入所率とかを見るとまだ空きがあるというところも少しそごがあるのかなというところもありますので、不採択でお願いいたします。

○あくつ委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

まず、大前提として、各自治体が実情に合わせて判断をするという中で、この通所施設の利用手順については品川区とすれば、先ほどから各委員からもありますとおり、障害、種別、特性に合わせて丁寧に対応しているということ。また、利用者の情報をしっかりと事業所ともやり取りをしながら、相談支援員、また、区の職員等も連携をしっかりとしているということ。18歳の壁対応も丁寧に対応し、オーダーメイドでやっているという。先ほど自負という言葉もありましたか。自負というところも含めて、この陳情者の方は保育園や特別養護老人ホームの利用調整を例に出されていますけれども、少しそことは質が違うのかなというところ。点数化されているかどうか分からないと課長も言っていましたけれども、そういうことを除いても品川区としてはしっかりやっていますし、この懸念はやはり先ほど改めて利用率ですか。パーセンテージで示された中で、より利用できるようにというところが一番のご希望だと思いますので、より丁寧に、しかも皆さんの要望どおりできるだけこれからも調整をお願いしたいというところで、不採択といたします。

○鈴木委員

結論を出すで、採択でお願いしたいと思います。

特に、グループホームはこれから2箇所建設されるということになっていますけれども、そのところはなかなかこの調整指数みたいなものをつくるというのは、検討するというところの段階でまだとどまっているという状況もありまして、出石のときもそうですけれども、やはり希望される方がすごく多い中で公平性、透明性、そういうものが確保されるような仕組みというものはすごく大事なことからいうふうに思っています。

あと、通所施設のところも、こういうふうな形で重度障害者の方がなかなか希望どおりにいかないというふうなことを訴えているわけですが、卒業者だけでなく途中で施設が合わなくて変更したいという方も品川区としてそういうふうな相談に乗って、そういうふうなところにマッチングさせていただけるような仕組みがあると、それはそれですごく救いになるのではないかなというふうな思いがします。

それから、何よりもやはり施設が足りない。利用する施設が質、量ともに足りないということが根本の問題としてありますので、それは所要量も出すところから計画を立てていくというふうなことでご答弁ありましたけれども、ぜひとも施設整備の計画、基本方針、そういうものを立てて、具体的にそれをいつまでに何か所、どういう施設をというふうなところを明確に出していただきたいというふうに思います。

○吉田委員

本日結論を出す、採択でお願いいたします。

この陳情の議論を伺いながら、言葉について何を選んでくるかなということは本当に難しいと思いました。利用調整という言葉を使うと、なかなか皆さんイメージが湧かないだろうということで保育園の事例を出したわけですが、そうすると今度は保育園のように親の収入で何点みたいな点数をつけてという調整をイメージされてしまったのかなというふうに思います。そういうことではなくて、この特別支援学校関係者が品川区は他区のように利用調整をしないのかということは、他区はやっているわけですね。だから、ご希望は様々あるかもしれないけれども、受入れ可能なところを何とか全体で調整する中で、皆さんがうまく施設に収まるというイメージを持って利用調整という言葉を使ったわけですが、どうも議論がそちらではなく利用調整というそういう点数のつけ方ではないとか、そういうほうにいったしまったということを大変残念に思います。

要は、区として全部希望どおりにまではいかないにしても、みんながうまく施設を使えるようにするためには、希望者がそれぞれ交渉するのではなく、いろいろ不満とかも残るかもしれないけれども、利用できるようなところをそれをもって調整と言っているわけですが、そういう仕組みをつくってほしいし、この特別支援学校関係者がおっしゃっているのも、他区のような利用調整というのはそういうことを意味していると思います。ご答弁の中では、それはやっているということですが、やはり本当にやっつけてうまく機能していれば、こういう陳情は上がってこないというふうに思います。

頑張って施設を探して、ほかにもいろいろな、言い方は悪いですが、こういう手続に慣れている方は一生懸命ご自分で探して、しかるべき施設を見つけているということはされているわけです。でも、それが普通だと思ってしまっている方は、こういうご希望も出てこないのかと思うのですが、それが品川区の現状です。

鈴木委員もおっしゃったけれども、そのそもそもの要因は施設が足りないからです。グループホームがいろいろできておりますけれども、グループホームは入居施設ではなく住まいなので、日常生活が必要になります。日常生活のためには、やはりその方たちが通う資源が、社会的資源が地域に必要です。グループホームだけでは、完成しないわけです。グループホームを何十か所つくるといふふうに掲げたら、その人たちが日常生活を送るための社会的資源を同じキャパシティだけつくらないといけないと思います。そういうことが具体的な計画として見込み量とかではなくて、実施計画としてももう少し障害者福祉計画の中に理念とか、そういう計画は立派なものが出てくるのですが、ではどうやって実施して、どの手順でどうやって実施するのかというところが品川区の障害者福祉計画の中に具体的に见えないので、こういうことが上がってくるのかなというふうに思います。そういう全体の品川区の福祉計画がもっと有効なものになるようにするためにも、この陳情については採択をしていきたいと思います。

○やなぎさわ委員

本日結論を出すで、趣旨採択でお願いいたします。

先に理由だけ言います。先ほど、鈴木委員と吉田委員が言われたこととかなり重複するので割愛しますが、品川区として独自の取組をされているということは理解をさせていただきました。その上で、やはりこういった陳情が上がってきて、困らされていたりとか自分たちで交渉したりということで苦労されている方もいらっしゃるというところもあります。根本はやはり施設を増やすというところだし、しっかりとした福祉計画を立てて計画的に進めていくということが大事ではあると思うのですが、そういった意味で私は趣旨ではございますが、採択とさせていただければと思います。

○田中委員長

まず、本陳情に関しては結論を出すのご意見でまとまったようですので、そのような扱いでいいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

なお、ただいまそれぞれのご意見をいただきましたが、不採択の方と同時に趣旨採択、採択に分かれております。

○やなぎさわ委員

3つに割れてしまったので、一番少数意見の私がまとめたいと思います。

○田中委員長

分かりました。ご協力、ありがとうございます。

そうしましたら、採択で。

○やなぎさわ委員

はい、採択でお願いいたします。

○田中委員長

それでは、まずは本日結論を出すということで、令和7年陳情第36号、障害者施設の利用調整を区に求める陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○田中委員長

賛成者少数でございます。よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(5) 令和7年度陳情第39号 自殺対策の誤解を解くために啓発内容を改める陳情

○田中委員長

次に、(5)令和7年陳情第39号、自殺対策の誤解を解くために啓発内容を改める陳情を議題に供します。

まず、本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○田中委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○五十嵐保健予防課長

品川区では生きることの包括的な支援として、区全体で自殺対策に取り組んでいるところです。昨年度、品川区自殺対策計画の中間改訂を行いまして、6つの基本施策を挙げて取り組んでいるところです。

1つ目としては、区民一人一人の気づきと見守りの促進ということで、誰にでも起こり得ることとして捉えていただき、区民一人一人が自殺に対する情報を正しく理解できる情報発信や啓発を行っていくという部分になりますが、こちらの部分ではこころの電話帳やSOSカード配布をしたり、ネットポスターの掲示などを行っているところです。

2つ目は、こころの健康づくりと自殺リスクを低下させる取組の充実です。こちらでは、生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やす取組として、こころの健康相談、ひきこもり家族支援、孤独・孤立対策推進事業、こころのカウンセリングSNS相談などの実施を行っています。また、居場所づくりとしてみんなのひろばや子ども若者応援事業なども行っているところです。

3つ目として、自殺対策を支える人材確保、資質の向上を挙げておりまして、こちらはゲートキーパー研修をさせていただいております。今、区ではゲートキーパー研修に力を入れさせていただいておりますが、自殺を考えられている方の多くが何らかのサインを出していると言われておりますし、また、助けを求めることや相談することに抵抗を感じる方なども多くいらっしゃるような状況だと思っておりますので、そのような状況に気づいていただいたり、SOSを出してくれた方に対して対応ができるよ

うにということで、ゲートキーパー研修を実施させていただいております。こちらは、対象者ごとや対象者を増やしたり、対面、ウェブで実施したり、インターネットでも見られるようにということでやらせていただいているところです。また、悩みを抱えている方の支援として、インターネットゲートキーパー事業ということで、検索連動広告を活用した相談事業なども実施しているところです。

4つ目としまして、関係団体との連携強化になりますが、外部の方を交えた会議等を行っておりまして、代表としましては品川区自殺対策推進検討委員会などを実施しております。

5つ目として、自殺未遂者等への支援の強化を行っております。こちらは、自殺未遂者に対しまして、メンタルケア協議会などの力をお借りしながら、寄り添いながらサポートする事業を実施しております。

また、自死家族等に対する支援の充実を6つ目に挙げておりまして、こちらはやはり外部団体ですが、そちらの力を借りながら自死家族の方たちがお話しする場を設けているような状況となっております。

この方のおっしゃっている検討すべき具体的な対策例のところが難しいと思っはいるのですけれども、区民懇談会の開催と書いていただいているのですが、なかなか懇談会を開催したということでも人を集めることが難しいかと思っているところです。

また、区民向けの品川区独自の啓発資料の作成ということですが、こちらは新たに作成するというよりも、できれば違うことにお金を使っていきたく思っているような状況でございます。

また、平成18年に自殺対策基本法が制定されまして、その後の平成28年に都道府県や市町村でも自殺対策計画が義務づけられました。その際に、自殺の多くが追い込まれた末の死であり、その多くは防ぐことができる社会的な問題であるということで、様々な何年にもわたって周知されてきておりました。その中で、陳情者が言われている自殺に対する5つの誤解についても一定程度周知され、少しずつ認識されてきたものと思っおりましたが、今回の陳情がございましたので、まだまだ周知が足りなかった部分もあったのかと感じたところです。こちらに関しても、今後も周知に徹底してまいりたいと思っているところです。

○田中委員長

説明が終わりました。

これより、質疑を行います。ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○やなぎさわ委員

今のご説明の中で、自殺に関する5つの誤解というものが少しずつ解消されてきたというお話だったと思っます。ということは、もう10年以上くらい前から正しい啓発はしてきたというような、ここに書かれた誤解というのはすでに啓発はしているというようなことだと思っのですけれども、例えばゲートキーパーの養成の講座で、いわゆるここに書かれてある東京都の自殺に関する5つの誤解は既にこのような指導をしているということによろしいでしょうか。

○五十嵐保健予防課長

ゲートキーパー研修におきましては様々な状況、対象者に合わせまして情報発信をさせていただいているところです。ですので、その中でこのような5つの誤解という形で伝えているわけではございませんが、やはり死ぬ死ぬと言う方が死ぬわけではないみたいなことはないということなど等は周知させていただいているところになっております。

○やなぎさわ委員

ということは、ここの5つのことはゲートキーパーの講習に入っているということで、一応確認のためにもう一度お願いいたします。

○五十嵐保健予防課長

入れさせていただいております。

○やなぎさわ委員

ありがとうございます。

私も東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプランを確認させていただいたのですが、この中で実際に自殺されてしまった方の男性で1割の方が未遂をしたことがある。女性の方で3割あるということで、確かに死ぬ死ぬと言っている人ほど実は周りに構ってほしいだけで自殺しないみたいな言説、私もやはり最近まで聞いたことがあります。でも、男性で1割、女性で3割の方が実際に未遂をしたことがあるということを踏まえると、やはり都の啓発も含めてこの陳情に書かれてあることはそうだろうと思うし、結構この誤解に書かれてあることは勘違いしている方がいまだに多いかなというふうには何となく私も思っています。やはり、積極的にこの自殺に関する誤解というのは、特にここに書かれてあることなんかは本当によく語られる言説であると思うので、重点的に区としても発信していく必要があるのかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○五十嵐保健予防課長

我々はやはり自殺対策をやっているということもありまして、少しずつ周知されてきて浸透してきたのかと思っていたところではあるのですけれども、今回このような陳情が上がってきたということもありまして、まだまだ周知が足りなかったかと思っておりますので、こちらも含めて周知をしていきたいと考えているところです。

○やなぎさわ委員

ぜひお願いいたします。

○田中委員長

ほかに、ご発言ありますでしょうか。

○鈴木委員

みんなで支え合ういのちの輪というところで、中間改訂が令和7年ということで出されたと思うのですが、ここの中でも書いているのですが、日本は主要先進国7か国の中で最も高い自殺率という状況で、先ほどもご説明がありましたけれども、様々な対策を取ることで自殺というのはなくすことができるのだということで様々な対策が取られてきたと思うのですが、それでもまだまだ自殺が、特に若い人とか女性で増えてきたという、そういう新たな問題が起こっていると思います。

この中で、国のほうでも今年の6月に改正した自殺対策基本法が成立というふうなことで、その前からですけれども、品川区の自殺対策連絡協議会というものがあると思うのですが、これはどんなメンバーでどれくらいされているのか。ここのところで審議の公開が非公開ですけれども、議事録は公開ということになっているのですけれども、議事録が公開となっていたにも関わらず見当たらなかったもので、公開されているのかについてもお聞かせいただきたいと思います。

○五十嵐保健予防課長

議事録のほうは、要約したものを載せるような形にさせていただいているので、公開はさせていただいている状況かと思えます。

自殺対策連絡協議会ですが、こちらのほうは立正大学の心理の先生を議長とさせていただきまして、東京都の中部総合精神保健福祉センターの方とか医師会の方、警察署、消防署、職業安定所、様々な区の施策と一緒に取り組んでいただいているNPOの方とか民生委員などにもお願いしまして、来ていただ

いて実施しているところですが、年に1、2回実施させていただいているような状況になってございます。

○鈴木委員

これはいつからできたのかということと、品川区自殺対策連絡協議会のホームページを見たときに議事録の公開は公開と書いてあるのですけれども、そのところには議事録がないです。なので、どこにあるのか分からなかったのですけれども、もし公開されているということであれば自殺対策連絡協議会というところのホームページの中の公開の文字の下に公開していただきたいと思うのですが、そこら辺がどうなっているのかを伺いたいと思います。

それから、先ほど区民向けの品川区独自の啓発資料を東京では厚労省を参考に新たに作成して公開するというところでの具体的な対策でということで挙げられていることに対して、これをつくるのであれば違うところにお金を使っていきたいということだったのですけれども、これはどういうことなのか、品川区としての啓発資料はホームページで公開されている、例えば東京都厚生労働省のものにしても公開されているということがあるのか、そこら辺のところを教えてくださいたいと思います。違うところにお金を使っていきたいということはどういうことなのか伺いたいと思います。

○五十嵐保健予防課長

自殺対策連絡協議会の議事録についてですが、こちらは品川区の自殺対策と検索していただくと出てくるホームページがございまして、そちらをずっと下に行ってくださいと真ん中辺りになるかと思うのですけれども、品川区自殺対策連絡協議会という欄がございまして、令和6年度分に関しましては公開させていただいているところです。ご確認ください。

自殺対策連絡協議会につきましては、昨年度の令和6年度からこのような形にさせていただいております。それまでは、庁内と庁外の方を交えての会議と一緒にさせていただいていたのですけれども、中間改定をするに当たって国が言っているような形に直させていただきまして、庁外の方で構成する会議に意見をいただきまして、庁内でやっている会議と合わせて実施させていただいているところになりますので、昨年度からこういう形にさせていただいているところになっております。

すみません。少し言い方が悪かったかと思うのですけれども、自殺対策の品川区独自の資料ということですが、啓発資料につきましては新たに作るということよりはいろいろなところがつくっていますので、いいものは取り入れさせていただいて使わせていただくような形をつくって行って、ゲートキーパー研修などに力を入れていきたいと思っていますところでございます。

○鈴木委員

品川区から啓発というふうなところで、やはりまだこれだけ深刻な状況がありますので、私は自殺というのは対策を取ることでなくすることができのだということがやはりこの計画の趣旨でもあると思います。そういうところで、もっと啓発というところでは力を入れていただきたいというふうに思います。

その啓発と同時に、相談できる場所というものがやはりすごく大事ではないかと思うのです。そのところで、相談体制の基本というのは保健センターになるのでしょうか。そのところの保健センターの精神保健相談という、この中でもいろいろと書かれているのですけれども、保健師、心理士等によるこころの健康相談事業というものもありますし、メンタルチームサポート事業というものもありますし、そういうところで保健センターが中心になるというふうなことになるのか、そのところを伺いたいです。

それと、保健センターは子どもが生まれる前からのいろいろな支援から、本当に幅広いではないです

か。様々な問題、精神の問題もそうですけれども、様々本当に幅広い中で、保健師、心理職によるこころの健康相談というの、相談のためにいる保健師ということではなく、様々なことをやりながらこの精神の相談も受けるという、そういうことでの相談体制ということになると思うのです。それは負担が重いのではないかというふうな思いがして、自殺だったりとかそういうふうなところで精神的にもすごく追い込まれた方の相談を私たちも受けることがすごくあるのですけれども、そういうときにもっとゆとりを持って受けられるような相談の体制というものが私は保健センターの中にも必要ではないかというふうな思いがしているのですが、いかがでしょうか。

○飛田荏原保健センター所長

おっしゃるとおり、保健センターでも様々な、本当に体だけではなくこころの健康の相談もしております。また、地域割りとかもしながら専門の保健師または精神の担当の方もいます。少しでも話しやすい、相談しやすい環境というところを心がけているところです。また、なかなか重い相談もありますので、そういう時は専門医の先生とも一緒に入ってもらって対応しているところです。いずれにしろ、今回はこういう自殺対応というところもありますので、その人それぞれの個別な、真髓というか、まずはお話をしっかり聞く。それで、それに合った専門機関を紹介していくということを支えているところでございます。

○鈴木委員

自殺に追い込まれていく原因というものは様々あるわけですが、その中でもいろいろと複合的に関わってきていると思うのです。なので、相談を受ける側の心のゆとりだったりとか、それからいろいろなスキルというか、そういうものもすごく高いものが要求されるのではないかというふうに思います。そういう中で、特に品川区は保健師の数が23区で下から2番目から今度は3番目になったというふうなことでのご答弁でしたけれども、すごく少ない人数でいろいろな業務をこなすという、そういうふうな状況になっていると思います。そういう中で、ゆとりを持ってやるということはすごく負担が重い、特に精神のことを抱えた方は様々な問題を抱えているし、1回だけで話を聞けば終わるというものではなくて様々なところに影響していますし、継続して見ていかなくてはいけないという、そういうことにもなっていくので、私はこの相談の体制というのはもう少し人的にも充実をさせるような、そういう体制をぜひ取っていただきたいという思いがしています。

それから、そこの中では経済的にも追い込まれているという、そういう方もやはりすごく精神的に追い込まれて、仕事もできなくて、ひきこもりになってしまったり、そういう中で経済的にも追い込まれているという、そういうところと多重の複雑的に絡み合った問題を抱えていると思うのです。だから、そういうことも含めての連携というものも必要ですし、連携ができるスキルも必要ですし、そのところに本当に親身になって相談に乗っていかないと、なかなか相談しても救われないということにもなりかねないと思いますので、私はこのところは保健センターの体制としてもっと充実をしていただきたいということをぜひ要望させていただきたいと思います。

それから、メンタルチームサポート事業ということで、新たに今は重層的に様々抱えている方に対してチームでサポートするという施策が何年前から始まったと思うのですけれども、この実態は今どんな状況になっているのか。また、どういうふうここに相談できるのか。そのところも教えてください。

○飛田荏原保健センター所長

まず、先ほど言った最初の受ける側の心のゆとりというところです。こちらのほうは、やはり担当し

た保健師1人が負おうのではなく、そのところも保健師同士、また、そういうところでチームとして、新人の職員もいますので、そういうところでこういうときはこういうふうにやるといいとか、実際には相談しながらやっているところです。

また、経済的支援、追い込まれている方等もありますと、そういうところはまた生活保護等の担当者とも連携しながら、場合によっては保健師も一緒に同行しながら、生活保護の方と面談等もしていったりしているところです。

また、メンタルサポートの現在の状況ですが、特に入院している方とか長期にわたって入院している方、またそれをどうやって地域に戻すか、そういうところが今一番大きな課題になっているところです。また、そのところの受皿、その経過というところを皆さんでいろいろ専門機関とも相談しながら、病院にも入っていただきながら、そういうところでどういうふうにいったらその方が地域でまた生活できるか、また、施設のほうがいいのかというところで検討させていただいているところでございます。

○田中委員長

ほかに、ご発言はありますでしょうか。

○吉田委員

生活者ネットワークはあまり殺人の殺という言葉を使いたくなくて、自死という言葉を使っているのですけれども、その自死念慮というか、そういう対策については随分前から保健予防課でしたか。相談先を一覧にしてカレンダーとして配布したり、それからトイレにそういう手に取れるようなカードを置いていただいたりという対策を進めていただいたのですが、残念ながらまだこういう状況があって、本当に日本では若者の死因のトップでしたか。自殺ということで、自ら命を絶つことをどうにかしたいという気持ちは本当に同じです。

確かに、今までの施策については、どっちかという自死念慮のある方に対する働きかけだったけれども、この陳情で言うそうではなくて、周りのほうの意識を変えていこうという趣旨だというふうに理解をしていて、そういう意味でいうと今までは本当に品川区としては自死念慮のある方に対することはいっぱいやっていただいたと私は思っていて、もう過ぎてしまったのですが、うちにもまだカレンダーは貼ってあります。品川区がこういうことに力を入れてくださっているということには本当に歓迎をしたので。

ただ、やはり陳情者の方が言うように、そうではない周りの方への啓発というのは何度も出てきていますが、ゲートキーパー養成講座であって、その意志を持った、強い意志を持った方への講座はあるけれども、そうではないそこまでは踏み込めない方たちへの啓発というのは、今思えば当事者への啓発に比べて少し薄いかと感ずるところです。ゲートキーパー養成講座についてはよく承知をしておりますけれども、何かもっと気軽に目にするようなポスター掲示とかグッズの配布とか、そういうことは考えておられますか。具体的な、例えば資料についてはむしろ東京都や厚労省がつくっているものについて活用したほうが有効ではないかというご答弁をいただいておりますけれども、もう少し冊子を手にとってしっかり読むとかいうことより、もう少しハードルの低い啓発のものは考えておられるのか伺いたいです。

○五十嵐保健予防課長

関心を持ってくださらない方たちに啓発していくというのは、とても難しいことだと感じております。区としては、考えられることはやらせていただいていると思っております。何かいい手があったら逆に教えていただければ、こちらのほうも検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い

いたします。

○吉田委員

そういう意味でいうと、いろいろなところへカードが配布されているのが、言葉は工夫しなければいけないかと思うのですけれども、手に取りやすい、何かと手に取ってしまうような感じのところに配布というのは一つの手かというふうに思っています。ただ、トイレの手を洗うところだとどうしても水分がありますので、だんだんしわとしてきてしまったりして、定期的な置き換えとかも必要になってきて、これも一定経費と人手が必要になってしまうかと思うのですけれども、カレンダーが有効かどうか分からないのですが、そういうグッズをつくるということは一定予算が必要になってしまいますけれども、検討の余地はないでしょうか。いかがでしょうか。

○五十嵐保健予防課長

簡単に手に取ってもらえるような啓発グッズというのはなかなか難しいかと考えておりまして、先ほども申し上げましたようにちょっと相談してみようかなとか、ちょっといつもと感じが違うのではないかなというふうに気づいてもらえるようにということで、インターネットゲートキーパーも含めまして、ゲートキーパー研修を皆さんに受けていただければと思っているところです。

また、SOSカードみたいなものは、恐らく元気なときには多分もらってもふんという感じだと思いますので、何かあったときに目がついて、そこでちょっと相談してみようかなと思ってもらえるようなものでいいという言い方がいいのか分からないのですけれども、そういうものがやはり一番いいのかなと思っているところもございまして、やはりちょっと何かあったときに1人で抱え込まないで相談してもらえるような、相談先が書いてあるようなものがいろいろなところで目につけばいいかと思ってつくらせていただいている部分もございます。

委員がおっしゃるとおり、あまり興味のない方たちにももうちょっと自分のこととして考えていただいて、対策なりを考えていただけると本当は一番いいとは思っているのですけれども、なかなかそこにたどり着けないというのが現状かと思っています。

○吉田委員

本当に難しいところかというふうに思います。ただ、この陳情の趣旨で言ったら、自死念慮のある方よりも周りへの啓発というか、そういうことが必要だよという趣旨だと思います。本当にそれは確かに必要かと、みんなが少しずつアンテナを高くするということが必要かと思いますので、難しいとは思いますが、今後も検討していただけたらと思います。

○田中委員長

委員会時間が17時15分を過ぎておりますが、ご了承いただければと思います。

○やなぎさわ委員

1点だけ、追加でお話いたします。今回の陳情の中で、若者の自殺について触れられているところがあります。先ほどの鈴木委員の質疑の中でもありましたけれども、G7の中で唯一10代の死因1位が自殺というのが日本です。全体の自殺者数自体は緩やかに減ってきてはいるものの、10代の自殺者数は去年過去最多の527人になったということで、1日2人くらい10代の方が自殺されているという現状があります。

当然、啓発という意味でいうと、10代は中高生が主だと思うのですが、実際に自殺者数の内訳も高校生が一番多くて300人くらいですけれども、そういう中で啓発という意味でいうと、やはり周りの友達とかが気づきを得て、いわゆるゲートキーパー的な役割になると思うのです。そういった意味でい

うと、学校でそういった中高生が、品川区でいえば市民科とかそういったところも含めて何か啓発、それこそここに書かれている誤解とかを含めて正しい知識を周囲に持っていただくみたいな、そういった取組を、少し横断的な取組になってしまうと思うのですけれども、これだけ中高生、10代の方の自殺が増えているというところで、何か新たに手を打つというか、予定がもしあるのであればお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○五十嵐保健予防課長

学校に関しましては所管外ですので、今現在何をやっているかというところは難しいところですが、一環としてSOSをきちんと出せるようにという教育は前からずっと。新たに何かをやっているかというところは難しい部分がありますが、計画のほうにも学校でいろいろなことをしていただいています。教育相談とかスクールソーシャルワーカーの活用とか不登校の方に対する対応など、いじめ防止対策事業などと様々やってくださっているところですが、基本的にはまずはSOSを出せるようにという教育をしてくださっているというふうに認識してございます。

○やなぎさわ委員

所管が違うので難しいと思うのですけれども、一応学校の体制とかSOSを出してもらうという自発的なところではなく周囲が気付く、今回の陳情がまさに啓発というところではあるのですけれども、その辺についてもし取組で分かることがあれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○五十嵐保健予防課長

保健予防課のほうで学校の先生たちを対象にしたゲートキーパー研修などは実施させていただいておりまして、受けていただいたりしながらその辺の生徒に対する対応とかを学んでいただいていると認識してございます。

○田中委員長

ほかに、ご発言はありますか。

○鈴木委員

先ほどこの陳情にあった検討すべき具体的な対策例ということで、自殺、自傷を理解する区民懇談会は難しいということだったので、品川区でも10代、20代、30代の死因第1位が自殺だし、40代も悪性新生物に次ぐ第2位が自殺になっています。本当に深刻な状況なわけですから、これは防げるものだということでこの計画が出されているので、私はこの品川区の自殺対策計画の中間改定等がされたわけですから、こういうものを品川区としてはつくりましたという説明会みたいな、そういうものでもやっていただいて、こういう取組を品川区としてはやっていますという区民向けの説明会というか学習会というか、せっかくこれだけの計画を出しているわけですから、これを区民向けに知らせていくという取組もぜひしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○五十嵐保健予防課長

区民に対する周知ですが、どこまでできるか分かりませんが、みんなと相談をしながら考えていきたいと思います。

○田中委員長

ほかに、発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和7年陳情第39号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続する、あるいは結論を出す。どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

○えのした副委員長

本日結論を出すで、不採択といたします。

理由としましては、令和6年度に品川区自殺対策計画の中間改訂を区としては行っておりまして、ゲートキーパー研修は対象者を拡大して啓発をしていますし、学校からPTAのご案内だったと記憶しておりますが、以前私も児童、生徒の保護者向けということで受講して、身近な人の悩み等に気づいたときにはどう関わっていくみたいなことは学ばせていただきました。また、今は区民向けのオンラインゲートキーパー研修も実施しておりますし、区のホームページでは8月29日付で自殺対策のページの更新をしており、対応されていると思います。

理事者からもご説明がございましたが、自殺を防ぐ対策に取り組んでいただきながら、周知を徹底していただければと思い不採択とさせていただきます。

○大倉委員

本日結論を出すということで、不採択でお願いいたします。

自死、自殺対策について、品川区は自殺対策計画の見直しということで様々進めていて、本当に多岐にわたり力を入れて取り組んでいるところでもあるのかと思っています。

さっき少しお話しがあった関心の薄いところへのというのは本当に課題だと思っていますし、ぜひ進めていただきたいというところで、今話していて思ったのは、例えば10代の自死が一番多いというところでは学校での授業というのもありましたけれども、遊びと絡めてということは一つあるのかなと思います。例えば、かるたとか。SOSかるた、ゲートキーパーかるたとか、そういうものがあつたら遊びながら気づきができたり、例えば相談窓口は広いほうがいいと私は思っているので、たくさんいろいろな人の目があったり、相談窓口があつたりしているほうがいいと思うので、そういうことに合わせて相談の連絡先を書くとか、いろいろ工夫をしてやっていただければ、さらに関心がなかなか薄いところにもいくのかというふうに今話していて思いました。

今、区も様々やられている中でより一層やっていただくというところで、具体的な対策例というところではなかなか難しいというお話もありましたので、総合的にいろいろ進めていただければというところで、不採択とさせていただきます。

○あくつ委員

結論を出すで、不採択です。

まず、品川区の自殺に対する対策として先ほどからご説明があるとおり、品川区自殺対策計画中間改訂が昨年あったということで、6つの基本施策の基に着実に進めていращやる。オンラインも含めたゲートキーパー研修というのも対象の範囲も拡大されているということで、そのほか先ほどトイレでカードを配るという話もありましたけれども、納得のいく根拠のある施策を展開していただいていると思っています。

この陳情の中にあるご提案ですけれども、これに関しては長くなるので申し上げますが、課長のご答弁、そして課長のご説明と答弁でそれに尽きるとしておりますので、不採択とさせていただきます。

○鈴木委員

結論を出す、採択でお願いしたいと思います。

品川区もこういう形で、中間改定ということで計画も新たに出されているわけですが、中でも令和4年のときは49人で10位だった自殺が令和5年には7位で65人まで増えているという状況ですし、先ほども申し上げましたように10代から30代の死因のトップが自殺になっているという深刻な状況の中で、これは本当に対策をとることによって、だから本当に政治の課題として対策が求められているということだと思います。啓発や、それから相談体制の充実、そして具体的に支援というふうなところも含めて、もっと充実をさせることが求められていると思います。この計画についての説明会を検討いただけるということだったので、ぜひやっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○吉田委員

どうしても自死願望とか念慮のある方向への啓発の話になってしまうのだというのが、今までの意見表明を聞いても、これはきつと難しいんですね。陳情者が求めておられるのは周りへの啓発ですが、かなり難しい議論なのだということが分かりました。ですので、私としては継続で審査をしたほうがいいのではないかと思います。

○やなぎさわ委員

私もできれば継続して議論を深めたり、呼べればですが、専門的な方をお呼びしていろいろ話を聞けたりとかできたらいいのかなと思いますし、やはりそういった発信をするというか、啓発をすることは非常に大事なことで、2006年ですか。自殺対策基本法が施行されてから、その当時は3万2,000人くらいだった年間の自殺者数が今は1万1,000人くらい減りました。1万人くらいですか。というところで、やはりしっかりと対策を立ててしっかり周知するというのを併せてやることによって結果が出るものだというふうに思っていますので、前向きな観点から継続できればと思っています。

○田中委員長

本日のところは継続にするというご意見と結論を出すというご意見で分かれたので、まずはこの件を挙手により採決したいと思います。

それでは、本陳情を継続とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○田中委員長

賛成少数でございますので、本日結論を出すことに決定いたしました。

結論を出すことに決定いたしましたが、先ほど継続をご主張された方の態度がわかりませんので、改めてご確認をさせていただきます。

○吉田委員

本日結論を出すということになりましたので、そうであるならば採択を主張いたします。

○やなぎさわ委員

本日結論出すということになりましたので、採択を主張させていただきたいと思います。

○田中委員長

ありがとうございます。

それでは、令和7年陳情第39号、自殺対策の誤解を解くために啓発内容を改める陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○田中委員長

賛成者少数でございます。よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(6) 令和7年度陳情第42号 犬猫の放置糞尿への対策と清掃費用の公平負担に関する陳情

○田中委員長

次に、(6)令和7年陳情第42号、犬猫の放置糞尿への対策と清掃費用の公平負担に関する陳情を議題に供します。

まず、本陳情は初めての審査でありますので、職員に朗読させます。

〔書記朗読〕

○田中委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして理事者よりご説明願います。

○赤木生活衛生課長

それでは、私から陳情第42号に関してご説明いたします。

区では、東京都動物の愛護及び管理に関する条例の規定に基づき、犬や猫の糞尿などの汚物、汚水を適正に処理し、公共の場所や他人の土地、物件を汚すことがないように飼い主のマナー向上に努めておりますが、残念ながらこうしたマナーをご理解いただけていない飼い主の方が一部いらっしゃることは認識しているところでございます。

飼い主のマナー向上に資する具体的な取組といたしましては、まず、犬についてですが、全ての犬の飼い主に送付している狂犬病予防接種の案内や獣医師会との共催で年2回実施しているドックトレーナーによる犬のしつけ方教室などを通じて、散歩前に家でトイレを済ませること。最低限のマナーとして他人の敷地や商店街の店先など、周りに迷惑がかかる場所では排せつさせないこと。もし外で排せつしてしまった場合は、便は必ず持ち帰り、尿はトイレシートを敷いてさせるなど、しっかり後始末をすることなどについて周知啓発しております。

次に、猫に関しましては、飼い猫は完全に室内で飼育することについて、講習会や広報等による周知。また、野良猫については年2回実施している地域猫に関する勉強会などを通じて、町会など地域で野良猫を適正に管理していただく地域猫活動を推進し、その活動を支援しているところでございます。

また、糞尿被害にお困りの方からのご相談をお受けした場合には、必要に応じて職員が現地に確認に赴き状況を確認するとともに、飼い主等に対して個別に声かけを行っております。

今後も人と動物との調和の取れた共生社会の実現に向けて、引き続き様々な機会を捉えて飼い主のマナー向上について周知啓発に努めるとともに、犬猫の糞尿被害に関する相談があった際は、個別の事案に応じて適切に対応してまいります。

なお、動物の愛護及び管理に関する法律において、毎年9月20日から26日を動物愛護週間と定めておりまして、これに合わせて区では9月11日号の広報しながわに動物の愛護と適正飼養に関する記事を掲載しております。具体的な掲載内容につきましては、後ほどご覧いただければ幸いです。

○田中委員長

説明が終わりました。

これより、質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○やなぎさわ委員

この陳情に書いてあることの確認ですけれども、他自治体で犬猫の糞尿の残地に関して罰則規定みたいなものを設けている自治体があるような記載があるのですが、その辺の実態というのはいかがでしょうか。どれくらいの自治体があって、どういう罰則になっているのか、もしお分かりになればお願いいたします。

○赤木生活衛生課長

私どものほうで把握をさせていただいている情報でございますけれども、23区内ということになりますと、罰則規定がございますのは渋谷区の条例でございます。それ以外の自治体、22区につきましては、特段罰則を設けているような規定はないというふうに認識しております。

また、その他犬猫の糞の放置に関する罰則については、渋谷の条例にはございますが、あとは世田谷区の条例には例えばたばこであったり、そちらのポイ捨てに関する罰則と同じ様な形で、どちらかという環境美化に関する条例の中で、犬の糞の放置に関して罰則を規定しているのが渋谷の条例というふうに認識をしているところでございます。

○やなぎさわ委員

具体的に分かればいいのですけれども、こういった過料になっているのか教えていただきたいです。

○赤木生活衛生課長

渋谷区の事例について、ご説明をさせていただきます。禁止行為として定められておるのが、そのまま条文をお読みしますと、犬の飼い主または管理に関するものは、公共の場所等で犬の糞を放置してはならないというところに違反した方につきましては、2万円以下の罰金に処するという形で制定をされております。

○やなぎさわ委員

その件は、承知いたしました。

実際に、品川区にこういった犬猫の糞尿のトラブルというか、苦情の相談件数は大体年間どれくらいきていらっしゃるのですか。

○赤木生活衛生課長

委員にご質問いただきました犬猫の糞尿に関する苦情件数でございますけれども、令和6年度につきましては29件でございます。前年度、令和5年度につきましては66件で、令和4年度につきましては41件という形でございます。令和5年度に比べますと、令和6年度については明らかな減少が見込まれておりまして、区として様々取り組んでいった効果が一定程度出たのではないかとというふうに分析をしております。

○やなぎさわ委員

ということは、区としてはこういった啓発活動とか、そういったものを進めていくことによって、こういった陳情で出ているようなトラブルというのは減らしていけるというような、そういったお考えということでしょうか。

○赤木生活衛生課長

委員のおっしゃるとおりでございます。区としましてはこういった周知啓発、短期的にすぐに効果

が出るものという形では思っておりませんが、粘り強く皆様方に正しいマナーの周知啓発というところをさせていただくことによりまして、こういった犬猫の糞尿被害に遭われる区民の方を1人でも少なくしようというふうに考えてございます。

○田中委員長

ほかに、ご発言はありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和7年陳情第42号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す。どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

○えのした副委員長

本日結論を出すで、不採択とします。

理由は、区は条例の規定に基づいて様々な取組を行ってマナーの向上に努めておりますし、今課長からもご答弁がありましたが、苦情の件数もほぼ半減ということで効果が出ています。飼い主の基本的なマナーの問題でありますし、しつけの問題、マナーの啓発等を不採択の理由としております。引き続き、周知啓発の徹底をお願いいたします。

○大倉委員

本日結論を出すということで、不採択をお願いいたします。

苦情の件数も、特にマナー教室等獣医師の連携など、周知、啓発に努めて少なくなっているというご答弁もございました。あと、周知啓発については水をかけて少しでも尿を薄めていくとか、そういったこともやられている方が増えてきているのかと思います。そういったところも合わせてさらに今後も周知啓発をしていって、獣医師との連携とかを進めながら、マナー教室等様々やる中でこういった件数が減ってきているかというところも多少理解するところではありますので、不採択をお願いいたします。

○あくつ委員

本日結論を出すで、不採択をお願いいたします。

先ほど、諸々課長のご説明とご答弁にあったとおり、粘り強い取組が必要であります。ご提案のような条例制定とか税金の付加というところのお気持ちは分かるのですが、多分同じ立場に立てばこういうお怒りとか憤りというものはよく分かるのですが、やはりこれは区として、行政として粘り強く取り組んでいく必要があるのかと思います。不採択をお願いいたします。

○鈴木委員

結論を出すで、不採択をお願いしたいと思います。

先ほどからも皆さんが言われているように、区の取組、マナーの周知啓発によって苦情相談も減ってきているということでありますので、そういうところを評価するというのが最も大事なことでないかというふうに思います。

○吉田委員

本日結論を出すで、私も不採択をお願いいたします。

何十年前だと言われてしまうかもしれないですけども、私が子どもだった頃は結構皆さんマナーが悪くて、いろいろな方が立札を出したり、ここでさせないようにとか飼い主が持ち帰ってくださいとかありましたが、私が実感するところではそういうものは一切なくなったという感じがします。ないような気がします。昔と比べるからいけないのかもしれないですけども、やはりそれはあくまで罰則とかではなくて、マナーの向上でそういうことが行われてきたのだなというふうに思っていて、皆さんやはり啓発を進めればきちんと理解する人は理解して、でも多分お互いさまの気持ちですよね。そういうふうに実現するのだなということを実感しているところです。

現実、まだこういうところがあるのかと思うと、その方たちのお腹立ちはごもつともというふうに思いますが、では全体的な区としての罰則かというそうではなくて、あくまでマナーの向上ということを啓発していくべきかと思います。

1 個だけ。多分、これは糞のほうの話だと思うのですけれども、何年か前に尿のほうで電柱が倒れてしまったという事件があったのをご記憶ではないですか。やはり、あれはかなり負荷を与えるようで、それ以来お散歩の方でお水をかけていかれる方が増えました。でも、あんなペットボトルでちょっとかけたくらいでは効果がないと言われておりますので、今回の陳情は主にどうも糞のほうですけども、やはり公共物に実害が出たわけですから、そちらのほうの啓発も忘れずにぜひ進めていっていただきたいと思います。

○やなぎさわ委員

本日結論を出す、不採択をお願いいたします。

私も吉田委員から今お話がありましたけれども、昔を振り返ってみると20年くらい前、学生の頃ですが、地元の鮫洲の運河沿いでジョギングをしていると、糞がすごいのです。夜よくジョギングをしていたものですから、下を見て走らないといつ踏んでしまうか分からない。地雷みたいになっている状況で本当にすごかったのですが、今はそんなことは全くなくなって、あの辺の環境が美化されたということもあると思うのですけれども、やはり飼い主の方の意識も向上されたのではないかと考えておりますし、やはり一足飛びで条例云々というよりは、先ほどのお話にもあった粘り強く啓発活動を続けていくことが大事なのではないかというふうには思います。

ただ、やはりこういった陳情を提出された方にとっては非常に今何か悩まれていることで、かなり気苦労をされているのではないかとと思いますので、そういった方には個別にしっかりと寄り添った対応をしていただければというふうに思います。

○田中委員長

それでは、本陳情につきましては結論を出すとのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

それでは、令和7年陳情第42号、犬猫の放置糞尿への対策と清掃費用の公平負担に関する陳情について、お諮りいたします。

本件を不採択とすることにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ご異議なしと認めます。よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、本件および請願・陳情審査を終了いたします。

3 その他

○田中委員長

最後に、予定表3のその他を議題に供します。

まず、今定例会の一般質問に関する所管質問ですが、今定例会の一般質問中、厚生委員会に関わる項目について所管質問をなされたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と質問内容をこの場でお願いしたいと思います。

なお、本会議での質問の繰り返しにならないようお願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明後日にこの委員会で理事者からご答弁いただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思います。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

いらっしゃらないようですので、以上で一般質問に係る所管質問についてを終了いたします。

ほかに、その他で何かありますでしょうか。

○東野福祉計画課長

本日の第101号議案、一般会計補正予算の八潮南特別養護老人ホーム等の工事契約の変更につきまして、あくつ委員、それから吉田委員から空調機器の設置基準の改正について質問がございまして、後日回答する旨お伝えをいたしました。本日調べた内容につきまして、この場でご報告をさせていただきたいと思います。

まず、空調機器の基準につきましては、元からいきますと、2016年のモントリオール協定書のキガリ改正というものがございまして、今後30年でフロン排出を80%以上削減しますというような規定がされました。これを受けまして、2018年から2019年にかけて、改正オゾン層の保護法ですとか、フロン排出抑制法というものが制定されました。これによりまして、日本冷凍空調工業会ガイドラインというものが策定されまして、この策定の中にビル用のマルチエアコンの例外であるR410Aというものに含まれるHFCの不燃ガス、これが2025年から順次使用不可とするということになってございます。ただ、2024年の八潮南特別養護老人ホームの実施設計、それから工事契約の段階では、この代替となる新製品がまだ出ていなかったという状況でございます。新製品となりますR32という排出の安全基準を満たす製品が2025年、今年の7月に販売開始となりました。これを受けまして、契約変更によりまして適切に対応するという事で、今回変更の内容とさせていただいたものでございます。

○田中委員長

ただいまの説明に、ご質疑はありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ほかに、その他でありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

明後日も午前10時から開会でございます。

これをもちまして、厚生委員会を閉会いたします。

○午後6時00分閉会